

# 岸和田市地域防災計画

## 資料集



## 目次

I	記録	1
	災害記録	1
II	配備体制	4
	災害応急対策配備体制	
	(職員参集基準及び参集場所、災害対策本部、職員動員基準、配備体制における組織図)	4
	災害対策本部組織と事務分掌	7
	災害対策本部配置場所図	10
	岸和田市職員防災必携(地震・津波版)	11
III	情報・伝達	12
	観測所一覧表(雨量、土石流、河川水位、潮位、ため池水位)	12
	計測震度計等一覧表	14
	防災行政無線設置場所(同報系、移動系)	18
IV	避難所施設等	21
	指定緊急避難所一覧表(広域避難場所、緊急避難場所、津波避難ビル)	21
	指定避難所一覧表(指定避難所、指定福祉避難所)	23
	指定避難所担当部署	26
	要配慮者利用施設	27
	要配慮者利用施設一覧表(洪水、高潮災害、土砂災害)	30
	避難路及び広域避難場所等位置図	35
	仮設住宅予定場所	37
V	備蓄状況	38
	配送・物資拠点予定場所	38
	市保有車両一覧表	38
	備蓄物資(重要備蓄物資目標量一覧表、大阪府備蓄物一覧表、岸和田市備蓄物資一覧表)	39
VI	関係機関	42
	岸和田市防災会議委員名簿	42
	防災関係機関通信窓口	43

<b>VII</b>	<b>災害時医療</b> . . . . .	46
	災害医療機関一覧表（災害拠点病院、特定診療災害医療センター、市町村災害医療センター、災害医療協力病院） . . . . .	46
	応急救護所及び医療救護所予定場所一覧表 . . . . .	47
	災害時医療救護チーム編成 . . . . .	48
	岸和田市医師会医療救護チーム活動要領 . . . . .	49
	岸和田市医師会医療救護班編成表 . . . . .	50
<b>VIII</b>	<b>交通路</b> . . . . .	55
	緊急交通路等の位置図 . . . . .	55
	地域緊急交通路（市指定）一覧表 . . . . .	56
	災害時用臨時ヘリポート選定基準及び災害時用臨時ヘリポート一覧表 . . . . .	57
<b>IX</b>	<b>水防・消防</b> . . . . .	58
	岸和田市水防団組織 . . . . .	58
	水防倉庫一覧表 . . . . .	59
	消防団の配置状況 . . . . .	60
	中高層建築物状況 . . . . .	61
	指定数量の倍数別危険物施設状況 . . . . .	61
	指定文化財・登録文化財一覧表（国指定文化財、府指定文化財、市指定文化財、 国登録文化財） . . . . .	62
<b>X</b>	<b>津波・高潮</b> . . . . .	64
	津波対策実施要領 . . . . .	64
	水門等一覧表 . . . . .	73
	水門位置図 . . . . .	74
	高潮対策実施要領 . . . . .	76
<b>XI</b>	<b>河川</b> . . . . .	81
	管理河川一覧表（2級河川、準用河川、普通河川） . . . . .	81
	大阪府知事指定河川・海岸一覧表 . . . . .	82
	水防ため池一覧表 . . . . .	83
<b>XII</b>	<b>土砂災害予防</b> . . . . .	84
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による指定区域 （現象：土石流） . . . . .	84
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による指定区域 （現象：急傾斜地の崩落） . . . . .	86
	山地災害危険地区一覧（山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区、地すべり危険地区） 及び宅地造成工事規制区域指定状況 . . . . .	91

XIII	防災協定一覧	92
XIV	計画	96
	防火地域及び準防火地域の指定範囲図	96
	災害に強いすまいとまちづくり促進区域（整備済：東岸和田駅前）及び課題地域図	97
	災害時に安全を確保すべき建築物の分類	98
XV	法令	99
	岸和田市防災会議条例	99
	岸和田市災害対策本部条例	101
	岸和田市水防団条例	102
	岸和田市消防団の組織等に関する規則	105
	災害救助法の適用	108
	激甚災害及び局地激甚災害指定基準	113
	被害認定統一基準	116
	災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金の概要	117
	岸和田市災害見舞金交付要綱の概要	119
	岸和田市災害遺児見舞金支給要綱の概要	119
	大阪府災害救助用食料緊急引渡要領	120
XVI	様式	123
	自衛隊災害派遣	123
	罹災証明様式	124
	被害状況判断基準	125
	応急被害状況報告様式	127
	火災・災害等即報要領による報告	132
	緊急通行車両事前届出書及び事前届出済証様式	138
	緊急通行車両確認申請書、確認証明書様式	139
	標章	140
	義援金受付名簿様式	141
	義援物資受付名簿様式	142
	避難者名簿様式	143



# I 記録

## 災害記録

### 風水害の概要

大阪盆地に地形区分される岸和田市に大きな被害をもたらした風水害は、台風、梅雨前線及び台風くずれの低気圧に伴う暴風雨、集中豪雨によるものが多い。

### 地震災害の概要

岸和田市域に影響を及ぼした大規模な地震としては、1995年1月17日に発生した兵庫県南部地震(直下型地震でマグニチュード7.3、震源の深さ16km)が記憶に新しい。この地震により、市内では住家の全壊1棟、半壊14棟、一部破損566棟(平成9年2月7日現在)の他、臨海埋立地の構造物の一部に被害が認められた。

過去に大阪府域に影響を及ぼした地震では、マグニチュード8クラスの巨大地震(887年仁和地震、1361年正平地震、1707年宝永地震、1854年安政東海地震・安政南海地震、1891年濃尾地震、1946年昭和南海地震)、マグニチュード7クラスの地震(1510年永正地震、1596年慶長伏見地震、1662年寛文近江・若狭地震、1899年紀伊大和地震、1927年北丹後地震、1944年昭和東南海地震、2000年鳥取県西部地震、2024年令和6年能登半島地震等)及び2018年大阪北部地震等があります。

### 液状化現象

過去の液状化の履歴は「日本の地盤液状化履歴図」若松加寿江(1991)により把握できる。これによると、市域及び周辺地域において液状化の記録はない。ただし、これらはあくまでも確認されたものであり、必ずしも市内で過去に液状化が発生しなかったことを示すものではない。今後、遺跡の発掘や造成工事に伴い、過去の地震による液状化の痕跡が発見される可能性は十分にある。

岸和田市の主な風水害の履歴

発生年月日	被害の状況
昭和 9 年 9 月 21 日	室戸台風 大波のため海水の浸水あり。倒壊家屋数量不明、死者 4 人。
昭和 25 年 9 月 3 日	ジェーン台風 死者 4 人、行方不明者 1 人、負傷者 680 人、家屋全壊 250 戸、家屋半壊 1,185 戸。
昭和 27 年 7 月 7 日 ～11 日	7 月豪雨（梅雨前線） 死者 3 人、流出家屋 5 戸、全壊 4 戸、半壊 4 戸、床上浸水 668 戸、床下浸水 2,851 戸、河川決壊 13 ヶ所、護岸崩壊 34 ヶ所、橋梁流失 24 ヶ所、山崩れ。
昭和 28 年 9 月 25 日	台風 13 号 全壊 14 戸、半壊 109 戸、流失 2 戸、床上浸水 39 戸、床下浸水 243 戸。
昭和 36 年 6 月 24 日	台風 6 号 春木南地区にて納屋(27 m <sup>2</sup> )が倒壊、阿間河滝町にて用水路決壊、白原の蒲浦地の堤決壊、その他牛滝川上流の数ヶ所にて崖崩れ。
昭和 36 年 9 月 16 日	第 2 室戸台風 市内で家屋全壊 110 戸、半壊 610 戸、床上浸水 2,750 戸、床下浸水 2,100 戸。
昭和 36 年 9 月 25 日	台風 20 号 市内で床上浸水 630 戸。
昭和 42 年 7 月 7 日 ～12 日	梅雨前線 床上浸水 8 戸、床下浸水 843 戸、護岸崩壊 18 ヶ所、河川災害 19 ヶ所、道路災害 13 ヶ所。
昭和 47 年 7 月 12 日 ～13 日	梅雨前線 春木南浜町、南町、磯上町、土生町等で床下浸水 309 戸、床上浸水 1 戸。
昭和 54 年 6 月 29 日	6 月豪雨 西之内町、宮本町、野田町などで床下浸水 90 戸。下松町、上町を中心に床下浸水 95 戸。
昭和 57 年 8 月 1 日	台風 10 号 古城川があふれ、堺町、大手町などで床上、床下浸水約 160 戸。
平成 7 年 7 月 4 日 ～6 日	梅雨前線 床下浸水 120 戸、床上浸水 4 戸、家屋の一部破損 3 戸。
平成 16 年 5 月 13 日	集中豪雨 床上浸水 74 戸、床下浸水 224 戸。
平成 19 年 7 月 16 日 ～17 日	豪雨 包近町で床上浸水 1 戸、三田町・土生町で床下浸水 3 戸、内畑町・河合町・大沢町で土砂崩れ 4 ヶ所。
平成 23 年 9 月 2 日 ～4 日	台風 12 号 上白原地区にて土砂崩れ、4 世帯 12 人に対し避難勧告、被害なし。
平成 26 年 8 月 9 日 ～10 日	台風 11 号 河合町にて土砂崩れ、家屋の一部損壊 1 戸、河合町船渡地区(27 世帯 65 人)に対し、避難指示。

平成 26 年 10 月 12 日 ～13 日	台風 19 号 堺町を中心に床上浸水 9 戸、床下浸水 74 戸。
平成 27 年 7 月 16 日 ～17 日	台風 11 号 河合町、大沢町にて土砂崩れ。林道牛滝線通行止め。
平成 29 年 10 月 22 日	台風 21 号 死者 1 名。大沢町にて崩落した土砂が河川をせき止め、洪水が発生。 大規模半壊 1 戸、床上浸水 3 戸、床下浸水 6 戸、 府道路肩・法面崩壊 2 件、市道路肩・法面崩壊 6 件、 市道道路陥没 5 件、落橋 1 件、ため池外法崩壊 2 件、 林道・用水路・農地等法面崩壊 8 件、上水道管破損 1 件、 集落排水施設水没 1 件。
平成 30 年 9 月 4 日	台風 21 号 重症 1 名、中等症 5 名、軽症 11 名。 記録的な暴風により、甚大な家屋被害が発生。 全壊 12 戸、半壊 98 戸、一部損壊 4,172 戸。 市内全域にかかる大規模停電。
令和 5 年 6 月 2 日 ～3 日	梅雨前線 土砂崩れ 27 件、道路被害 4 件、農道被害 5 件、林道被害 2 件 里道被害 3 件、水路閉塞 12 件、倒木 4 件、 河川被害(護岸) 2 件、太陽光パネル損壊 1 件等。
令和 5 年 8 月 14 日 ～15 日	台風 7 号 林道被害 1 件、水路閉塞 7 件、河川被害(護岸) 2 件、建物外壁剥離 2 件、 倒木 8 件、倒竹 4 件、雨漏り 21 件以上、電気引込柱転倒 2 件、 屋根破損 5 件、カーブミラー倒壊 1 件等。

出典：「岸和田市史第 1 巻」(岸和田市史編纂委員会、昭和 54 年 9 月)  
「ジェーン台風概要」(大阪府)  
「昭和 42 年 7 月豪雨災害概要」(大阪府、昭和 43 年 3 月)  
「昭和 47 年 7 月豪雨災害概要」(大阪府)

## II 配備体制

### 災害応急対策配備体制

令和8年5月29日改定

記載例 上段：〈気象予警報等〉

中段：自動参集・指示による参集の別

下段：参集場所

#### (1) 職員参集基準及び参集場所

	区分	参集職員数	配備体制要件				
			地震	津波	気象	高潮	土砂災害
初動対応	レベル1 事前準備体制 (事前準備室)	約30人 (避難所配備職員を除く)	〈南ト臨時情報〉 (調査中・巨大地震注意) 自動参集 所属部署(自席)	〈注意報〉 自動参集 所属部署 (自席)	〈警報〉 自動参集 所属部署 (自席)	〈注意報〉 自動参集 所属部署 (自席)	〈警報〉 自動参集 所属部署 (自席)
	レベル2 初動対策体制 (初動対策室)	約100人 (避難所配備職員を除く)	〈震度4〉 〈南ト臨時情報〉 (巨大地震警戒) 自動参集 初動対策室	〈注意報〉 参集指示あり 初動対策室	〈警報〉 参集指示あり 初動対策室	〈警報〉 自動参集 初動対策室	〈警報〉 参集指示あり 初動対策室
災害対応	レベル3 A号体制 (災害対策本部)	約600人 (全職員の1/4)	〈震度4〉 参集指示あり 所属部署	〈警報〉 自動参集 指定場所※	〈警報〉 参集指示あり 所属部署	〈警報〉 参集指示あり 所属部署	〈警報〉 参集指示あり 所属部署
	レベル4 B号体制 (災害対策本部)	約1200人 (全職員の1/2)	〈震度5弱以上〉 自動参集 指定場所※	〈警報〉 参集指示あり 指定場所※	〈特別警報〉 自動参集 所属部署	〈警報〉 参集指示あり 所属部署	〈警報〉 参集指示あり 所属部署
	レベル5 C号体制 (災害対策本部)	約2300人 (全職員)	〈震度6弱以上〉 自動参集 指定場所※	〈大津波警報〉 自動参集 指定場所※	〈特別警報〉 参集指示あり 所属部署	〈特別警報〉 自動参集 所属部署	〈特別警報〉 自動参集 所属部署

	本部事務局	食料物資部	福祉救護部	生活基盤部	避難支援・学校部	下水道河川部	消防本部	再建支援部
指定場所	消防本部 4階 執務室	総合体育館 2階 弓道場	保健 センター 3階会議室	総合体育館 2階 会議室	東岸和田市 民センター 4階 講座室1	総合体育館 2階 会議室	消防本部	桜台市民 センター 3階 全フロア

配備体制要件の「気象」は地震、津波、高潮、土砂災害を除く気象警報等である。

※指定場所（地震震度5弱以上、津波警報及び大津波警報が発表された場合）

(注) 各部の本部常駐担当者は、本部事務局の参集場所へ参集することとする。

各部の構成員の具体的な参集場所については、別にマニュアルに定める。

#### (2) 災害対策本部

##### ア 構成員

- ・ 本部長（市長）
- ・ 副本部長（副市長・教育長）
- ・ 主幹本部員（危機管理監）
- ・ 本部事務局長（総務部長）
- ・ 食料物資部長（市民健康部長）
- ・ 福祉救護部長（福祉部長）
- ・ 生活基盤部長（建設部長・魅力創造部長）
- ・ 避難支援・学校部長（教育総務部長）
- ・ 下水道河川部長（下水道河川部長）
- ・ 消防本部長（消防長）
- ・ 再建支援部長（総合政策部長）

##### イ 参集場所

本庁新館4階第1委員会室

(注) ただし、地震震度5弱以上、津波警報及び大津波警報が発表された場合は、消防本部4階へ参集することとする。

(3) 職員動員基準

		体制		参集職員		
初動対応	レベル1 事前準備体制 (事前準備室)	本部事務局	本部統括班 広報班	危機管理課指定職員 広報広聴課指定職員		
		生活基盤部	土木施設班	農林水産課指定職員 産業政策課指定職員 ※1 建設管理課指定職員 道路整備課指定職員 公園緑地課指定職員		
		避難支援・学校部	避難所班	生涯学習課指定職員 ※2 スポーツ振興課指定職員 ※2 図書館指定職員 ※2 避難所配備職員 ※3		
		下水道河川部	下水道河川班 下水道施設班	下水道河川整備課指定職員 下水道施設課指定職員		
		消防本部	統括調整班 支援班 情報班 救急統括班 現場活動班	消防本部警備課指定職員 消防本部総務課指定職員 消防本部予防課指定職員 消防本部救急課指定職員 消防本部消防署指定職員		
	レベル2 初動対策体制 (初動対策室)	本部事務局	主幹本部員 (初動対策室) 本部事務局長 本部統括班  広報班 庶務班	危機管理監 総務部長 ※1 危機管理課長・指定職員 IT推進課長・指定職員 ※1 広報広聴課長・指定職員 財政課長・指定職員 ※1 総務管財課長・指定職員 ※1 人事課長・指定職員 ※1		
		食料物資部	食料物資部部長 統括班 調達供給班	市民健康部長 ※1 自治振興課長・指定職員 ※1 市民課長・指定職員 ※1		
		福祉救護部	福祉救護部部長 統括班 避難行動要支援者支援班	福祉部長 ※1 福祉政策課長・指定職員 ※1 介護保険課長・指定職員 ※1		
		生活基盤部	生活基盤部部長 統括班 土木施設班  建築物対策班 がれき・し尿処理対策班	建設部長 / 魅力創造部長 都市計画課長・指定職員 農林水産課長・指定職員 産業政策課長・指定職員 ※1 建設管理課長・指定職員 道路整備課長・指定職員 公園緑地課長・指定職員 建設指導課長・指定職員 廃棄物対策課長・指定職員 ※2		
		避難支援・学校部	避難支援・学校部部長 統括班 避難所班	教育総務部長 教育総務課長・指定職員 生涯学習課長・指定職員 スポーツ振興課長・指定職員 図書館長・指定職員 避難所配備職員 ※3		
		下水道河川部	下水道河川部長 統括班 下水道河川班 下水道施設班	下水道河川部長 下水道河川総務課長・指定職員 下水道河川整備課長・指定職員 下水道施設課長・指定職員		
		消防本部	消防本部部长 消防本部副部长 (初動対策室副室長) 統括調整班 支援班 情報班 救急統括班 現場活動班	消防長 消防次長 消防本部警備課長・指定職員 消防本部総務課長・指定職員 消防本部予防課長・指定職員 消防本部救急課長・指定職員 消防本部消防署長・指定職員		
		再建支援部	再建支援部部長 統括班 被災調査班 罹災証明発行班 生活再建班	総合政策部長 ※2 企画課長・指定職員 ※2 固定資産税課長・指定職員 ※2 市民税課長・指定職員 ※2 福祉政策課長・指定職員 ※2		
		災害対応	レベル3 A号体制 (災対本部)	全部課長・職員 の 1/4		
			レベル4 B号体制 (災対本部)	全部課長・職員 の 1/2		
			レベル5 C号体制 (災対本部)	全職員		

○ 指定職員については、各課の事務分掌による災害応急対策の実施に必要な要員を確保する。

レベル1 ※1 産業政策課指定職員は、津波注意報・高潮注意報発表時に参集する。

レベル1 ※2 生涯学習課、スポーツ振興課、図書館の指定職員のいずれかは、避難所開設時に参集する(本部事務局より生涯学習課長へ指示)

レベル2 ※1 対象職員は、本部事務局から参集命令があった場合にのみ参集するものとする。

レベル2 ※2 福祉救護部がれき・し尿処理対策班及び再建支援部については、被災した場合に参集(本部より指示あり)

レベル1・2 ※3 避難所配備職員は、避難支援・学校部から避難所の開設指示があった場合にのみ参集するものとする。

※下水道施設課・消防本部(警備課・予防課・救急課・消防署)職員は所属部署において災害対応にあたる。

(4) 配備体制における組織図

図1 事前準備室組織（レベル1）

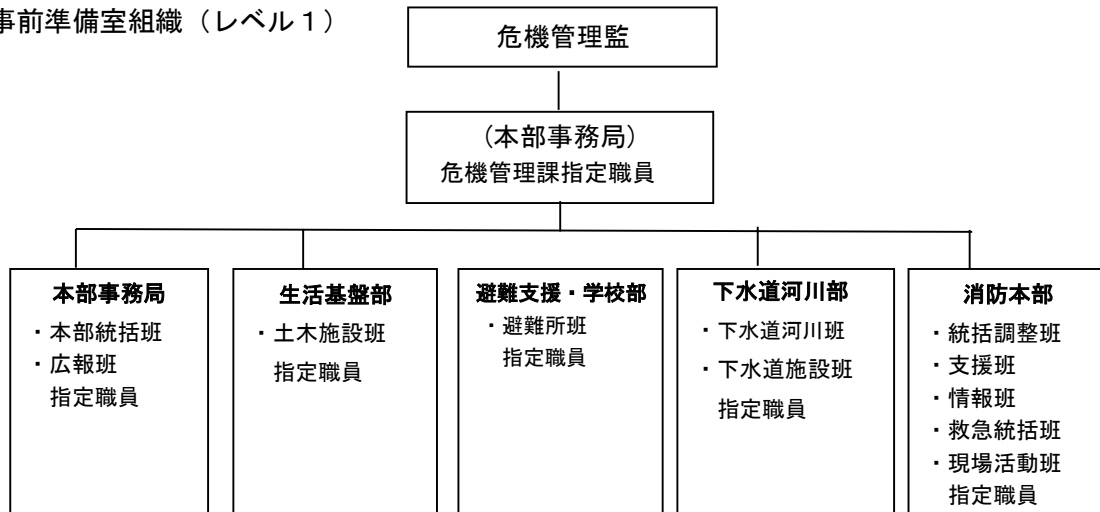
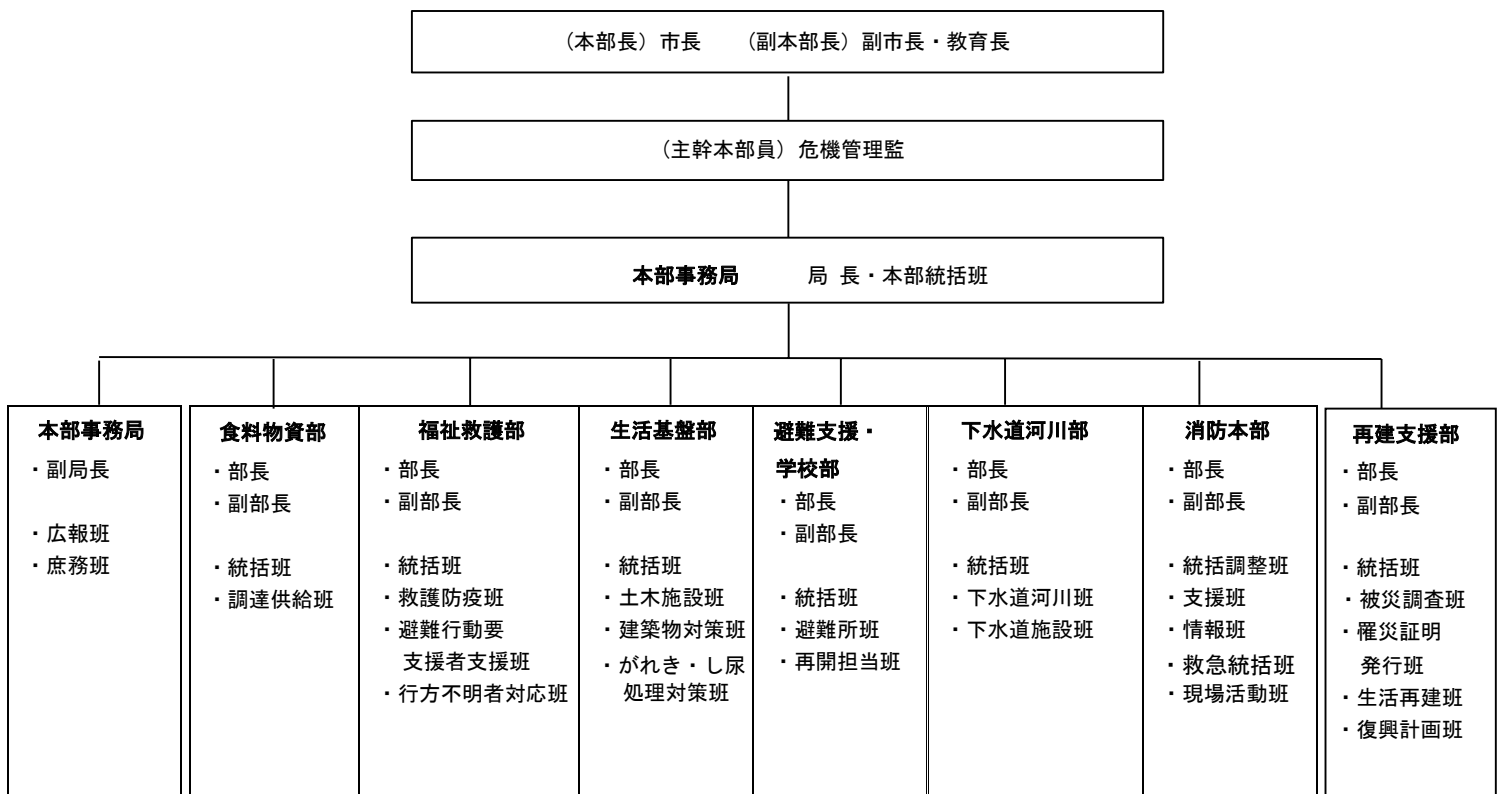


図2 初動対策室組織（レベル2）



図3 災害対策本部組織（レベル3～レベル5）



災害対策本部組織と事務分掌

令和8年4月1日改訂

部 局	班	担 当	事 務 分 掌	配 備 課
本部事務局 (主幹本部員) 危機管理監 (局長) 総務部長 (副局長) 議会事務局長 (副局長) 監査事務局長 (副局長) 会計管理者	本部統括班 (班長) 危機管理課長	統括担当	・本部事務局の統括及び庶務に関する事	危機管理課
		災害対策本部設置・閉鎖担当	・災害対策本部の設置及び閉鎖に関する事 ・災害応急対策の企画、部活動調整に関する事 ・本部会議招集、進行、記録に関する事	
		避難指示等担当	・避難指示の判断、発令に関する事	
		通信担当	・通信指令に関する事	
		情報統括担当	・災害対応情報システムの管理運営に関する事 ・気象、災害情報の収集、伝達に関する事 ・各部からの情報の集約に関する事	IT推進課
		広域応援要請担当	・自衛隊等の派遣要請に関する事 ・府、広域的協力要請及び連絡調整に関する事	危機管理課 消防本部
		対外調整担当	・本部長、副部長秘書に関する事 ・対外調整、災害視察者等への対応に関する事	秘書課
	広報班 (班長) 広報広聴課長	広報担当	・市民への災害広報活動に関する事 ・報道機関への情報提供、協力要請、その他連絡に関する事 ・庁内広報に関する事	広報広聴課
		活動記録担当	・災害記録写真、ビデオ等の作成に関する事	各部より
	庶務班 (班長) 人事課長	職員対応担当	・職員の安否確認及び出勤状況把握、記録に関する事 ・災害活動従事職員の動員対応、手当、災害補償に関する事	人事課
		食料担当	・災害活動従事職員の食料の手配に関する事	選挙管理委員会 監査事務局
		資源管理担当	・公有財産(空地含む)の調査・管理に関する事 ・公用車の把握及び災害従事車両に関する事 ・庁内等の物品管理に関する事	総務管財課
		相談窓口担当	・市民の相談窓口に関する事	会計課 広報広聴課
		市議会担当	・議員との連絡調整に関する事	議会事務局
		経理担当	・災害に関する予算措置に関する事 ・国、府の災害関係資金に関する事	財政課
		食料物資部 (部長) 市民健康部長 (副部長) 公営競技事業所長	統括班 (班長) 自治振興課長	統括・情報集約担当
本部常駐担当	・部と災害対策本部との連絡調整に関する事			部から1名(自治振興課)
活動記録担当	・災害記録写真、ビデオ等の作成に関する事			部から1名
物資管理担当	・救援物資等の受入れ、管理に関する事			公営競技事業所
調達供給班 (班長) 契約検査課長	調達担当		・応急食料及び物資、救助用資機材の確保に関する事	契約検査課 総務管財課
	供給担当		・被災者への物資配給に関する事	市民課 生活福祉課
	福祉救護部 (部長) 福祉部長 (副部長) 市民病院事務局長 (副部長) 環境保全課長		統括班 (班長) 福祉政策課長	統括・情報集約担当
本部常駐担当		・部と災害対策本部との連絡調整に関する事		部から1名(福祉政策課)
活動記録担当		・災害記録写真、ビデオ等の作成に関する事		部から1名
救護防疫班 (班長) 健康推進課長		医療救護担当	・救護所の開設、運営に関する事 ・医師、保健所への応援要請及び連絡調整に関する事 ・医療救助活動に関する事 ・救急医薬品、衛生資機材の確保、支給に関する事	健康推進課 こども家庭課 経営管理課 医療マネジメント課 医療局・医療技術局 看護局
		食品衛生担当	・食品の衛生の確保に関する事	健康推進課 こども家庭課
		環境衛生担当	・食品の衛生の確保に関する事 ・被災地区の防疫、応急入浴対策に関する事	環境保全課 廃棄物対策課
		避難行動要支援者支援班 (班長) 介護保険課長	避難行動要支援者支援担当	・避難行動要支援者の援護及び相談に関する事
福祉避難所担当			・福祉施設の被害調査及び応急対策に関する事 ・福祉避難所の開設、運営に関する事	障害者支援課 広域事業者指導課
行方不明者対応班 (班長) 生活福祉課長			調査担当	・安否不明者の調査に関する事
		処理収容担当	・遺体の処理、収容に関する事	環境保全課 市民課

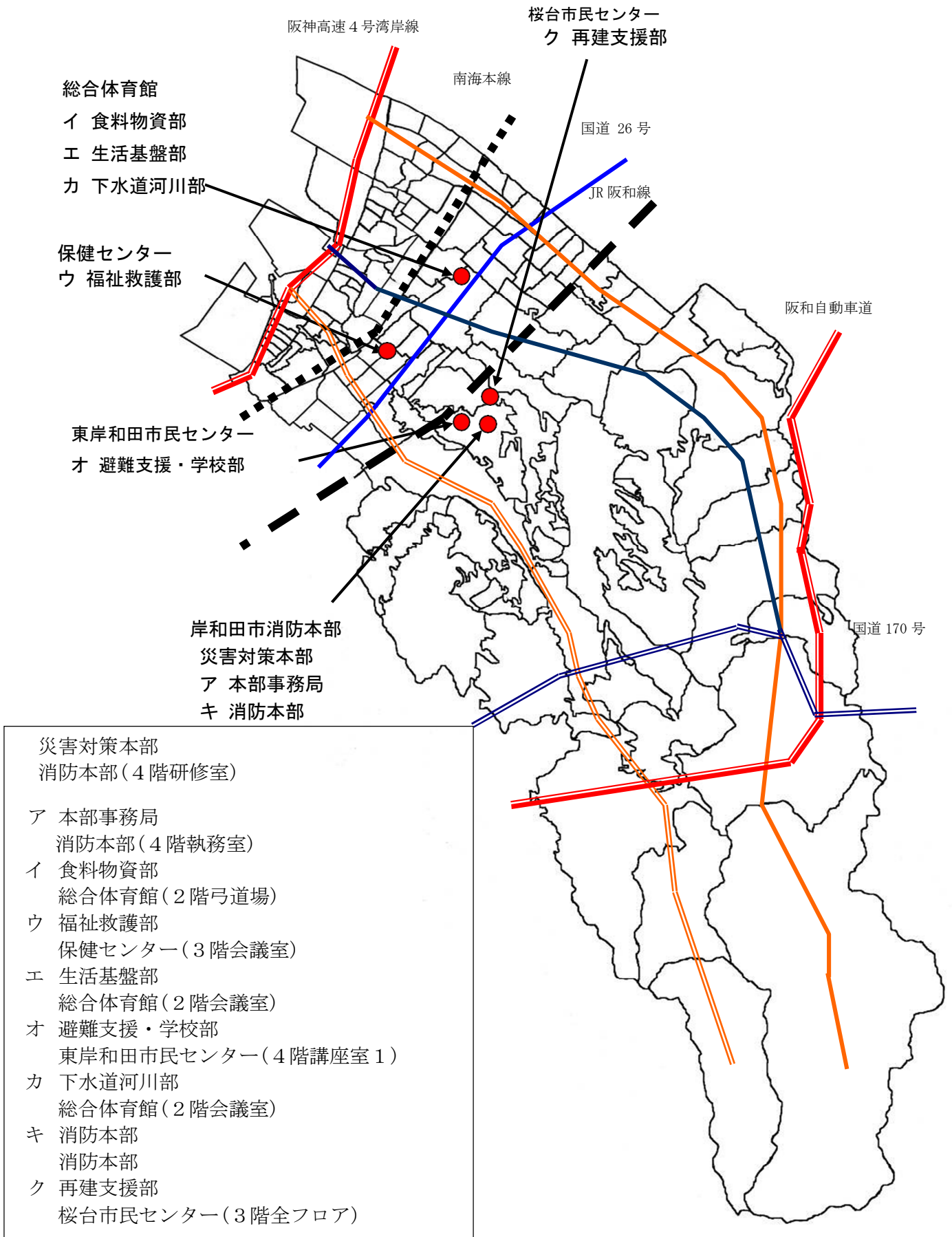
部 局	班	担 当	事 務 分 掌	配 備 課	
生活基盤部 (部長) 建設部長 (部長) 魅力創造部長 (副部長) まちづくり推進部長 (副部長) 環境農林水産部長	統括班 (班長) 都市計画課長	統括・情報集約担当	・生活基盤部の統括及び庶務に関する事 ・部内の情報の集約及び災害対策本部との通信に関する事	都市計画課	
		本部常駐担当	・部と災害対策本部との連絡調整に関する事	部から1名(都市計画課)	
	土木施設班 (班長) 建設管理課長	土木施設担当	・道路及び橋りょうの被害調査、応急対策に関する事 ・道路交通不能箇所等の調査に関する事 ・公園緑地の被害調査及び応急対策に関する事 ・宅地等工事中区域の公共施設の被害調査及び応急対策に関する事	道路整備課 公園緑地課 交通まちづくり課	
			農業施設担当	・農地、溜池その他の農業用施設の被害調査及び応急対策に関する事 ・農産物、家畜被害その他の治山関係の被害調査及び応急対策に関する事 ・農業協同組合等への協力要請及び連絡調整に関する事	農林水産課
		港湾施設担当	・港湾施設の被害調査及び応急対策に関する事	産業政策課	
	建築物対策班 (班長) 建設指導課長	公共施設担当	・市有建築物の被害調査及び応急対策に関する事 ・市営住宅の被害調査及び応急対策に関する事 ・公営住宅入居斡旋及び情報提供に関する事	都市計画課 都市整備課 建設管理課 道路整備課	
			応急危険度判定担当	・建物危険度判定に関する事	住宅政策課 建設指導課
		応急仮設住宅担当	・応急仮設住宅の建設及び応急修理に関する事 ・応急仮設住宅の入居に関する事	住宅政策課 公共建築マネジメント課	
	がれき・し尿処理対策班 (班長) 廃棄物対策課長	処理計画担当	・がれき、廃棄物の処分場確保に関する事 ・仮設トイレの設置及び管理に関する事	廃棄物対策課	
		一般ゴミ担当	・災害による一般ゴミの収集・処理に関する事	廃棄物対策課	
		がれきし尿処理担当	・仮設トイレの設置及び管理に関する事 ・災害による廃棄物、し尿等の収集・処理に関する事	廃棄物対策課 下水道施設課	
	避難支援・学校部 (部長) 教育総務部長 (副部長) 生涯学習部長 (副部長) 学校教育部長 (副部長) 子ども家庭応援部長	統括班 (班長) 教育総務課長	統括・情報集約担当	・生活基盤部の統括及び庶務に関する事 ・部内の情報の集約及び災害対策本部との通信に関する事 ・避難所運営の統括に関する事	教育総務課 学校適正配置推進課
			本部常駐担当	・部と災害対策本部との連絡調整に関する事	部から1名(教育総務課)
			活動記録担当	・災害記録写真、ビデオ等の作成に関する事	部から1名
避難所班 (班長) 生涯学習課長		各避難所担当	・避難所の開設(施設の安全確認を含む)及び運営の協力に関する事 ・避難所における避難者の把握に関する事 ・被災者の名簿作成に関する事 ・要配慮者の保護、相談に関する事	生涯学習課 学校管理課 産業高校学務課 文化国際課 スポーツ振興課 郷土文化課 図書館 子育て支援課 こども家庭課 健康保険課 市民センター課 財政課 人権・男女共同参画課 監査事務局 会計課 議会事務局 人事課 自治振興課 市民課 福祉政策課 介護保険課 障害者支援課 広域事業者指導課 生活福祉課 都市整備課 都市計画課 交通まちづくり課 学校給食課 子育て施設課 総務管財課 固定資産税課 納税課 産業政策課 観光課 市民税課 庁舎建設準備課 企画課 行財政改革課 環境保全課 廃棄物対策課 成長戦略課 こども政策課	

部 局	班	担 当	事 務 分 掌	配 備 課
避難支援・学校部 (部長) 教育総務部長 (副部長) 生涯学習部長 (副部長) 学校教育部長 (副部長) 子ども家庭応援部長	再開担当班 (班長) 学校教育課長	学校教育再開担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校部の配備体制その他災害応急体制の企画及び調整に関する事</li> <li>・学校園施設の被害調査及び応急対策に関する事</li> <li>・施設利用者の保護に関する事</li> </ul>	学校教育課
		保育所再開担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育施設の被害調査及び応急対策に関する事</li> <li>・施設利用者の保護に関する事</li> </ul>	人権教育課 産業高校学務課 学校給食課 子育て施設課 こども政策課 保育所等
	施設再開担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急教育実施の予定場所、方法等に関する事</li> <li>・教科書、教材、学用品等の被害状況の調査、調達、配給に関する事</li> <li>・園児、児童、生徒の被害状況調査及び応急対策に関する事</li> <li>・災害時における学校園の防疫に関する事</li> <li>・被災職員の調査及び応急対策に関する事</li> </ul>	学校管理課	
下水道河川部 (部長) 下水道河川部長 (副部長) 下水道河川総務課長	統括班 (班長) 下水道河川総務課長	調査・広報担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道河川部の統括及び庶務に関する事</li> <li>・部内の情報の集約及び災害対策本部との通信に関する事</li> </ul>	下水道河川総務課
		動員・調達担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関への協力要請及び受入に関する事</li> <li>・物資等の確保に関する事</li> </ul>	部から1名(下水道河川総務課)
		本部常駐担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部と災害対策本部との連絡調整に関する事</li> </ul>	部から1名
	下水道河川班 (班長) 下水道河川整備課長	河川水路担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水防に関する情報連絡及び水防記録に関する事</li> <li>・河川の被害調査、応急対策に関する事</li> </ul>	下水道河川整備課
		管路担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道管路の被害調査、応急対策に関する事</li> </ul>	
下水道施設班 (班長) 下水道施設課長	施設担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道施設の被害調査、応急対策に関する事</li> </ul>	下水道施設課	
消防本部 (部長) 消防長 (副部長) 消防次長	支援班 (班長) 総務課長	庶務・支援担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常警備時の庶務に関する事</li> <li>・消防団に対する連絡調整に関する事</li> <li>・消防施設、物品等の保全管理に関する事</li> <li>・非常食、燃料等の物資調達に関する事</li> <li>・非常警備本部の財務に関する事</li> <li>・消防主力機械の保全管理に関する事</li> <li>・他の班に属しないこと</li> <li>・他班事務への協力応援に関する事</li> </ul>	総務課
		活動記録担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害記録写真、ビデオ等の作成に関する事</li> <li>・非常参集の記録に関する事</li> </ul>	部から1名
	情報班 (班長) 予防課長	情報収集・広報担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害警備本部の活動記録に関する事</li> <li>・災害情報の収集及び集計に関する事</li> <li>・市民、報道機関等への広報、避難誘導に関する事</li> <li>・危険物施設等に対する措置命令等に関する事</li> <li>・他班事務への協力応援に関する事</li> </ul>	予防課
	統括調整班 (班長) 警備課長	統括・調整・応援要請担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害警備本部の統括調整に関する事</li> <li>・消防相互応援協定に基づく他の機関との調整に関する事</li> <li>・災害対策本部、大阪府及び国との連絡調整に関する事</li> <li>・災害即報に関する事</li> <li>・緊急出動指令に関する事</li> <li>・気象情報の記録及び伝達に関する事</li> <li>・通信施設の保全管理及び運用に関する事</li> <li>・災害現場の情報収集及び連絡に関する事</li> <li>・非常参集の情報伝達に関する事</li> </ul>	警備課
	救急統括班 (班長) 救急課長	救急担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救急活動に関する事</li> <li>・救急医療全般の連絡調整、確保及び情報収集に関する事</li> <li>・救急資機材の保全管理に関する事</li> <li>・他班事務への協力応援に関する事</li> </ul>	救急課
	現場活動班 (班長) 消防署長	現場活動担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害情報の収集に関する事</li> <li>・避難誘導に関する事</li> <li>・消防活動に関する事</li> <li>・火災その他の災害の警戒及び防御活動に関する事</li> <li>・救急活動に関する事</li> <li>・救急医療機関の連絡調整に関する事</li> <li>・救急資機材の保全管理に関する事</li> <li>・救助活動に関する事</li> <li>・参集職員の配置調整及び増隊編成に関する事</li> <li>・他班事務への協力応援に関する事</li> </ul>	消防署
再建支援部 (部長) 総合政策部長 (副部長) 財務部長	統括班 (班長) 企画課長	統括・情報集約担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再建支援部の統括及び庶務に関する事</li> <li>・部内の情報の集約及び災害対策本部との通信に関する事</li> </ul>	企画課
		本部常駐担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部と災害対策本部との連絡調整に関する事</li> </ul>	部から1名(企画課)
		活動記録担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害記録写真、ビデオ等の作成に関する事</li> </ul>	部から1名
	被災調査班 (班長) 固定資産税課長	家屋等被害調査担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家屋及び被害調査、災害に関する市税減免に関する事</li> </ul>	固定資産税課
		商業被害調査担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商工業者の被害調査及び応急対策に関する事</li> <li>・商工団体への指導、協力要請及び連絡調整に関する事</li> <li>・中小企業災害復旧資金の融資に関する事</li> <li>・災害時物価安定及び物資の買い占め防止に関する事</li> </ul>	納税課 建設指導課 産業政策課 観光課
		文化財被害調査・応急復旧担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財の被害調査、応急復旧に関する事</li> </ul>	郷土文化課
	罹災証明発行班 (班長) 市民税課長	罹災証明発行担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・罹災証明の発行に関する事</li> </ul>	市民税課 固定資産税課 産業政策課 IT推進課 市民課
		義援金担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・義援金・弔慰金の受付、保管、支給に関する事</li> </ul>	福祉政策課
	生活再建班 (班長) 福祉政策課長	弔慰金支給担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者への生活支援に関する事</li> </ul>	福祉政策課
		復興計画統括担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・復興計画の策定に関する事</li> </ul>	子育て支援課 企画課 行財政改革課 公共建築マネジメント課 成長戦略課
	復興計画班 (班長) 成長戦略課長	対外調整担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・復興計画策定に伴う対外調整に関する事</li> </ul>	企画課
		復興計画策定担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・復興計画の策定に関する事</li> </ul>	成長戦略課
				関係各課

※学校校務員・給食調理員・産業高校(教員)・幼稚園については、学校園長の指揮のもとに災害対応に従事する。

### 震度5弱以上の地震発生時及び津波警報以上の発表がなされた時の 災害対策本部の配置場所図

令和7年4月1日改定



職 員 防 災 必 携

◆このページを印刷し必要事項を記入のうえ、各自常時携帯をすること。

## ✘ 岸和田市職員防災必携

～市民の安全・安心の確保が職員の使命です！～

★あなたの参集場所は？

初動対策体制 A号(震度4)	
A号(津波警報) B号・C号体制	

◆災害対応にあたっては、次のことに留意すること。

★地震が発生したら

- ①自身、家族の安全を確保、安全な場所に避難
- ②被災した場合は、応急手当をする。
- ③安全確認後、テレビ・ラジオ等で正確な地震情報を入手し、指定場所に参集

★初動対応には被害把握が不可欠です。

- ・初動対応には概括的な被害情報でも重要です。目視したことや気付いたことをメモにして、参集後上司に報告すること。

★被害把握のポイント★

確認日時・確認場所

被害の概要(人・建物・道路・鉄道・火災)

- ・統括班長は、職員が収集した被害情報を災害対策本部統括班に報告すること。

★自身の役割を認識

- ・参集後は、災害時の事務分掌に基づく業務に就くため、予め自身の役割を認識しておくこと。

---

★地震が発生した時の行動は？

<div style="background-color: black; color: white; padding: 2px;">震度4</div> <div style="background-color: black; color: white; padding: 2px;">(津波注意報～警報)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">初動～A号体制</div>	<div style="background-color: black; color: white; padding: 2px;">震度5弱以上</div> <div style="background-color: black; color: white; padding: 2px;">(津波警報)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">B号体制</div>	<div style="background-color: black; color: white; padding: 2px;">震度6弱以上</div> <div style="background-color: black; color: white; padding: 2px;">(大津波警報)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">C号体制</div>
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: 100%;">配備職員参集</div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: 100%;">全職員参集</div>

公共交通機関途絶時⇒徒歩、自転車等で参集(自動車使用は禁止)

上記の2重線枠内を切り取り、点線部分を4つ折りにして財布等に収納して下さい。

■参集場所一覧

区分	配備体制要件	参集場所	
初動対策体制 A号体制	震度4 津波注意報	各所属部署(うち該当する職員は初動対策室)	
A号体制 B号体制 C号体制	震度5弱以上 津波警報 大津波警報	災害対策本部	消防本部4階研修室
		本部事務局	消防本部4階執務室
		食料物資部	総合体育館2階弓道場
		福祉救護部	保健センター3階会議室
		生活基盤部	総合体育館2階会議室
		避難支援・学校部	東岸和田市民センター4階講座室1
		下水道河川部	総合体育館2階会議室
		消防本部	消防本部
再建支援部	桜台市民センター3階全フロア		

■安否確認

配備基準の地震が発生したら、携帯メール等を活用して所属長に安否連絡をすること。

★参集時の心得★

- 交通機関が途絶の場合は、徒歩、自転車等を原則とし、自動車については使用しない。
- 服装等は、活動しやすいものを着用する。
- 携行品はできる限り次のものを用意する。  
(下着、洗面具、職員カード、筆記具、タオル、水筒、食料、携帯電話、懐中電灯、ラジオ、防寒具等)

### Ⅲ 情報・伝達

#### 観測所一覧表

##### 1 雨量観測所一覧表

観測所名	流域河川名	所在地	管理者	観測者	備考
山 滝	牛滝川	岸和田市内畑町 岸和田市立山滝中学校	岸和田土木事務所長	所員	大阪管区气象台に 通報する観測所
岸 和 田	津田川	岸和田市野田町 岸和田土木事務所内	岸和田土木事務所長	所員	大阪管区气象台に 通報する観測所
岸和田水門	阪南港	岸和田市臨海町地先	大阪府港湾局長	所員	大阪管区气象台に 通報する観測所
神 於 山	—	岸和田市神於町 676-108	岸和田土木事務所長	所員	
相 川 町	—	岸和田市相川町 965	岸和田土木事務所長	所員	
大 沢 町	—	岸和田市大沢町 2424-3	岸和田土木事務所長	所員	
塔 原 町	—	岸和田市塔原町 615-1	岸和田土木事務所長	所員	

##### 2 土石流雨量監視局・観測局一覧表

局 名	管理者	観測者	所在地
岸和田土木事務所 (副監視局)	岸和田土木事務所長	所 員 (テレメータ)	岸和田市野田町 3-13-2 (岸和田土木事務所)
神於山 (中継局兼監視局)	岸和田市長	危 機 管 理 課 員 (テレメータ)	岸和田市神於町 676-108 (神於山城見台)
相川町 (観測局)	岸和田市長	危 機 管 理 課 員 (テレメータ)	岸和田市相川町 965 (グラウンドゼロ大阪)
大沢町 (観測局)	岸和田市長	危 機 管 理 課 員 (テレメータ)	岸和田市大沢町 2424-3 (上大沢配水場)
塔原町 (観測局)	岸和田市長	危 機 管 理 課 員 (テレメータ)	岸和田市塔原町 615-1 (葛城上地区公民館)
葛城山 (観測局)	岸和田市長	危 機 管 理 課 員 (テレメータ)	和歌山県那賀郡那賀町 大字切畑字葛城 969-463 (国土交通省葛城山中継所構内)

##### 3 河川水位観測所一覧表

観測所名	河川名	所在地	管理者	観測者	備考
山 直 橋	牛滝川	岸 和 田 市 岡 山 町	岸和田土木事務所長	所員	超 音 波 式
森 池 橋	春木川	岸 和 田 市 西 之 内 町	岸和田土木事務所長	所員	超 音 波 式

#### 4 潮位観測所一覧表

観測所名	海岸名	位置	管理者	観測者	摘要
貯木場南水門	阪南港	岸和田市木材町	大阪府港湾局長	所員	防災テレメータ
岸和田水門	阪南港	岸和田市臨海町地先	大阪府港湾局長	所員	防災テレメータ

#### 5 大阪府ため池防災テレメータシステムによるため池水位観測所一覧表

観測所名	所在地	観測局管理者	観測局所在事務所	ため池管理者
久米田池	岸和田市池尻町	農政室長	泉州農と緑の総合事務所	久米田池土地改良区
隣徳池	岸和田市尾生町	農政室長	泉州農と緑の総合事務所	尾生水利組合
武恒池	岸和田市稲葉町	農政室長	泉州農と緑の総合事務所	稲葉町水利組合
傍示池	岸和田市尾生町	農政室長	泉州農と緑の総合事務所	神於山土地改良区
流木今池	岸和田市流木町	農政室長	泉州農と緑の総合事務所	三ヶ町水利組合
真ノ池	岸和田市土生滝町	農政室長	泉州農と緑の総合事務所	真上町水利組合
妙ノ池	岸和田市阿間河滝町	農政室長	泉州農と緑の総合事務所	阿間河滝水利組合
孟正寺池	岸和田市土生町	農政室長	泉州農と緑の総合事務所	土生水利組合
中島池	岸和田市土生町	農政室長	泉州農と緑の総合事務所	土生水利組合
石谷池	岸和田市土生滝町	農政室長	泉州農と緑の総合事務所	土生滝町水利組合
濁り池	岸和田市土生町	農政室長	泉州農と緑の総合事務所	土生町水利組合
大池	岸和田市尾生町	農政室長	泉州農と緑の総合事務所	福田水利組合
合池	岸和田市下松町	農政室長	泉州農と緑の総合事務所	下野町水利組合
小廻池	岸和田市西之内町	農政室長	泉州農と緑の総合事務所	西之内水利組合
ミウラ池	岸和田市三田町	農政室長	泉州農と緑の総合事務所	三田水利組合

## 計測震度計等一覧表

### 1 計測震度計等一覧表

機器名称	管理者	設置場所	備考
計測震度計	大阪府	市役所 (岸和田市岸城町 7-1)	
計測震度計	気象庁	市役所(五風荘駐車場) (岸和田市岸城町)	
強震計	独立行政法人 防災科学技術研究所	葛城運動広場 (岸和田市畑町 4-2-1)	

### 2 気象庁震度階級関連解説表変更

#### 使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂※ <sup>1</sup> や液状化※ <sup>2</sup> が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※ <sup>3</sup> 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止すること

● 大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなること

防災行政無線

1 防災行政無線設置場所

(1) 同報系（周波数：64.16MHz 呼出名称：ぼうさいきしわだし）

無線局の種類	地区	台数	設置（常置場所）
親局		1	消防本部・本署庁舎
遠隔制御装置		1	市役所無線室
再送信局		2	岸和田市貝塚市クリーンセンター、神於山中継局
屋外拡声子局 50	中央地区	1	中央小学校
	城内地区	1	南公園
	浜地区	4	浜小学校、阪南1区、阪南下水ポンプ場、岸和田市貝塚市クリーンセンター
	朝陽地区	3	野村中学校、大阪鉄工金属団地、朝陽小学校
	東光地区	2	岸城中学校、光陽中学校
	旭地区	0	
	太田地区	1	畑町公園
	天神山地区	1	天神山小学校
	修斉地区	4	葛城中学校、修斉小学校、阿間河滝小池地区ほ場整備地区内、北阪町公民館
	東葛城地区	4	三町墓地、東葛城小学校、相川公民館、塔原町ちびっこ広場
	春木地区	2	大阪木材仲買協同組合岸和田営業所、春木小学校
	大芝地区	3	磯ノ上下水処理場、大芝地区公民館、木材コンビナート
	大宮地区	2	中央公園、加守町1丁目児童遊園
	城北地区	0	
	新条地区	1	新条小学校
	八木北地区	2	八木北小学校、十七の坪公園
	八木地区	1	西大路町第2ちびっこ広場
	八木南地区	2	久米田中学校、小松里第一公園
	光明地区	2	光明小学校、福田町内会館駐車場
	常盤地区	1	消防本部・本署庁舎
山直北地区	4	上下水道局今木配水場、黄金塚第一公園、山直市民センター、山直北小学校	
城東地区	1	東ヶ丘第一公園	
山直南地区	4	山直南小学校、上下水道局山直ポンプ場、愛彩ランド、積川神社	
山滝地区	4	山滝小学校、大沢山荘、大沢町児童遊園、牛滝温泉四季まつり	

無線局の種類	地区	台数	設置（常置場所）
屋内受信局 64	中央地区	2	中央小学校、市立公民館
	城内地区	2	城内小学校、岸和田高等学校
	浜地区	1	浜小学校
	朝陽地区	5	朝陽小学校、ふれあい光陽公民館、野村中学校、浪切ホール、福祉総合センター
	東光地区	6	東光小学校、岸城中学校、光陽中学校、産業高等学校、中央体育館、保健センター
	旭地区	4	旭小学校、和泉高等学校、土生中学校、東岸和田市民センター
	太田地区	1	太田小学校
	天神山地区	2	天神山小学校、天神山地区公民館
	修斉地区	3	修斉小学校、葛城中学校、葛城地区公民館
	東葛城地区	2	東葛城小学校、葛城上地区公民館
	春木地区	3	春木小学校、春木地区公民館、春木市民センター
	大芝地区	3	大芝小学校、春木中学校、大芝地区公民館
	大宮地区	3	大宮小学校、男女共同参画センター、総合体育館
	城北地区	3	城北小学校、北中学校、城北地区公民館
	新条地区	3	新条小学校、文化会館、新条地区公民館
	八木北地区	2	八木北小学校、箕土路青少年会館
	八木地区	1	八木小学校
	八木南地区	4	八木南小学校、久米田中学校、久米田高等学校、八木市民センター
	光明地区	2	光明小学校、光明地区公民館
	常盤地区	3	常盤小学校、桜台中学校、桜台市民センター
	山直北地区	4	山直北小学校、山直中学校、久米田青少年会館、山直市民センター
	城東地区	1	城東小学校
	山直南地区	2	山直南小学校、山滝地区公民館
山滝地区	2	山滝小学校、山滝中学校	

## (2) 相互波の移動系 (周波数 : 158.35MHz)

種 別	呼出名称	出力	設置場所
携帯型	きししょうしき 503	5	岸和田市消防本部
携帯型	きししょうしき 502	5	岸和田市消防本部
携帯型	きししょうやぎ 502	5	岸和田市消防本部
可搬型	きししょうしれい 1	10	岸和田市消防本部
可搬型	きししょうしれい 2	10	岸和田市消防本部
可搬型	きししょうしき 2	10	岸和田市消防本部
可搬型	きししょうしき 4	10	岸和田市消防本部
車載型	きししょうそうむ 1	10	岸和田市消防本部
車載型	きししょうけいび 1	10	岸和田市消防本部
車載型	きししょうよぼう 1	10	岸和田市消防本部
車載型	きししょうよぼう 2	10	岸和田市消防本部
車載型	きししょうよぼう 3	10	岸和田市消防本部
車載型	きししょうしき 3	10	岸和田市消防本部
車載型	きししょうしき 1	10	岸和田市消防本部
車載型	きししょうきゅうじょ 1	10	岸和田市消防本部
車載型	きししょうはしご 1	10	岸和田市消防本部
車載型	きししょうかがく 1	10	岸和田市消防本部
車載型	きししょうほんしょ 1	10	岸和田市消防本部
車載型	きししょうほん 9	10	岸和田市消防本部
車載型	きししょう 91	10	岸和田市消防本部
車載型	きししょう 11	10	岸和田市消防本部
車載型	きししょう 12	10	岸和田市消防本部
車載型	きししょう 13	10	岸和田市消防本部
車載型	きししょうしき 1	10	岸和田市消防本部
車載型	きししょうはしご 2	10	岸和田市消防本部
車載型	きししょうしき 9	10	岸和田市消防本部
車載型	きししょう 92	10	岸和田市消防本部
車載型	きししょうはる 9	10	岸和田市消防本部
車載型	きししょうはるき 1	10	岸和田市消防本部
車載型	きししょうやぎ 1	10	岸和田市消防本部
車載型	きししょうやま 9	10	岸和田市消防本部
車載型	きししょうやまだい 2	10	岸和田市消防本部
車載型	きししょうやまだい 1	10	岸和田市消防本部
車載型	きししょうとうかつ 1	10	岸和田市消防本部
車載型	きししょうかつらぎ 1	10	岸和田市消防本部
車載型	きししょうおおさわ 1	10	岸和田市消防本部
基地局	きしわだぼうさいきょう	10	岸和田市消防本部
携帯型	きしわだぼうさいきょう 101	5	岸和田市
携帯型	きしわだぼうさいきょう 102	1	岸和田海上保安署
携帯型	きしわだぼうさいきょう 103	1	泉南地域防災室
携帯型	きしわだぼうさいきょう 104	5	大阪ガスネットワーク(株) 南部事業部
携帯型	きしわだぼうさいきょう 105	1	大阪港湾局 泉州港湾・海岸部
携帯型	きしわだぼうさいきょう 106	1	関西電力送配電(株)大阪南本部 岸和田配電営業所
携帯型	きしわだぼうさいきょう 108	1	岸和田市消防本部
携帯型	きしわだぼうさいきょう 109	1	岸和田市消防本部
携帯型	きしわだぼうさいきょう 110	1	岸和田警察署

## IV 避難所施設等

### 指定緊急避難場所一覧表

#### 1. 広域避難場所（4か所）

名称	所在地	面積 (ha)	海拔 (m)	災害種類別指定		
				風水害	津波	地震
中央公園	西之内町地内	22.3	10.4	○	○	○
岸和田競輪場（周辺駐車場を含む）	春木若松町	11.2	6.0	×	×	○
浜工業公園	大工町、中之浜町、紙屋町、中北町、大北町、地蔵浜町	17.2	4.0	○	×	○
蜻蛉池公園	三ヶ山町	53.2	74.7	○	○	○

#### 2. 緊急避難場所（54か所）

名称	所在地	面積 (㎡)	海拔 (m)	災害種類別指定		
				風水害	津波	地震
千亀利公園	岸城町	49,000	8.0	○	×	○
牛ノ口公園	上野町東、沼町	18,000	8.1	○	×	○
八幡山公園	八幡町	8,300	3.3	×	×	○
久米田公園	池尻町、岡山町	37,000	32.2	○	○	○
北公園	荒木町2丁目	7,500	10.6	×	○	○
今池公園	土生町2丁目	20,500	15.7	○	○	○
野田公園	野田町2丁目	13,000	12.7	○	○	○
南公園	南上町1丁目	13,400	10.0	○	○	○
宮の池公園	別所町3丁目102番1外5筆	19,800	17.1	○	○	○
上松公園	上松町21番外56筆	19,700	21.7	○	○	○
中島池公園	土生町694番1外3筆	1,200	39.0	○	○	○
土生公園	土生町4丁目4405番	1,100	23.0	○	○	○
葛城運動広場	畑町4丁目2番1号	12,843	34.3	○	○	○
春木運動広場	八幡町6番11号	10,613	4.7	×	×	○
春木台場青少年広場	春木泉町20番48号	5,689	2.2	○	×	○
八木運動広場	大町4丁目10番1号	11,323	22.1	○	○	○
菊ヶ池青少年広場	尾生町1067番地の2	7,292	46.8	○	○	○
鴨田池青少年広場	南上町2丁目290番地	8,922	13.4	○	○	○
中央小学校（運動場）	堺町1番10号	2,000	3.3	○	×	○
城内小学校（運動場）	南上町2丁目3番1号	3,500	11.8	○	○	○
浜小学校（運動場）	紙屋町12番20号	1,923	1.6	○	×	○
朝陽小学校（運動場）	上野町西1番28号	4,647	5.0	○	×	○
東光小学校（運動場）	別所町2丁目1番30号	3,500	12.7	○	○	○
旭小学校（運動場）	土生町7丁目5番15号	5,392	33.3	○	○	○
太田小学校（運動場）	畑町3丁目12番1号	15,563	30.5	○	○	○
天神山小学校（運動場）	天神山町1丁目1番1号	9,028	48.5	○	○	○
修斉小学校（運動場）	土生滝町521番地	2,669	63.7	○	○	○
東葛城小学校（運動場）	河合町1833番地の4	2,241	116.8	×	○	○
春木小学校（運動場）	春木宮川町11番13号	7,092	5.0	○	×	○
大芝小学校（運動場）	磯上町2丁目4番1号	3,410	2.0	×	×	○
大宮小学校（運動場）	宮前町7番1号	6,814	8.0	○	○	○
城北小学校（運動場）	荒木町2丁目1番1号	4,226	9.8	×	○	○
新条小学校（運動場）	荒木町2丁目4番33号	7,602	12.0	×	○	○
八木北小学校（運動場）	下池田町3丁目6番4号	11,095	17.6	○	○	○

名称	所在地	面積 (㎡)	海拔 (m)	災害種類別指定		
				風水害	津波	地震
八木小学校 (運動場)	大町3丁目22番1号	7,492	20.0	×	○	○
八木南小学校 (運動場)	小松里町768番地の1	7,403	30.1	○	○	○
光明小学校 (運動場)	尾生町564番地	4,309	48.9	○	○	○
常盤小学校 (運動場)	下松町4丁目6番1号	5,385	23.2	○	○	○
山直北小学校 (運動場)	田治米町460番地	10,496	32.1	×	○	○
城東小学校 (運動場)	三田町146番地	4,935	36.6	○	○	○
山直南小学校 (運動場)	稲葉町20番地	6,467	62.9	○	○	○
山滝小学校 (運動場)	内畑町1041番地	3,189	96.4	○	○	○
岸城中学校 (運動場)	野田町2丁目19番19号	6,954	12.2	○	○	○
光陽中学校 (運動場)	藤井町3丁目6番6号	6,500	11.4	○	○	○
葛城中学校 (運動場)	土生町213番地の1	5,750	57.4	○	○	○
久米田中学校 (運動場)	池尻町705番地	11,465	41.1	○	○	○
春木中学校 (運動場)	松風町10番65号	8,000	1.3	×	×	○
山滝中学校 (運動場)	内畑町166番地の3	4,170	89.5	○	○	○
山直中学校 (運動場)	三田町1030番地	13,237	34.8	×	○	○
北中学校 (運動場)	春木旭町33番1号	7,546	9.4	○	○	○
桜台中学校 (運動場)	下松町1225番地	11,610	39.0	○	○	○
野村中学校 (運動場)	下野町2丁目13番18号	10,861	2.8	○	×	○
土生中学校 (運動場)	土生町12丁目10番1号	9,310	36.5	○	○	○
産業高等学校 (運動場)	別所町3丁目33番1号	19,886	14.7	○	○	○

### 3. 津波避難ビル (15棟)

名称	所在地	面積 (㎡)	海拔 (m)	災害種類別指定		
				風水害	津波	地震
大芝小学校 (3階廊下)	磯上町2丁目4番1号	260	2.5	—	○	—
春木中学校 (3階廊下、屋上)	松風町10番65号	1500	1.8	—	○	—
春木小学校 (3階教室、3階会議室、3階廊下)	春木宮川町11番13号	500	5.0	—	○	—
ラパーク岸和田 (3階駐車場、4階駐車場、屋上駐車場)	春木若松町21番1号	17100	7.4	—	○	—
春木南地車庫 (2階)	春木泉町3番	100	2.9	—	○	—
朝陽小学校 (3階廊下)	上野町西1番28号	300	4.8	—	○	—
野村中学校 (3階廊下)	下野町2丁目13番18号	450	3.0	—	○	—
浪切ホール (2階ラウンジ、2階廊下、3階屋根部 屋、3階機械置場、4階廊下)	港緑町1番1号	1980	2.3	—	○	—
市立公民館・中央地区公民館 (3階会議室、3階ロビー、4階多目 的室、4階ロビー)	堺町1番1号	650	3.3	—	○	—
きしわだ自然資料館 (屋上)	堺町6番5号	400	1.9	—	○	—
岸和田市役所別館 (3階廊下、4階廊下、屋上)	本町6番1号	840	2.9	—	○	—
大阪府立岸和田高等学校 (3階廊下、4階廊下)	岸城町10番1号	640	8.0	—	○	—
浜小学校 (3階教室、3階廊下)	紙屋町12番20号	350	1.8	—	○	—
大阪木材商業会館 (3階廊下、屋上)	木材町15番8号	200	2.3	—	○	—
岸和田市貝塚市クリーンセンター (4階作業場(ゴミプラットホー	岸之浦町1番2号	1600	5.2	—	○	—

# 指定避難所一覧表

## 1. 指定避難所（64か所）

施設名称	所在地	避難区域	収容可能 床面積 (㎡)	収容人 員(人)	炊事 能力	建物 構造	海拔 (m)	電話番号	FAX 番号
中央小学校	堺町1番10号	中央校区	308	180	有	RC	3.3	422-0301	432-0617
市立公民館・中央地区公民館	堺町1番1号	中央・城内 校区	835	501	有	RC	3.3	423-9615	423-3011
二の丸広場観光交流センター	岸城町7番22号	城内校区	270	160	無	RC	9.8	436-3430	—
城内小学校	南上町2丁目3番1号	城内校区	510	300	有	RC	11.8	422-0310	432-0615
岸和田高等学校	岸城町10番1号	城内校区	1011	610	無	RC	7.9	422-3691	432-5266
浜小学校	紙屋町12番20号	浜校区	306	180	有	RC	1.6	422-0327	432-0616
朝陽小学校	上野町西1番28号	朝陽校区	383	230	有	RC	5.0	422-0302	437-1481
野村中学校	下野町2丁目13番18号	朝陽校区	1196	720	無	RC	2.8	436-3156	436-3157
ふれあい光陽公民館	下野町5丁目3番8号	朝陽校区	425	250	有	RC	3.0	439-4786	439-4786
浪切ホール	港緑町1番1号	朝陽・浜・ 中央校区	135	52	有	RC	5.5	439-4173	439-4551
福祉総合センター	野田町1丁目5番5号	中央・東光 校区	713	430	無	RC	12.3	438-2321	431-1500
東光小学校	別所町2丁目1番30号	東光校区	468	280	有	RC	12.7	422-0461	438-8899
岸城中学校	野田町2丁目19番19号	東光校区	1188	720	無	RC	12.2	422-2401	422-2486
中央体育館	作才町1丁目7番15号	東光校区	1165	700	無	S	16.5	422-0326	—
光陽中学校	藤井町3丁目6番6号	東光校区	1183	710	無	RC	11.4	422-7521	422-7522
産業高等学校	別所町3丁目33番1号	東光校区	2065	1250	無	RC	14.7	422-4861	422-4862
和泉高等学校	土生町1丁目2番1号	旭・東光校区	1276	770	無	RC	15.4	423-1926	432-5218
旭小学校	土生町7丁目5番15号	旭校区	567	340	有	RC	33.3	427-0904	427-6784
土生中学校	土生町12丁目10番1号	旭・常盤校区	1150	690	無	RC	36.5	428-2160	428-2161
東岸和田市民センター	土生町4丁目3番1号	太田・旭校区	675	409	有	RC	22.6	428-6711	428-0711
太田小学校	畑町3丁目12番1号	太田・旭校区	580	350	有	RC	30.5	427-8124	427-8125
天神山小学校	天神山町1丁目1番1号	天神山校区	455	270	有	RC	48.5	427-8775	427-8766
天神山地区公民館	天神山町2丁目9番1号	天神山校区	307	183	有	RC	56.0	426-3801	426-3801
修斉小学校	土生滝町521番地	修斉校区	567	340	有	RC	63.7	427-5913	427-2134
有真香会館・葛城地区公民館	土生滝町689番地の1	修斉校区	303	180	有	RC	80.1	428-1787	—
葛城中学校	土生町213番地の1	修斉校区	1230	740	無	RC	57.4	427-5907	428-4494
東葛城小学校	河合町1833番地の4	東葛城校区	607	360	有	RC	116.8	446-1169	446-2814
葛城上地区公民館	塔原町615番地の1	東葛城地区	202	120	無	RC	227.6	478-8016	478-8016
春木小学校	春木宮川町11番13号	春木校区	560	330	有	RC	5.0	422-0552	437-2051
春木地区公民館・春木青少年会館	春木宮川町5番16号	春木校区	628	350	有	RC	4.9	422-0303	422-0303
春木市民センター	春木若松町21番1号	春木校区	621	370	無	RC	6.7	436-4500	436-0678
城北地区公民館	吉井町1丁目21番1号	城北校区	628	370	有	S	9.7	445-8578	445-8578
城北小学校	荒木町2丁目1番1号	城北校区	527	310	有	RC	9.8	444-1055	444-1092

施設名称	所在地	避難区域	収容可能 床面積 (㎡)	収容人 員(人)	炊事 能力	建物 構造	海拔 (m)	電話番号	FAX 番号
北中学校	春木旭町 33 番 1 号	城北校区	1221	740	無	RC	9.4	444-6646	444-6647
大芝地区公民館	磯上町 1 丁目 14 番 41 号	大芝校区	628	350	有	RC	4.6	439-5900	439-5900
大芝小学校	磯上町 2 丁目 4 番 1 号	大芝校区	554	330	有	RC	2.0	422-1031	437-0763
春木中学校	松風町 10 番 65 号	大芝校区	1217	730	無	RC	1.3	423-0006	423-0007
文化会館 (マドカホール)	荒木町 1 丁目 17 番 1 号	新条・大宮 校区	1130	680	無	RC	13.1	443-3800	443-4627
新条地区公民館	荒木町 2 丁目 22 番 8 号	新条校区	513	132	有	RC	13.1	441-4123	441-4123
新条小学校	荒木町 2 丁目 4 番 33 号	新条校区	416	270	有	RC	12.0	445-5705	445-5788
八木市民センター	池尻町 339 番地の 2	八木南校区	356	210	有	RC	23.5	443-6848	443-6859
八木南小学校	小松里町 768 番地の 1	八木南校区	475	280	有	RC	30.1	445-5894	445-5984
久米田中学校	池尻町 705 番地	八木南校区	1191	720	無	RC	41.1	445-0157	445-0535
八木北小学校	下池田町 3 丁目 6 番 4 号	八木北校区	570	340	有	RC	17.6	443-6631	443-6632
箕土路青少年会館	箕土路町 2 丁目 6 番 15 号	八木北校区	279	160	無	RC	16.5	444-2097	444-2097
八木小学校	大町 3 丁目 22 番 1 号	八木校区	585	330	有	RC	20.0	445-0049	445-5979
久米田高等学校	額原町 1100 番地	八木・八木南 校区	1300	780	無	RC	16.8	443-6651	443-0307
久米田青少年会館	岡山町 450 番地の 1	山直北校区	216	130	有	S	32.7	—	—
山直北小学校	田治米町 460 番地	山直北校区	558	330	有	RC	32.1	445-0156	445-0653
山直中学校	三田町 1030 番地	山直北校区	1012	610	無	RC	34.8	445-5892	445-5869
山直市民センター	三田町 715 番地の 1	山直北・城東・ 山直南校区	603	360	有	RC	42.5	441-1451	441-3851
城東小学校	三田町 146 番地	城東校区	555	330	有	RC	36.6	444-5516	444-5373
山滝地区公民館	稲葉町 134 番地の 15	山直南校区	423	250	有	RC	68.4	479-0898	479-0898
山直南小学校	稲葉町 20 番地	山直南校区	567	340	有	RC	62.9	479-0054	479-1876
大宮地区公民館	加守町 4 丁目 6 番 18 号	大宮校区	924	560	有	RC	8.4	444-7138	444-7138
大宮小学校	宮前町 7 番 1 号	大宮校区	520	310	有	RC	8.0	445-1725	445-1735
総合体育館	西之内町 45 番 1 号	大宮校区	4569	2760	無	RC	13.9	441-9200	441-9204
常盤小学校	下松町 4 丁目 6 番 1 号	常盤校区	517	310	有	RC	23.2	427-4954	427-5242
桜台市民センター	下松町 4 丁目 17 番 1 号	常盤校区	267	160	有	S	23.3	428-9229	423-9231
桜台中学校	下松町 1225 番地	常盤・光明 校区	1153	690	無	RC	39.0	426-0282	426-0284
光明小学校	尾生町 564 番地	光明校区	535	320	有	RC	48.9	445-0138	445-0342
光明地区公民館	尾生町 1231 番地の 3	光明校区	517	286	有	RC	53.6	441-8889	441-8889
山滝小学校	内畑町 1041 番地	山滝校区	567	340	有	RC	96.4	479-0012	479-0086
山滝中学校	内畑町 166 番地の 3	山滝校区	1004	600	無	RC	89.5	479-0027	479-0764

## 2. 指定福祉避難所（20 か所）

	施設名	所在地	受入対象者
1	特別養護老人ホーム萬寿園	岸和田市尾生町808番地	要配慮者
2	特別養護老人ホームいなば荘	岸和田市稲葉町1066番地	要配慮者
3	岸和田特別養護老人ホーム	岸和田市藤井町2丁目13番13号	要配慮者
4	岸和田北特別養護老人ホーム	岸和田市磯上町3丁目3番13号	要配慮者
5	特別養護老人ホーム千亀利荘	岸和田市積川町358番地	要配慮者
6	特別養護老人ホーム神於山園	岸和田市尾生町3192番地の2	要配慮者
7	特別養護老人ホームひまわりの郷	岸和田市小松里町938番地の2	要配慮者
8	軽費老人ホーム幸福荘	岸和田市神須屋町409番地の1	要配慮者
9	軽費老人ホーム久米田寿老園	岸和田市池尻町695番地の1	要配慮者
10	特別養護老人ホーム岸和田天神山荘	岸和田市流木町337番地の7	要配慮者
11	介護老人福祉施設大阪緑ヶ丘	岸和田市流木町668番地の1	要配慮者
12	軽費老人ホームピープルケアハウスきしわだ	岸和田市尾生町2130番地の4	要配慮者
13	岸和田光生療護園	岸和田市三ヶ山町214番地の4	要配慮者
14	岸和田採光学園	岸和田市三ヶ山町211番地	要配慮者
15	岸和田光が丘療護園	岸和田市三ヶ山町379番地	要配慮者
16	岸和田光が丘学園	岸和田市三ヶ山町379番地	要配慮者
17	山直ホーム	岸和田市山直中町840番地	要配慮者
18	大阪府立岸和田支援学校	岸和田市土生町5丁目9番1号	要配慮者（市内在住の在校児童、生徒及びその家族又は介助者）
19	総合通園センター	岸和田市野田町1丁目5番5号	要配慮者（在園児及びその家族又は介助者）
20	福祉総合センター3階	岸和田市野田町1丁目5番5号	要配慮者（市内在住の大阪府立佐野支援学校在校児童、生徒及びその家族又は介助者）

指定避難所担当部署

令和8年4月現在

避難所No.	施設名称	担当部署
1	中央小学校	議世事務局総務課
2	二の丸広場観光交流センター	観光課
3	城内小学校	環境保全課/廃棄物対策課
4	浜小学校	自治振興課/庁舎建設準備課
5	岸和田高等学校	企画課
6	岸城中学校	広域事業者指導課
7	福祉総合センター	納税課/図書館
8	市立公民館・中央地区公民館	生涯学習課
9	浪切ホール	成長戦略課
10	朝陽小学校	こども政策課/学校適正配置推進課
11	野村中学校	監査事務局
12	ふれあい光陽公民館	福祉政策課
13	中央体育館	都市整備課
14	光陽中学校	子育て施設課
15	東光小学校	総務管財課
16	産業高等学校	産業高校学務課
17	大宮小学校	介護保険課
18	大宮地区公民館	人権・男女共同参画課
19	総合体育館	スポーツ振興課
20	和泉高等学校	図書館
21	旭小学校	子育て支援課
22	太田小学校	財政課
23	東岸和田市民センター	市民センター課/生活福祉課
24	土生中学校	子育て支援課
25	天神山小学校	固定資産税課
26	葛城中学校	固定資産税課
27	修斉小学校	健康保険課
28	葛城地区公民館（有真香会館）	健康保険課
29	東葛城小学校	固定資産税課
30	葛城上地区公民館	固定資産税課
31	天神山地区公民館	市民課
32	春木小学校	子育て施設課
33	春木地区公民館	健康保険課
34	春木中学校	健康保険課
35	天芝小学校	健康保険課
36	天芝地区公民館	健康保険課
37	春木市民センター	市民センター課/生活福祉課/郷土文化課
38	新条小学校	市民課
39	文化会館（マドカホール）	文化国際課
40	城北地区公民館	介護保険課
41	城北小学校	生涯学習課
42	北中学校	障害者支援課
43	新条地区公民館	納税課
44	箕土路青少年会館	会計課
45	八木小学校	こども家庭課
46	八木北小学校	市民税課
47	久米田中学校	市民税課
48	八木市民センター	市民センター課/生活福祉課
49	八木南小学校	市民税課
50	久米田高等学校	郷土文化課
51	常盤小学校	交通まちづくり課
52	桜台市民センター	桜台市民センター/市民税課
53	桜台中学校	生活福祉課
54	光明小学校	人事課
55	光明地区公民館	生活福祉課
56	山直北小学校	学校管理課
57	久米田青少年会館	市民課
58	山直中学校	納税課
59	城東小学校	産業政策課
60	山直市民センター	市民センター課/市民税課
61	山直南小学校	生活福祉課
62	山滝地区公民館	行財政改革課
63	山滝小学校	学校給食課
64	山滝中学校	都市計画課

## 要配慮者利用施設

### 要配慮者

災害発生時に自分の身を守るための行動が取りにくい人々のことで、障害者（児）、要介護者、高齢者、難病患者、妊産婦、乳幼児、日本語の理解が十分でない外国人等をいう。

### 要配慮者利用施設

- ① 洪水浸水想定区域内の要配慮者が利用する施設 → 別添①
- ② 高潮浸水想定区域内の要配慮者が利用する施設 → 別添②
- ③ 土砂災害警戒区域内の要配慮者が利用する施設 → 別添③

#### ※要配慮者利用施設の範囲（区分）

##### ① 障害児・者施設等の社会福祉施設

（主な施設）

日中活動・短期入所事業所、障害者グループホーム、ケアハウス、その他障害者福祉サービス事業所、社会福祉センター 等

##### ② 高齢者施設

（主な施設）

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、老人ホーム、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護 等

##### ③ 児童福祉施設

（主な施設）

公立保育所、民間保育園、子育て支援センター、認可外保育施設、チビッコホーム、母子生活支援施設、児童擁護施設 等

##### ④ 病院、診療所の医療施設（有床に限る）

##### ⑤ 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校

##### ⑥ 外国人利用施設

# 水防法

## 第三章 水防活動

(浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置)

第十五条 市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、第十四条第一項若しくは第二項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項若しくは第二項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

- 一 洪水予報等（第十条第一項若しくは第二項又は第十一条第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官又は都道府県知事及び気象庁長官が行う予報、第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二又は第十三条の三の規定により国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長が通知し又は周知する情報その他の人的災害を生ずるおそれがある洪水、雨水出水又は高潮に関する情報をいう。次項において同じ。）の伝達方法
- 二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- 三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項
- 四 浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地
  - イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの
  - ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの
  - ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（第十五条の四において「大規模工場等」という。）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの
- 五 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

# 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

## 第三章 土砂災害警戒区域

(警戒避難体制の整備等)

第八条 市町村防災会議（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十六条第一項の市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、前条第一項の規定による警戒区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項の市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項

二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

四 警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。）であつて、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地

五 救助に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するため に必要な警戒避難体制に関する事項

2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、同項第一号に掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。

3 警戒区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画に基づき、国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

【区分】①障害児・者施設等の社会福祉施設 ②高齢者施設 ③児童福祉施設 ④病院、診療所(有床のみ) ⑤幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校 ⑥外国人利用施設

	区分	施設名	所在	想定浸水深(m)	対象河川	備考
1	①	グループホーム猪伏	三田町947番地	0.5～3.0m未満	牛滝川	
2	①	第二グループホーム猪伏	三田町947番地	0.5～3.0m未満	牛滝川	
3	①	そーれⅡばん	岡山町163番地の6	3.0～5.0m未満	牛滝川	
4	①	そーれⅦばん	池尻町109番地の12	0.5～3.0m未満	牛滝川	
5	①	あゆみグループホーム	大町4丁目18番2-103号	0.5～3.0m未満	牛滝川	
6	①	あゆみグループホームⅡ	大町4丁目18番2-204号	0.5～3.0m未満	牛滝川	
7	①	あゆみグループホームⅢ	大町4丁目18番2-803号	0.5～3.0m未満	牛滝川	
8	①	フレンドリーⅡ	中井町2丁目6番36-206号	0.5～3.0m未満	牛滝川	
9	①	フレンドリー206	中井町2丁目6番36-206号	0.5～3.0m未満	牛滝川	
10	①	フレンドリー312	中井町2丁目6番36-312号	0.5～3.0m未満	牛滝川	
11	①	フレンドリー205	中井町2丁目6番36-205号	0.5～3.0m未満	牛滝川	
12	①	フレンドリー203	中井町2丁目6番36-203号	0.5～3.0m未満	牛滝川	
13	①	フレンドリー106	中井町2丁目6番36-106号	0.5～3.0m未満	牛滝川	
14	①	フレンドリーⅦ	中井町2丁目6番36-103号	0.5～3.0m未満	牛滝川	
15	①	フレンドリーⅦ103	中井町2丁目6番36-103号	0.5～3.0m未満	牛滝川	
16	①	フレンドリーⅦ305	中井町2丁目6番36-305号	0.5～3.0m未満	牛滝川	
17	①	フレンドリーⅦ210	中井町2丁目6番36-210号	0.5～3.0m未満	牛滝川	
18	①	フレンドリーⅦ101	中井町2丁目6番36-101号	0.5～3.0m未満	牛滝川	
19	①	フレンドリーⅦ102	中井町2丁目6番36-102号	0.5～3.0m未満	牛滝川	
20	①	グループホームワンズロード おかやま	岡山町199番地の1	0.5～3.0m未満	牛滝川	
21	①	グループホームワンズロード おかやま2号館	岡山町219番地の1	0.5～3.0m未満	牛滝川	
22	①	グループホーム ハートランド	包近町691番地の2	3.0～5.0m未満	牛滝川	
23	①	グループホーム ヤマブキ	磯上町6丁目7番6号	0.5～3.0m未満	牛滝川	
24	①	グループホーム アジサイ	磯上町6丁目7番37号	0.5～3.0m未満	牛滝川	
25	①	ヒーローズ 岸和田2号	田治米町440番地の13	0.5～3.0m未満	牛滝川	
26	①	グループホーム架け橋 松風	松風町26番16号	0.5～3.0m未満	牛滝川	
27	①	フレンドリーⅪ	中井町2丁目6番36-108号	0.5～3.0m未満	牛滝川	
28	①	フレンドリーⅪ108号	中井町2丁目6番36-108号	0.5～3.0m未満	牛滝川	
29	①	フレンドリーⅪ208号	中井町2丁目6番36-208号	0.5～3.0m未満	牛滝川	
30	①	フレンドリーⅪ311号	中井町2丁目6番36-311号	0.5～3.0m未満	牛滝川	

31	①	フレンドリXIシンフー1F	中井町2丁目6番9号	0.5～3.0m未満	牛滝川	
32	①	フレンドリXIシンフー2F	中井町2丁目6番9号	0.5～3.0m未満	牛滝川	
33	①	フレンドリXI301号	中井町2丁目6番36-301号	0.5～3.0m未満	牛滝川	
34	①	フレンドリXI207号	中井町2丁目6番36-207号	0.5～3.0m未満	牛滝川	
35	①	松風ベース	松風町25番16号	0.5～3.0m未満	牛滝川	
36	①	第2岸和田グループホーム	今木町119番地の4	0.5～3.0m未満	牛滝川	
37	①	今木ホーム	今木町119番地の4	0.5～3.0m未満	牛滝川	
38	①	グループホーム 田治米ベース	田治米町59番地の3	0.5～3.0m未満	牛滝川	
39	①	池尻第1ホーム	池尻町46番地の11	0.5～3.0m未満	牛滝川	
40	①	池尻第2ホーム	池尻町46番地の35	0.5～3.0m未満	牛滝川	
41	①	ひだまりの家 磯上	磯上町6丁目13番12号	0.5～3.0m未満	牛滝川	
42	①	グループホーム るな	磯上町3丁目14番11号	0.5～3.0m未満	牛滝川	
43	①	アネモネホーム1号棟	八幡町9番5号	0.5～3.0m未満	牛滝川	
44	①	あかつきの家・あかつきの里	磯上町5丁目18番3号	0.5～3.0m未満	牛滝川	
45	②	グループホーム 凧の里	中井町3丁目2番27号	0.5～3.0m未満	牛滝川	
46	②	岸和田北特別養護老人ホーム	磯上町3丁目3番13号	0.5～3.0m未満	牛滝川	
47	②	SOMPOケア ラヴィーレ岸和田	中井町2丁目12番4号	0.5～3.0m未満	牛滝川	
48	②	有料老人ホーム いこいの森	箕土路町2丁目20番7号	0.5～3.0m未満	牛滝川	
49	②	エタニティ岸和田壹番館	磯上町3丁目9番5号	0.5～3.0m未満	牛滝川	
50	②	住宅型有料老人ホーム ハビネスいずもと	磯上町5丁目6番14号	0.5～3.0m未満	牛滝川	
51	②	よりあい大芝の家	磯上町2丁目10番31号	3.0～5.0m未満	牛滝川	
52	②	HIBISU岸和田	春木泉町9番6号	0.5～3.0m未満	牛滝川	
53	②	住宅型有料老人ホーム ゆうなのはな壹番館	磯上町1丁目3番38号	0.5～3.0m未満	牛滝川	
54	②	住宅型有料老人ホーム ばらの木	磯上町1丁目13番31号	0.5m～3.0m未満	牛滝川	
55	②	住宅型有料老人ホーム Thank you all	箕土路町1丁目14番8号	0.5m～3.0m未満	牛滝川	
56	②	バリアティブケアホーム ほしの岸和田	磯上町1丁目3番29号	0.5～3.0m未満	牛滝川	
57	②	南海ライフリレーション岸和田吉井	吉井町3丁目2番23号	0.5～3.0m未満	牛滝川	
58	②	アルファケア岸和田	中井町1丁目7番20号	0.5～3.0m未満	牛滝川	
59	②	七福庵	大北町6番5号	0.5～3.0m未満	津田川	
60	②	清風苑 岸和田	箕土路町2丁目7番24号	0.5～3.0m未満	牛滝川	
61	②	弥生桜 弐番館	箕土路町1丁目19番27号	0.5～3.0m未満	牛滝川	
62	②	ライクファミリー岸和田	池尻町93番地の1	0.5～3.0m未満	牛滝川	
63	②	サービス付き高齢者住宅 コリオン久米田	池尻町384番地の4	0.5～3.0m未満	牛滝川	
64	②	ゆんたく	田治米町817番地の3	5.0m～10.0m未満	牛滝川	
65	③	ナーサリースクールあおば	三田町910番地	0.5～3.0m未満	牛滝川	
66	③	八木第1チビッコホーム	大町3丁目22番1号	0.5～3.0m未満	牛滝川	
67	③	八木第2チビッコホーム	大町3丁目22番1号	0.5～3.0m未満	牛滝川	
68	③	大芝第1チビッコホーム	磯上町2丁目4番1号	0.5～3.0m未満	牛滝川	
69	③	大芝第2チビッコホーム	磯上町2丁目4番1号	0.5～3.0m未満	牛滝川	
70	③	山直北第1チビッコホーム	田治米町460番地	0.5～3.0m未満	牛滝川	

71	③	山直北第2チビッコホーム	田治米町460番地	0.5～3.0m未満	牛滝川	
72	③	浜チビッコホーム	紙屋町12番20号	0.5～3.0m未満	津田川	
73	③	浜保育所	中之浜町10番9号	0.5～3.0m未満	津田川	
74	③	山直北保育所	岡山町177番地の2	3.0～5.0m未満	牛滝川	
75	③	城北保育所	吉井町1丁目16番24号	0.5～3.0m未満	牛滝川	
76	③	八木北保育所	大町3丁目21番20号	0.5～3.0m未満	牛滝川	
77	③	中央保育園	北町16番14号	0.5～3.0m未満	牛滝川	
78	③	八木こども園	今木町397番地の1	0.5～3.0m未満	牛滝川	
79	③	はちまん認定こども園	八幡町13番85号	0.5～3.0m未満	牛滝川	
80	③	この花こども園	春木旭町3番16号	0.5～3.0m未満	牛滝川	
81	③	やまだい保育園	今木町160番地	0.5m～3.0m未満	牛滝川	
82	③	ピープル大芝チャイルドスクール	磯上町3丁目14番12号	0.5～3.0m未満	牛滝川	
83	③	春木カトリック幼稚園	吉井町1丁目6番15号	0.5～3.0m未満	牛滝川	
84	③	やまだい保育園乳児室	田治米町425番地の1	0.5～3.0m未満	牛滝川	
85	④	医療法人阪南会 天の川病院	春木大国町8番4号	0.5～3.0m未満	牛滝川	
86	④	医療法人吉栄会 吉川病院	池尻町98番地	0.5～3.0m未満	牛滝川	
87	④	医療法人ふれ愛の杜 みどり病院	箕土路町2丁目12番34号	0.5～3.0m未満	牛滝川	
88	④	医療法人晋救館 和田病院	三田町944番地の1	3.0～5.0m未満	牛滝川	
89	⑤	浜幼稚園	中之浜町7番1号	0.5～3.0m未満	津田川	
90	⑤	浜小学校	紙屋町12番20号	0.5～3.0m未満	津田川	
91	⑤	大芝幼稚園	磯上町2丁目4番1号	0.5～3.0m未満	牛滝川	
92	⑤	大芝小学校	磯上町2丁目4番1号	0.5～3.0m未満	牛滝川	
93	⑤	城北幼稚園	吉井町1丁目17番13号	0.5～3.0m未満	牛滝川	
94	⑤	八木幼稚園	大町3丁目21番10号	0.5～3.0m未満	牛滝川	
95	⑤	八木小学校	大町3丁目22番1号	0.5～3.0m未満	牛滝川	
96	⑤	山直北幼稚園	田治米町468番地	0.5～3.0m未満	牛滝川	
97	⑤	山直北小学校	田治米町460番地	0.5～3.0m未満	牛滝川	
98	⑤	山直中学校	三田町1030番地	0.5～3.0m未満	牛滝川	
99	⑤	春木中学校	松風町10番65号	3.0～5.0m未満	牛滝川	

- ① 44施設
- ② 20施設
- ③ 20施設
- ④ 4施設
- ⑤ 11施設
- ⑥ なし

計 99施設

※想定浸水深0.5m以上の施設が対象

【区分】①障害児・者施設等の社会福祉施設 ②高齢者施設 ③児童福祉施設 ④病院、診療所（有床のみ）⑤幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校 ⑥外国人利用施設

区分	施設名	所在	想定浸水深(m)	備考
1	① ケアホーム 青天	並松町24番14号	0.5～3.0m未満	
2	① グループホーム がじゅまるの木	並松町21番6号	0.5～3.0m未満	
3	① グループホーム がじゅまるの木1-303	並松町21番6-303号	0.5～3.0m未満	
4	① グループホーム がじゅまるの木1-106	並松町21番6-106号	0.5～3.0m未満	
5	① グループホーム がじゅまるの木1-北館205	並松町21番10-205号	0.5～3.0m未満	
6	① グループホーム ヤマブキ	磯上町6丁目7番6号	3.0m～5.0m未満	
7	① グループホーム アジサイ	磯上町6丁目7番37号	3.0m～5.0m未満	
8	① グループホーム 架け橋 松風	松風町26番16号	0.5～3.0m未満	
9	① 松風ベース	松風町25番16号	0.5～3.0m未満	
10	① ひだまりの家 磯上	磯上町6丁目13番12号	3.0m～5.0m未満	
11	① グループホーム るな	磯上町3丁目14番11号	3.0m～5.0m未満	
12	① エスラン	下野町2丁目7番6号	0.5～3.0m未満	
13	① エスラン 下野町1	下野町2丁目7番6号	0.5～3.0m未満	
14	① あかつきの家・あかつきの里	磯上町5丁目18番3号	0.5～3.0m未満	
15	① レイアップ泉州	加守町1丁目2番33号	0.5～3.0m未満	
16	① ひだまりぶらす加守Ⅰ	加守町1丁目2番33号	0.5～3.0m未満	
17	① ひだまりぶらす加守Ⅱ	加守町1丁目2番32号	0.5～3.0m未満	
18	① グループホーム みんなの家	下野町2丁目5番16号	0.5～3.0m未満	
19	① アネモネホーム1号棟	八幡町9番5号	0.5～3.0m未満	
20	② 岸和田北特別養護老人ホーム	磯上町3丁目3番13号	3.0～5.0m未満	
21	② エタニティ岸和田壱番館	磯上町3丁目9番5号	3.0～5.0m未満	
22	② 住宅型有料老人ホーム ハビネスいずもと	磯上町5丁目6番14号	3.0～5.0m未満	
23	② エタニティ岸和田下野町	下野町1丁目12番12号	0.5～3.0m未満	
24	② よりあい大芝の家	磯上町2丁目10番31号	3.0～5.0m未満	
25	② HIBISU岸和田	春木泉町9番6号	0.5～3.0m未満	
26	② 住宅型有料老人ホームHIBISU下野	下野町3丁目10番25号	0.5～3.0m未満	
27	② ポポロ・スタージュ岸和田	春木宮川町12番18号	0.5～3.0m未満	
28	② 七福庵	大北町6番5号	0.5～3.0m未満	
29	③ 岸和田おれんじ保育園	港緑町2番1号	0.5～3.0m未満	
30	③ 朝陽第1チビッコホーム	上野町西1番28号	0.5～3.0m未満	
31	③ 朝陽第2チビッコホーム	上野町西1番28号	0.5～3.0m未満	
32	③ 大芝第1チビッコホーム	磯上町2丁目4番1号	0.5～3.0m未満	
33	③ 大芝第2チビッコホーム	磯上町2丁目4番1号	0.5～3.0m未満	
34	③ 浜チビッコホーム	紙屋町12番20号	3.0～5.0m未満	
35	③ 中央チビッコホーム	堺町1番10号	0.5～3.0m未満	
36	③ 浜保育所	中之浜町10番9号	3.0～5.0m未満	
37	③ 中央保育園	北町16番14号	0.5～3.0m未満	
38	③ はちまん認定こども園	八幡町13番85号	0.5～3.0m未満	
39	③ ピーブル大芝チャイルドスクール	磯上町3丁目14番12号	3.0～5.0m未満	
40	④ 医療法人阪南会 天の川病院	春木大国町8番4号	3.0～5.0m未満	
41	⑤ 中央小学校	堺町1番10号	0.5～3.0m未満	
42	⑤ 浜幼稚園	中之浜町7番1号	3.0m～5.0m未満	
43	⑤ 浜小学校	紙屋町12番20号	3.0m～5.0m未満	
44	⑤ 大芝幼稚園	磯上町2丁目4番1号	3.0m～5.0m未満	
45	⑤ 大芝小学校	磯上町2丁目4番1号	3.0m～5.0m未満	
46	⑤ 朝陽小学校	上野町西1番28号	0.5～3.0m未満	
47	⑤ 野村中学校	下野町2丁目13番18号	3.0m～5.0m未満	
48	⑤ 春木中学校	松風町10番65号	3.0m～5.0m未満	

- ① 19施設
- ② 9施設
- ③ 11施設
- ④ 1施設
- ⑤ 8施設
- ⑥ なし

計 48施設

※想定浸水深0.5m以上の施設が対象

要配慮者利用施設一覧（土砂災害）

別添③

【区分】①障害児・者施設等の社会福祉施設 ②高齢者施設 ③児童福祉施設 ④病院、診療所（有床のみ） ⑤幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校 ⑥外国人利用施設

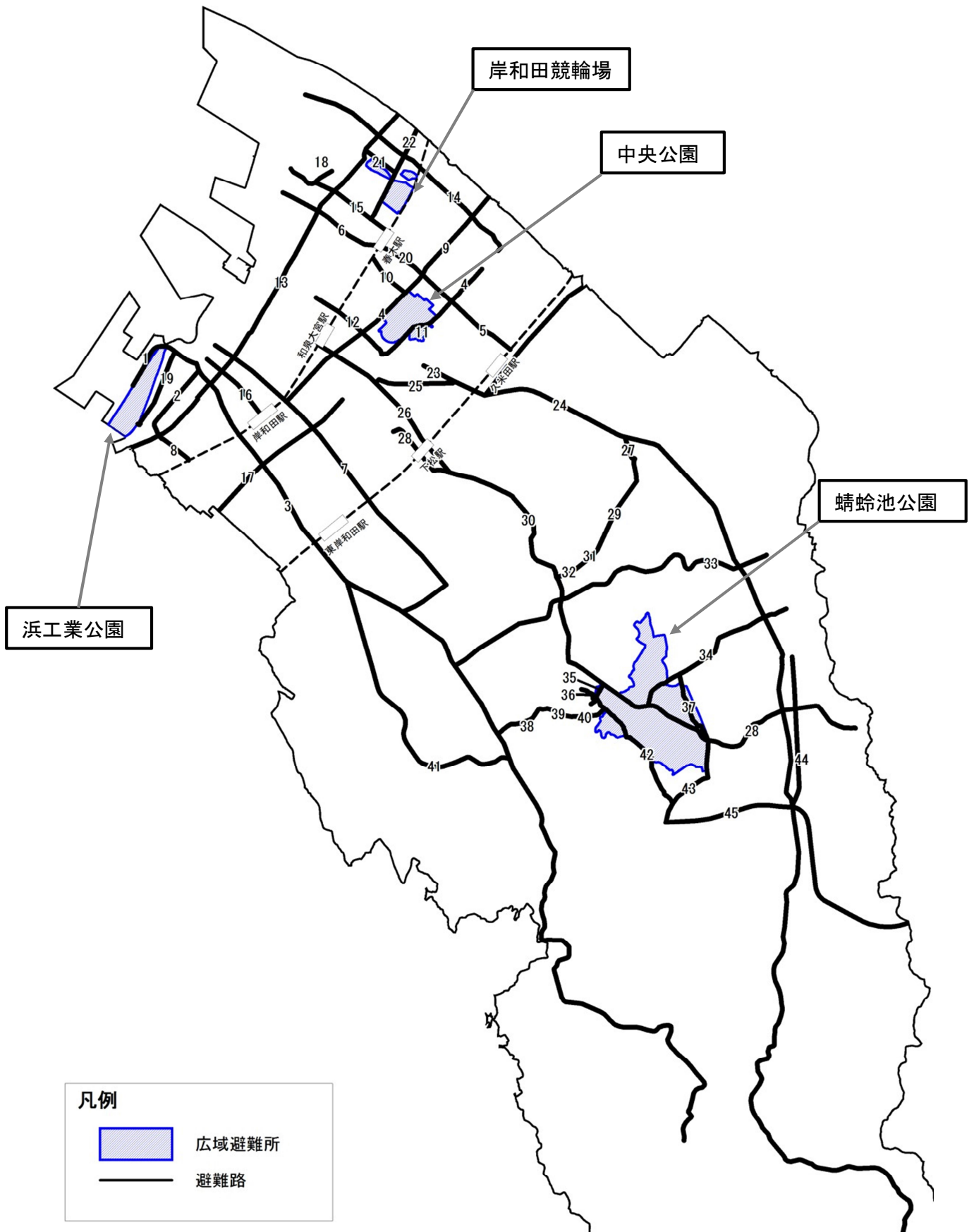
	区分	施設名	所在	危険項目	備考
1	②	特別養護老人ホーム神於山園	尾生町3192番地の2	土砂災害警戒区域（土石流）	
2	⑤	東葛城小学校	河合町1833番地の4	土砂災害警戒区域（土石流）	
3	⑤	学校法人泉州学園近畿大学泉州高等学校	内畑町3558番地	土砂災害警戒区域（急傾斜）	

- ① なし
- ② 1施設
- ③ なし
- ④ なし
- ⑤ 2施設
- ⑥ なし

---

計 3施設

避難路及び広域避難場所等の位置図



避難路線名

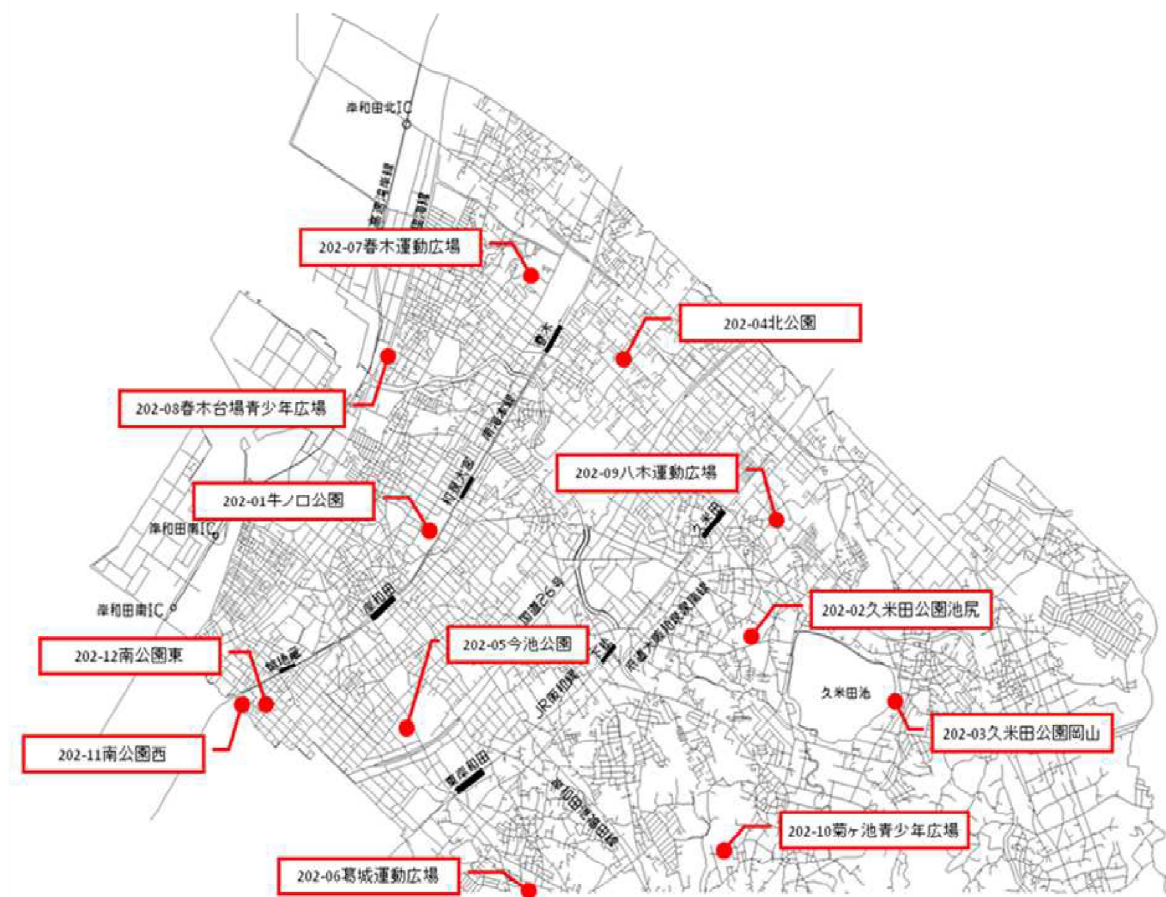
No.	路線名(市道名/府道もあり)
1	府道大阪臨海線
2	市道船津橋蛸地蔵線
3	府道岸和田港塔原線
4	府道和気岸和田線
5	府道春木大町線
6	市道春木大小路若松線
7	市道並松上松線
8	市道南町蛸地蔵線
9	市道忠岡野田線
10	市道春木西之内線
11	市道中井西之内線
12	市道加守下松線
13	市道旧国道線
14	市道磯上中井線
15	市道戎若松線
16	市道昭和大通り線
17	市道藤井南上線
18	市道松風戎線
19	市道大北南町1号線
20	市道春木若松荒木線
21	府道岸和田牛滝山貝塚線
22	府道堺阪南線

No.	路線名(市道名/府道もあり)
23	岸和田中央線
24	久米田山滝線
25	久米田東西線
26	大宮常盤線
27	岡山町2号線
28	府道春木岸和田線(府管理)
29	岡山尾生1号線
30	尾生稲葉線
31	区画整理尾久米田3号線
32	区画整理尾生久米田4号線
33	包近流木線
34	山直中福田線
35	福田町12号線
36	福田町15号線
37	稲葉町11号線
38	福田真上線
39	福田町9号線
40	福田町11号線
41	流木真上線
42	福田神於山線
43	稲葉町20号線
44	主要地方道岸和田牛滝山貝塚線 (府管理)
45	国道170号 (大阪外環状線/府管理)

### 仮設住宅予定場所

ID	団地名	名称	郵便番号	住所	所有者	想定敷地面積㎡
202-01	牛ノ口公園	牛ノ口公園	596-0073	上野町東 1-1	岸和田市	10,000
202-02	久米田公園池尻	久米田公園池尻	596-0813	池尻町 918	岸和田市	4,900
202-03	久米田公園岡山	久米田公園岡山	596-0814	岡山町 26-2	岸和田市	8,000
202-04	北公園	北公園	596-0004	荒木町 2-40-1	岸和田市	4,200
202-05	今池公園	今池公園	596-0047	土生町 2-828-1	岸和田市	4,000
202-06	葛城運動広場	葛城運動広場	596-0831	畑町 4-2-1	岸和田市	9,700
202-07	春木運動広場	春木運動広場	596-0023	八幡町 6-11	岸和田市	7,200
202-08	春木台場青少年広場	春木台場青少年広場	596-0035	春木泉町 20-48	岸和田市	3,000
202-09	八木運動広場	八木運動広場	596-0812	大町 4-10-1	岸和田市	6,300
202-10	菊ヶ池青少年広場	菊ヶ池青少年広場	596-0816	尾生町 1067-2	岸和田市	9,000
202-11	南公園西	南公園	596-0078	南上町 1-23	岸和田市	1,500
202-12	南公園東	南公園	596-0078	南上町 1-21-30	岸和田市	4,900

図 仮設住宅予定場所位置



## V 備蓄状況

### 配送・物資拠点予定場所

予定場所	所在地	電話番号	F A X 番号
福祉総合センター	野田町 1 丁目 5 番 5 号	072-438-2321	072-431-1500
岸和田競輪場	春木若松町 22 番 38 号	072-422-4846	072-436-1101
総合体育館	西之内町 45 番 1 号	072-441-9200	072-441-9204
東岸和田市民センター	土生町 4 丁目 3 番 1 号	072-428-6711	072-428-0711
山直市民センター	三田町 715 番地の 1	072-441-1451	072-441-3851
春木市民センター	春木若松町 21 番 1 号	072-436-4500	072-436-0678
八木市民センター	池尻町 339 番地の 2	072-443-6848	072-443-6859
桜台市民センター	下松町 4 丁目 17 番 1 号	072-428-9229	072-428-9231
藤浪倉庫(株)【委託先】	小松里町 150 番地	072-445-4364	072-444-6898

### 市保有車両一覧表

令和 7 年 4 月現在

部署	種別	種別											合計
		大型	普通乗用	普通貨物	普通乗合	小型乗用	小型貨物	軽乗用	軽貨物	普通特殊	小型特殊	軽特殊	
総合政策部						1			1				2
総務部			1	1		1	1	2	7				13
財務部								1	5				6
市民健康部			1					1	10				12
危機管理部												1	1
福祉部								1	13				14
子ども家庭応援部					1			4	9				14
魅力創造部						1			2				3
環境農林水産部				5			2	1	14	10			32
まちづくり推進部							2	2	7				11
建設部							2		14		1		17
公営競技事業所								1	1				2
市民病院			1			3		2	1	1			8
市議会事務局			1										1
教育総務部						1		2	19				22
学校教育部						1			3				4
生涯学習部								1	8	1			10
消防本部						2			1	24	1	6	34
計		0	4	6	1	10	7	18	115	36	2	7	206

(注) 下水道河川部の車両は除く。

備蓄物資

1. 重要物資備蓄目標量一覧表

項目	算出式（人口比率は、平成 22 年度国勢調査より）	大阪府地震被害想定調査に基づく目標量
食糧 府 1：市 1 で備蓄	(直下型地震による)避難所避難者数×3食×1.2(注)により算出した数量と(南海トラフ巨大地震による)避難所避難者数×3食×3日×1.2で算出した数量を比較し多い方 (注)1.2という係数は、避難所避難者以外の食糧需要を想定したもの。	<u>118,984 食</u>
高齢者食 府 1：市 1 で備蓄	上記で算出した数量のうち、5% (80 歳以上人口比率) を高齢者食とする。	<u>5,950 食</u>
毛布(保温用資材) 府 1：市 1 で備蓄	避難所避難者数×必要枚数 2 枚/人 ※保温用資材の例：アルミブランケット(シート)等	<u>28,540 枚</u>
乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク 府 1：市 1 で備蓄	【粉ミルク】避難所避難者数×1.6% (0~1 歳人口比率) ×70% (人口授乳率) ×130g/人/日 (南海トラフ想定の場合は 3 日に乗じる) 【液体ミルク】避難所避難者数×1.6% (0~1 歳人口比率) ×70% (人口授乳率) ×1 リットル/人/日 (南海トラフ想定の場合は 3 日に乗じる)	<u>48,123g</u>
哺乳瓶 市は、必要分(100%)、府は、予備分とする	避難所避難者数×1.6% (0~1 歳人口比率) ×70% (人口授乳率) ×1 本(注)/人 (注)「瓶」以外、「使い切りタイプ」等の場合は、5 回/人/日とする。	<u>3,702 本</u>
乳児・小児用おむつ 府 1：市 1 で備蓄	(直下型地震による)避難所避難者数×2.5% (0~2 歳人口比率) ×8 枚(注)/人/日と(南海トラフ巨大地震による) 避難所避難者数×2.5% (0~2 歳人口比率) ×8 枚(注)/人/日×3 日で算出した数量を比較し多い方 (注)8 枚/人/日は 3H で 1 枚使用すると平均データから算出(内閣府確認)	<u>6,611 枚</u>
大人用おむつ 府 1：市 1 で備蓄	(直下型地震による)避難所避難者数×必要者割合 0.005×8 枚(注)/人/日と(南海トラフ巨大地震による) 避難所避難者数×必要者割合 0.005×8 枚(注)/人/日×3 日で算出した数量を比較し多い方 (注)8 枚/人/日は 3H で 1 枚使用すると平均データから算出(内閣府確認)	<u>1,323 枚</u>
災害用トイレ (組立式等) 府 1：市 1 で備蓄	避難所避難者数×0.02 (避難所避難者 50 人に 1 基) 市町村は、簡易トイレ、府は、調達を含め仮設トイレ(組立式)中心にそれぞれ確保する。※組立式トイレについては、トイレを覆うテントも使用に含むものとする。また、トイレトーパーや消毒液等のほか夜間利用に必要なランタン等についても準備することが望ましい。	<u>571 基</u>
凝固剤及び便袋(簡易トイレ用)	BOX 型等の簡易トイレを利用する避難所避難者数×5 回×3 日以上を目標とする。	<u>214,500 個</u>
生理用品 府 1：市 1 で備蓄	(直下型地震による)避難所避難者数×48% (12~51 歳人口比率) ×52% (注) (12~51 歳女性人口比率) ×5/32 (月経周期) ×5 枚/人/日と(南海トラフ巨大地震による) 避難所避難者数×48% (12~51 歳人口比率) ×52% (注) (12~51 歳女性人口比率) ×5/32 (月経周期) ×5 枚/人/日×3 日で算出した数量を比較し多い方 (注)対象年齢 12 歳から 51 歳、月経周期 5 日/32 日については、日本産婦人科学会編著「女と男のディクショナリー」を参考に設定	<u>6,445 個</u>
トイレトーパー 府 1：市 1 で備蓄	(直下型地震による)避難所避難者数×7.5m(注) /人/日と(南海トラフ巨大地震による) 避難所避難者数×7.5m(注) /人/日×3 日で算出した数量を比較し多い方 (注)NPO 緊急災害備蓄推進協議会(経済産業省推奨)によると 4 人家族で 150m 巻き 6 ロールを約 1 か月分としている。150m×6 ロール÷4 人÷30 日=7.5m/人/日	<u>247,883m</u>
マスク 府 1：市 1 で備蓄	(直下型地震による)避難所避難者数と(南海トラフ巨大地震による) 避難所避難者数×3 日で算出した数量を比較し多い方 ※感染症対策を踏まえ、従来の印型インフルエンザ罹患率(1.8%)を削除	<u>33,051 枚</u>
簡易ベッド 府 1：市 1 で備蓄	避難所避難者数×避難行動要支援者率×現物備蓄率(50%)×1/2 ・避難所避難者数は、直下型地震と南海トラフ巨大地震を比較し多い方 ・避難行動要支援者率=避難行動要支援者数/人口【出典：R6.6.28 内閣府『避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等に係る取組状況の調査結果(令和 6 年 4 月 1 日現在)』、『避難行動要支援者名簿に係る取組状況調査(令和 6 年 4 月 1 日現在：市町村別)』p27】	<u>194 基</u>
パーティション(簡易テント) 府 1：市 1 で備蓄	・当面の現物備蓄率 50% を目標とし確保に努めることとするが、今後、情勢等を踏まえて適宜修正を行う。また、残る 50% については、協定等による調達ルートの確保に努める。	<u>194 基</u>
組み立て式水洗トイレ 府 1：市 1 で備蓄	一般避難所数×2 基 ・府は令和 6 年から 8 年の 3 か年で調達 ・市町村においては速やかに調達 ただし、市町村が用意するトイレについては、洋式であれば、マンホールトイレや自動圧着により臭気対策、衛生的対策が施されているものの選択も可とする。	<u>64 基</u>
ブルーシート (寸法 3.6m×5.4m)	浸水区域外の想定半壊家屋数×1=約 94,000 枚 これを、大阪府現物備蓄、市町村現物備蓄、協定等調達により分担する。なお、分担率は、大阪府現物備蓄 10%、市町村現物備蓄 70%、協定等調達 20%とする。	<u>4,018 枚</u>

(参考) 直下型地震による想定避難所避難者数：28,540 人、南海トラフ巨大地震による想定避難所避難者数：22,034 人

2. 大阪府備蓄物資一覧表

令和7年3月31日現在

品名	備蓄物資 目標数量	備蓄物資 合計	分散場所				備考	
			北部拠点	中部拠点	南部拠点	府民センター等		
重要物資	煮炊不要食等食糧	1,100,000 食	1,334,018 食	125,158 食	785,340 食	263,020 食	160,500 食	
	毛布	880,942 枚	886,315 枚	110,600 枚	634,095 枚	132,640 枚	8,980 枚	
	哺乳瓶	3,900 本	4,230 本	1,201 本	1,632 本	1,397 本	0 本	
	紙おむつ	317,140 枚	383,707 枚	27,416 枚	263,027 枚	70,216 枚	23,048 枚	
	トイレットペーパー	9,910,598 m	9,914,400 m	924,000 m	7,070,400 m	1,785,600 m	134,400 m	
	生理用品	257,676 枚	274,350 枚	7,740 枚	226,290 枚	15,480 枚	24,840 枚	
	マスク	1,321,413 枚	1,816,700 枚	88,100 枚	1,550,400 枚	176,200 枚	2,000 枚	
	簡易トイレ	8,810 基	2,057 基	450 基	1,197 基	400 基	10 基	※不足分は 協定先から調達
	粉ミルク	1,923,978 g	1,925,400 g	メーカー側ランニングストック(森永乳業、雪印ビーンスターク、アサヒグループ食品)				
ペットボトル水	本	73,440 本	0 本	73,440 本	0 本	0 本		
移動式仮設風呂	基	3 基	1 基	1 基	1 基	0 基		
パーティション	2,557 張	2,930 張	2,197 張	553 張	180 張	0 張		
簡易ベッド	2,557 台	2,852 台	2,342 台	410 台	100 台	0 台		
ブルーシート	9,400 枚	9,700 枚	6,200 枚	2,000 枚	1,500 枚	0 枚		
かにパン	袋	2,760 袋	メーカー側ランニングストック 三立製菓(株)					

○ 調達対応

精米 (6社)	災害救助用精米の保管及び供給等の協力に関する協定 (株)大阪第一食糧・幸南食糧(株)・幸福米穀(株)・丸三・ (株)勝山商店・津田物産(株)	倉庫保管料を負担し確保 6食分相当
災害用医療物資 確保・供給	災害用医療物資確保・供給業務を委託 府内災害拠点病院	推定入院患者の3日分
災害用医薬品等 備蓄・供給	災害用医薬品等備蓄・供給業務を委託 (一般社)大阪府薬剤師会・大阪府医薬品卸協同組合)	推定入院・外来患者の7日分(上記推定患者の 3日分を除く)

○備蓄水(大阪広域水道企業団製作)

災害用備蓄水	災害時等における応急給水活動等で市町村の住民に配布することを	受水市町村 70 万本
	目的にアルミ缶備蓄水(490ml)100 万本を備蓄	企業団 30 万本※

災害時の給水には、非常用自家発電設備等を備え、未送水時でも給水可能な「あんしん給水栓(Aタイプ)」を府内 51 箇所に設置

※ 企業団の施設(浄水場や事業所)

### 3. 岸和田市備蓄物資一覧表

○備蓄物資（重点11品目）

（令和8年4月1日現在）

保管場所：①NTT岸和田、東岸和田倉庫、②JR阪和線高架下倉庫、③藤浪倉庫、④各避難所、⑤保健センター

品名		単位	数量	目標	保管場所
食糧	アルファ化米等	食	24,600	118,984	①③④
	レトルト食品等	食	57,266		①③④
	保存パン	食	15,000		③
	軽食	食	26,760		①③④
	高齢者用食（注1）	食	59,866	5,950	①③④
毛布		枚	27,246	28,540	①③④
粉ミルク		g	34,000	48,123	⑤
液体ミルク（480缶×200ml）		ℓ	120	—	⑤
ほ乳瓶		本	339	—	⑤
使い捨てほ乳ボトル		本	2,450	3,702	⑤
幼少児用おむつ		枚	10,841	6,611	①③
大人用おむつ		枚	2,186	1,323	①③
災害用トイレ	簡易トイレ	基	930	571	①③④
	組立式水洗トイレ等	基	70	64	②④
	凝固剤・便袋	回	220,250	214,500	①②④
生理用品		枚	8,100	6,445	①③
トイレットペーパー（612ロール×200m）		m	122,400	247,883	①
マスク（大人用、子供用）		枚	125,350	33,051	①③

（注1）高齢者用食は、食糧の内数。

○備蓄物資（重点11品目以外）

保管場所：①NTT岸和田、東岸和田倉庫、②JR阪和線高架下倉庫、③藤浪倉庫、④各避難所、⑤保健センター

品名		単位	数量	目標	保管場所
簡易ベッド		基	456	194	①②④
パーティション		箱	846	194	①②③④
ブルーシート（3.6×5.4）		枚	3,180	4,018	①③

## VI 関係機関

### 岸和田市防災会議委員名簿

令和8年4月現在

各号	職名
会長	岸和田市長
1号	岸和田海上保安署署長
2号	大阪府岸和田土木事務所 参事兼地域支援・企画課長
〃	岸和田保健所所長
3号	岸和田警察署署長
4号	岸和田市教育長
5号	岸和田市消防長
〃	岸和田市消防団団長
〃	岸和田市水防団団長
6号	岸和田市副市長
〃	岸和田市副市長
〃	岸和田市危機管理監
7号	西日本電信電話株式会社関西支店設備部長
〃	南海電気鉄道株式会社岸和田駅長
〃	西日本旅客鉄道株式会社東岸和田駅長
〃	関西電力送配電株式会社大阪南本部岸和田配電営業所所長
〃	大阪ガスネットワーク株式会社南部事業部導管計画チームマネジャー
〃	大阪府 LP ガス協会岸和田貝塚支部副支部長
〃	岸和田市医師会会長
〃	南海ウイングバス株式会社本社営業所所長
8号	陸上自衛隊第37普通科連隊第1中隊中隊長
〃	防災福祉コミュニティ協議会会長
〃	岸和田市女性防火クラブ会長
9号	岸和田市町会連合会
〃	株式会社テレビ岸和田 常務取締役
〃	PTA 協議会
〃	女性会議代表
〃	岸和田市老人クラブ連合会
〃	岸和田市身体障害者福祉会会長
〃	岸和田障害者・児関係団体連絡協議会役員
〃	大阪府トラック協会泉州支部支部長

## 防災関係機関通信窓口

### 1. 指定行政機関

機関名	通信窓口	所在地	電話(昼間)	電話(夜間)	無線番号
消 防 庁	応急対策室	東京都千代田区霞ヶ関 2-1-2	(直)03-5253-7527	03-5253-7777	

### 2. 指定地方行政機関等

機関名	通信窓口	所在地	電話(昼間)	電話(夜間)	無線番号発信特番(98)
岸 和 田 海上保安署		岸和田市新港町 1	(代)072-422-3592	072-422-3592	240-814-8900 240-814
岸和田労働 基準監督署	安全衛生課	岸和田市岸城町 23-16	(直)072-498-1013		
近畿地方整備局 大阪国道事務所	南 大 阪 維持出張所	泉大津市我孫子 99-6	(代)0725-23-1051		
大阪管区 気 象 台	気象防災部 予 報 課	大阪市中央区 大手前 4-1-76	(直)06-6949-6303		816-8930

### 3. 自衛隊

機関名	通信窓口	所在地	電話(昼間)	電話(夜間)	無線番号発信特番(98)
陸上自衛隊 第 3 師 団	第 3 部 防 衛 班	兵庫県伊丹市広畑 1-1	(代)072-781-0021 (内線)3735・3737	072-781-0021 (当直)3301	823-8900
陸上自衛隊 第37普通科連隊	第 3 科	和泉市伯太町官有地	(代)0725-41-0090 (内線)429	0725-41-0090 (当直)302	240-825-8900

### 4. 大阪府

機関名	通信窓口	所在地	電話(昼間)	電話(夜間)	無線番号発信特番(98)
大 阪 府	危機管理室	大阪市中央区大手前 3-1-43	(代)06-6941-0351 (直)06-6944-6022	06-6944-6022	220-8920
岸 和 田 土木事務所	地域支援・ 企 画 課	岸和田市野田町 3-13-2	(代)072-439-3601 (内線)331・335 (直)072-439-1350	072-439-3601	303-8910
大阪港湾局	阪南建設 管 理 課	岸和田市港緑町 4-10	(代)072-439-5261	072-439-5261	240-384-8900
泉州農と緑の 総合事務所	地域政策室	岸和田市野田町 3-13-2	(代)072-439-3601 (内線)261・207	072-439-3601	303-8920
岸和田保健所	企画調整課	岸和田市野田町 3-13-1	(代)072-422-5681 (内線)275	072-422-5681	303-8950

### 5. 大阪府警察

機関名	通信窓口	所在地	電話(昼間)	電話(夜間)	無線番号発信特番(98)
大 阪 府 警 察 本 部	警 備 部 警 備 課	大阪市中央区大手前 3-1-11	(代)06-6943-1234	06-6943-1234	830-8987
岸和田警察署	警 備 課	岸和田市作才町 1-1-36	(代)072-439-1234	072-439-1234	

## 6. 近隣市町

機関名	通信窓口	所在地	電話(昼間)	電話(夜間)	無線番号発信特番(98)
堺市	危機管理室	堺市堺区南瓦町 3-1	(代)072-233-1101 (直)072-228-7605	072-228-7080	501-8900
高石市	総合政策部 危機管理課	高石市加茂 4-1-1	(代)072-265-1001 (直)072-275-6245	072-265-1001	525-8900
泉大津市	危機管理課	泉大津市東雲町 9-12	(代)0725-33-1131 (直)0725-33-9404	0725-33-1131	506-8900
和泉市	危機管理部 危機管理課	和泉市府中町 2-7-5	(代)0725-41-1551 (直)0725-99-8104	0725-41-1551	519-8900
貝塚市	危機管理課	貝塚市畠中 1-17-1	(代)072-423-2151 (直)072-433-7392	072-423-2151	508-8900
泉佐野市	市民協働部 危機管理課	泉佐野市市場東 1-1-1	(代)072-463-1212 (直)072-464-3720	072-469-0119	513-5900
泉南市	総合政策部 危機管理課	泉南市樽井 1-1-1	(代)072-483-0001 (直)072-479-3601	072-483-0001	528-8900
阪南市	総務部 危機管理課	阪南市尾崎町 35-1	(代)072-471-5678 (直)072-489-4503	072-471-5678	532-8900
忠岡町	町長公室 自治防災課	泉北郡忠岡町忠岡東 1-34-1	(代)0725-22-1122	0725-22-1122	536-8900
熊取町	危機管理課	泉南郡熊取町野田 1-1-1	(直)072-452-9017	072-452-1001	537-8900
田尻町	安全安心まち づくり推進局	泉南郡田尻町大字嘉祥寺 375-1	(代)072-466-1000 (直)072-466-5009	072-466-1000	538-8900
岬町	まちづくり戦略室 危機管理担当	泉南郡岬町深目 2000-1	(代)072-492-2001 (直)072-492-2759	072-492-2001	539-8900

## 7. 指定公共機関及び指定地方公共機関

機関名	通信窓口	所在地	電話(昼間)	電話(夜間)	無線番号発信特番(98)
郵便事業(株) 岸和田支店	業務企画室	岸和田市沼町 33-33	(代)072-439-5191	072-439-5191	
西日本電信電話(株) 関西支店	設備部 災害対策室	大阪市都島区東野田町 4-15-82	(代)06-6490-1324	局番なし 113	
日本通運(株) 堺支店	総務課	堺市堺区三宝町 1-1-1	(代)072-238-1122	072-238-1122	
西日本旅客鉄道(株) 東岸和田駅	駅長	岸和田市土生町 4-1-1	(直)072-428-1044	072-428-1044	
南海電気鉄道(株) 岸和田駅	駅長	岸和田市宮本町 1-10	(直)072-422-0107	072-422-0107	
日本赤十字社大阪府 支部岸和田市地区	事務局 (福祉政策課)	岸和田市岸城町 7-1	(代)072-423-2121 (直)072-423-9467	072-423-2121	
西日本高速道路(株) 関西支社	保全サービス 統括課	茨木市岩倉町 1-13	(代)06-6344-8888 (直)06-6344-8207		240-839-8900 (管制センター)
阪神高速道路(株)	大阪管理部 交通管制室	大阪市港区石田 3-1-25	(代)06-6576-3881 (直)06-6576-3896	06-6576-3896	

機関名	通信窓口	所在地	電話(昼間)	電話(夜間)	無線番号発信特番(98)
大阪ガスネットワーク㈱ 南部事業部	(昼間)導管計画チーム  (夜間)緊急指令室	堺市堺区住吉橋町 2-2-19 大阪市中央区平野町 4-1-2	(代)072-238-2375	072-238-2716	
関西電力送配電㈱ 岸和田配電営業所	コンタクトセンター	岸和田市藤井町 3-4-4	0800-777-3081		
関西エアポート㈱	運用本部安全推進部 危機管理G	泉佐野市泉州空港北 1	(代)072-455-2014	072-455-2305	240-847-8900
岸和田市久米池 土地改良区	事務所	岸和田市池尻町 671-11	(直)072-444-2272	072-444-2272	
岸和田市神於山 土地改良区	事務所	岸和田市尾生町 4005	(直)072-441-6633	072-441-6633	
岸和田丘陵 土地改良区	事務所	岸和田市岸の丘町 1-34-1	(直)072-447-5270	072-447-5270	

## 8. 公共的団体

機関名	通信窓口	所在地	電話(昼間)	電話(夜間)	府防災行政無線番号
(社)岸和田市 医師会	事務局	岸和田市荒木町 1-1-51	(直)072-443-5946	072-443-5946	
(社)岸和田市 歯科医師会	事務局	岸和田市別所町 3-12-1	(直)072-439-3075	072-439-3075	
(社)岸和田市 薬剤師会	事務局	岸和田市別所町 3-12-1	(直)072-423-0800	072-423-0800	
㈱テレビ岸和田	総務部	岸和田市作才町 1-5-3	(代)072-436-3636	072-436-3636	
岸和田市 火災予防協会	事務局 (消防本部予防課)	岸和田市上松町 3-7-21	(代)072-426-0119 (直)072-426-8604	072-426-0119	
岸和田市防災福祉 コミュニティ協議会	事務局 (危機管理課)	岸和田市岸城町 7-1	(代)072-423-2121 (直)072-423-9437	072-423-2121	
いずみの農業 協同組合	本店	岸和田市別所町 3-13-20	(直)072-439-2381	072-439-2381	
岸和田市漁業 協同組合	組合事務所	岸和田市地蔵浜町 11-1	(直)072-422-0638	072-422-0638	
春木漁業 協同組合	組合事務所	岸和田市臨海町 20	(直)072-422-1148	072-422-1148	
岸和田市林業 活性化協議会	事務局 (農林水産課)	岸和田市岸城町 7-1	(代)072-423-2121 (直)072-423-9488	072-423-2121	
岸和田市 町会連合会	事務局 (自治振興課)	岸和田市岸城町 7-1	(代)072-423-2121 (直)072-723-9436	072-423-2121	

## VII 災害時医療

### 災害医療機関一覧表

#### 災害拠点病院

##### (1) 基幹災害拠点病院

病院名	所在地	電話	FAX
地方独立行政法人 大阪府立病院機構 大阪急性期・総合医療センター	大阪市住吉区万代東3丁目1-56	06-6692-1201	06-6606-7000

##### (2) 地域災害拠点病院（岸和田市付近）

病院名	所在地	電話	FAX
堺市立総合医療センター	堺市西区家原寺町1丁目1-1	072-272-1199	072-272-9911
医療法人徳洲会 岸和田徳洲会病院	岸和田市加守町4丁目27-1	072-445-9915	072-445-9791
りんくう総合医療センター (大阪府泉州救命救急センター)	泉佐野市りんくう往来北2-23	072-469-3111	072-469-7929

#### 特定診療災害医療センター

病院名	所在地	電話	FAX
地方独立行政法人 大阪府立病院機構 大阪国際がんセンター	大阪市中央区大手前3丁目1-69	06-6945-1181	06-6945-1900
地方独立行政法人 大阪府立病院機構 大阪精神医療センター	枚方市宮之阪3丁目16-21	072-847-3261	072-840-6206
地方独立行政法人 大阪府立病院機構 大阪はびきの医療センター	羽曳野市はびきの3丁目7-1	072-957-2121	072-958-3291
地方独立行政法人 大阪府立病院機構 大阪母子医療センター	和泉市室堂町840	0725-56-1220	0725-56-5682

#### 市町村災害医療センター

病院名	所在地	電話	FAX
市立岸和田市民病院	岸和田市額原町1001	072-445-1000	072-441-8812

#### 災害医療協力病院（岸和田市救急告示病院）

病院名	所在地	電話	FAX
医療法人良秀会 藤井病院	岸和田市西之内町3-1	072-436-2201	072-436-5077
医療法人大植会 葛城病院	岸和田市土生町2丁目33-1	072-422-9909	072-422-9919
医療法人利田会 久米田病院	岸和田市尾生町6丁目12-31	072-445-3545	072-445-5057
社会福祉法人寺田萬寿会 寺田萬寿病院	岸和田市南上町1丁目48-5	072-422-4466	072-439-1031
市立岸和田市民病院	岸和田市額原町1001	072-445-1000	072-441-8812
医療法人徳洲会 岸和田徳洲会病院	岸和田市加守町4丁目27-1	072-445-9915	072-445-9791

応急救護所及び医療救護所予定場所一覧表

地区名	施設名	所在地	電話番号	FAX 番号
中央	中央小学校	堺町 1 番 10 号	422-0301	432-0617
城内	城内小学校	南上町 2 丁目 3 番 1 号	422-0310	432-0615
浜	浜小学校	紙屋町 12 番 20 号	422-0327	432-0616
朝陽	朝陽小学校	上野町西 1 番 28 号	422-0302	437-1481
	野村中学校	下野町 2 丁目 13 番 18 号	436-3156	436-3157
東光	東光小学校	別所町 2 丁目 1 番 30 号	422-0461	438-8899
	岸城中学校	野田町 2 丁目 19 番 19 号	422-2401	422-2486
	光陽中学校	藤井町 3 丁目 6 番 6 号	422-7521	422-7522
	産業高等学校	別所町 3 丁目 33 番 1 号	422-4861	422-6111
	保健センター	別所町 3 丁目 12 番 1 号	423-8811	423-8833
旭	旭小学校	土生町 7 丁目 5 番 15 号	427-0904	427-6784
	土生中学校	土生町 12 丁目 10 番 1 号	428-2160	428-2161
太田	太田小学校	畑町 3 丁目 12 番 1 号	427-8124	427-8125
	東岸和田市民センター	土生町 4 丁目 3 番 1 号	428-6711	428-0711
天神山	天神山小学校	天神山町 1 丁目 1 番 1 号	427-8775	427-8766
修斉	修斉小学校	土生滝町 521 番地	427-5913	427-2134
	葛城中学校	土生町 213 番地の 1	427-5907	428-4494
東葛城	東葛城小学校	河合町 1833 番地の 4	446-1169	446-2814
春木	春木小学校	春木宮川町 11 番 13 号	422-0552	437-2051
	春木市民センター	春木若松町 21 番 1 号	436-4500	436-0678
大芝	大芝小学校	磯上町 2 丁目 4 番 1 号	422-1031	437-0763
	春木中学校	松風町 10 番 65 号	423-0006	423-0007
大宮	大宮小学校	宮前町 7 番 1 号	445-1725	445-1735
城北	城北小学校	荒木町 2 丁目 1 番 1 号	444-1055	444-1092
	北中学校	春木旭町 33 番 1 号	444-6646	444-6647
新条	新条小学校	荒木町 2 丁目 4 番 33 号	445-5705	445-5788
八木北	八木北小学校	下池田町 3 丁目 6 番 4 号	443-6631	443-6632
八木	八木小学校	大町 3 丁目 22 番 1 号	445-0049	445-5979
	八木市民センター	池尻町 339 番地の 2	443-6848	443-6859
八木南	八木南小学校	小松里町 768 番地の 1	445-5894	445-5984
	久米田中学校	池尻町 705 番地	445-0157	445-0535
光明	光明小学校	尾生町 564 番地	445-0138	445-0342
常盤	常盤小学校	下松町 4 丁目 6 番 1 号	427-4954	427-5242
	桜台中学校	下松町 1225 番地	426-0282	426-0284
	桜台市民センター	下松町 4 丁目 17 番 1 号	428-9229	428-9231
山直北	山直北小学校	田治米町 460 番地	445-0156	445-0653
	山直中学校	三田町 1030 番地	445-5892	445-5869
	山直市民センター	三田町 715 番地の 1	441-1451	441-3844
城東	城東小学校	三田町 146 番地	444-5516	444-5373
山直南	山直南小学校	稲葉町 20 番地	479-0054	479-1876
山滝	山滝小学校	内畑町 1041 番地	479-0012	479-0086
	山滝中学校	内畑町 166 番地の 3	479-0027	479-0764

災害時医療救護チーム編成

大阪府医療関係機関別

平成 22 年 4 月 1 日現在

医療機関別	医療救護班数	医師数	看護師数	その他
災 害 拠 点 病 院	68	93	156	88
特定診療災害医療センター	16	16	32	16
近 畿 厚 生 局	8	8	16	16
日本赤十字社大阪府支部 (大阪赤十字病院を除く)	5	5	15	14
計	63	72	131	107

岸和田市

令和 5 年 4 月 1 日現在

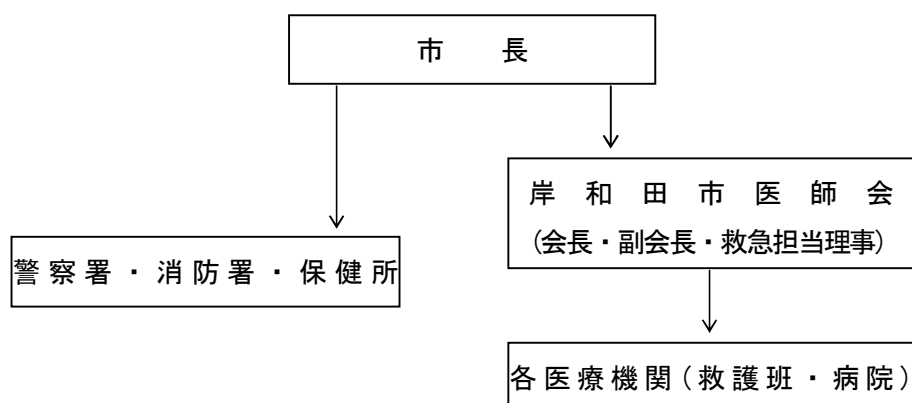
医療機関別	医療救護班数	医師数	看護師数	その他
市立岸和田市民病院	2	4	6	8

岸和田市医師会

「災害時における医療救護についての協定書」に基づく「岸和田市医師会医療救護班活動要領」により編成

## 岸和田市医師会医療救護チーム活動要領

1. 岸和田市医師会医療救護チームは下図の指揮系統により活動する。



- ① 医療救護チーム活動の発令(緊急連絡)は岸和田市長より、医師会長及び岸和田市医師会事務局に対して行う。
  - ② 医師会長は事務局及び各医療救護チーム・病院等に活動についての指示を行う。
  - ③ 医師会事務局は医師会長の指示により、医療救護チーム・病院に連絡する。
  - ④ 医師会事務局の休日・休館時は、医師会長、担当副会長・理事が連絡を受ける。
2. 各医療救護チーム・病院は医師会長の指示により、災害現地・指定集合場所・搬送病院等への出動又は患者の受入れ体制の準備を行う。
3. 医師会長又は担当医療救護チームの要請があった場合、他の医療救護チーム、専門医、病院勤務医はこれに協力する。
4. 医療救護チームの編成は別紙のとおりとする。

岸和田市医師会医療救護班編成表

総統括責任者 くれクリニック 444-9014

統括責任者 うらたクリニック 422-7052  
 統括責任者 遠藤医院 422-0386  
 統括責任者 高松診療所 422-0776  
 統括責任者 あいばクリニック 445-4878

※ 各班 ○印はそれぞれ班長

第 1 班 (中央・城内・浜小学校区)			
外科系	別所医院	宮本町 29 番 23 号	422-0397
	和田整形外科	宮本町 5 番 1 号	437-3500
	うしだクリニック	南町 20 番 20 号	422-1971
内科系	○毛利医院 (本町)	本町 8 番 11 号	431-1716
	池田内科	南町 27 番 15 号	422-3874
	谷口内科	北町 15 番 27 号	436-2123
	森田クリニック	宮本町 2 番 29 号	432-3837
専門	梶川クリニック (耳鼻科)	宮本町 40 番 5 号	422-0266
	泉州メンタルケアクリニック oasis (精神科)	五軒屋町 2 番 1 号	430-2001
	大賀医院 (精神科)	岸城町 11 番 45 号	432-1717

第 2 班 (朝陽小学校校区)			
外科系	津田診療所	加守町 2 丁目 7 番 5 号	439-6171
	うらたクリニック	並松町 4 番 8 号	422-7052
内科系	大澤内科	上野町西 11 番 21 号	422-7784
	大上内科小児科医院	沼町 18 番 11 号	422-2608
	○渡辺医院	下野町 4 丁目 9 番 10 号	422-7800
専門	井上医院 (皮膚科)	沼町 5 番 14 号	422-2405
	岸和田あいばクリニック (耳鼻科) 休診中	並松町 22 番 40 号	422-1306
	林眼科医院 (眼科)	沼町 18 番 1 号	422-0802
	はやべ眼科 (眼科)	上野町東 11 番 1 号	431-4146

第 3 班 (東光・大宮小学校校区)			
外科系	遠藤医院	別所町 1 丁目 17 番 22 号	422-0386
	○てい整形外科クリニック	藤井町 2 丁目 25 番 3 号	447-8032
	浜中医院	野田町 1 丁目 7 番 21 号	422-0540
	Nクリニック	別所町 3 丁目 10 番 10 号	432-4976

第 3 班 （ 東光・大宮小学校校区 ）			
内科系	池添医院	別所町 1 丁目 11 番 10 号	422-0841
	出水クリニック	藤井町 1 丁目 12 番 5 号	437-5811
	杉原医院	加守町 3 丁目 6 番 12 号	422-2324
	にしだ J クリニック	西之内町 39 番 44 号	448-6644
	乳腺ケア泉州クリニック	野田町 2 丁目 17 番 11 号	430-0811
専門	中村皮膚科（皮膚科）	野田町 1 丁目 12 番 9 号	433-4112
	川植耳鼻咽喉科（耳鼻科）	藤井町 1 丁目 15 番 20 号	441-0303
	なかで耳鼻咽喉科（耳鼻科）	野田町 1 丁目 3 番 24 号	493-3392
	楠部眼科医院（眼科）	野田町 1 丁目 6 番 21 号	422-0816
	みやもと眼科（眼科）	西之内町 5 番 12 号	423-4611
	久松マタニティークリニック（産婦人科）	野田町 1 丁目 11 番 1 号	422-3006
	いそかわこころのクリニック（精神科）	西之内町 2 番 1 号	429-1556
	川田クリニック（精神科）	野田町 1 丁目 6 番 27 号	437-2711
	クスベ医院（精神科）	野田町 1 丁目 6 番 21 号	422-0171

第 4 班 （ 大芝・春木・城北・新条小学校区 ）			
外科系	くれクリニック	荒木町 1 丁目 8 番 8 号	444-9014
	岸和田徳洲会クリニック	磯上町 4 丁目 22 番 40 号	438-8745
	橋間診療所	荒木町 1 丁目 12 番 1 号	443-7172
	やまぎわ整形外科	中井町 3 丁目 18 番 20 号	479-5920
内科系	○前田内科医院	春木本町 10 番 23 号	439-1414
	浜崎医院	吉井町 3 丁目 14 番 22 号	445-3613
	阪南医療生協診療所	荒木町 2 丁目 2 番 18 号	441-8881
	あぶみクリニック	春木若松町 19 番 22 号	430-2886
	白井医院（春木）	春木若松町 17 番 30 号	436-0411
	笠原クリニック	春木若松町 16 番 16 号	438-6075
	東森医院	春木若松町 7 番 30 号	432-0005
	西村内科	中井町 2 丁目 4 番 7 号	443-8030
	にしだこどもアレルギークリニック	中井町 1 丁目 12 番 15 号	444-1053
	高松診療所	八幡町 16 番 1 号	422-0776
専門	くめがわ医院	磯上町 3 丁目 13 番 5 号	430-0085
	いけうちクリニック（精神科）	春木旭町 8 番 31 号	448-5025
	小阪皮フ科クリニック（皮膚科）	春木旭町 5 番 17 号	445-1313
	中山耳鼻咽喉科気管食道科（耳鼻科）	春木若松町 5 番 7 号	422-3777
	杉原耳鼻咽喉科（耳鼻科）	磯上町 1 丁目 8 番 3 号	438-9905
坂東眼科（眼科）	春木若松町 7 番 38 号	438-6054	

第 5 班 ( 旭・太田・天神山・修斉・東葛城小学校区 )			
外科系	東岸和田クリニック	土生町 2132 番地の 1	426-3331
	村尾診療所	土生町 2 丁目 23 番 6 号	432-2371
	木野雅夫整形外科	土生町 2 丁目 11 番 27 号	422-1139
	しのはら整形外科クリニック	土生町 2 丁目 20 番 13 号	493-3886
	中嶋整形外科	土生町 2276 番地の 1	428-1333
内科系	○坂本内科小児科医院	土生町 1510 番地の 20	426-3056
	前田内科クリニック	土生町 8 丁目 23 番 31 号	428-0007
	岡森医院	土生町 2 丁目 30 番 16 号	439-3000
	塩田医院	土生町 5 丁目 1 番 34-102 号	428-3800
	岸和田博陽会クリニック	土生町 4169 番地	438-0039
	奥医院	土生滝町 529 番地の 1	427-6280
	緑ヶ丘クリニック	流木町 668 番地の 1	428-0781
	さくら旭クリニック	土生町 4 丁目 3 番 1-202 号	493-1000
	岸和田クリニック	作才町 1098 番地	437-2861
	酒井胃腸科内科	土生町 2 丁目 17 番 5 号	432-4588
	コーラルメディカルクリニック	上松町 3024 番地	447-9819
	吉永平林医院	河合町 1807 番地の 4	446-0023
	安田クリニック	土生町 2 丁目 31 番 31 号	430-0430
	くりはら内科クリニック	八田町 372 番地の 12	426-1700
ひとねクリニック	土生町 4 丁目 3 番 1-205 号	427-5868	
専門	中野皮フ科 (皮膚科)	土生町 2 丁目 11 番 16 号	436-1888
	たてやまクリニック (婦人科)	土生町 5 丁目 2 番 7 号 8F	493-1112
	はら耳鼻咽喉科 (耳鼻科)	八田町 380 番地の 1	420-1187
	みなみ耳鼻咽喉科クリニック (耳鼻科)	土生町 4 丁目 3 番 1-207 号	428-3341
	ハーブ岸和田眼科	土生町 2 丁目 29 番 3 号 3 階	437-9000
	山本眼科 (眼科)	土生町 2 丁目 11 番 43 号	436-3871
	ひかり眼科 (眼科)	土生町 5 丁目 1 番 34-105 号	426-3636

第 6 班 ( 八木北・八木南・光明・常盤小学校区 )			
外科系	畑田医院	額原町 1051 番地	443-8008
	深谷医院	小松里町 2108 番地	440-1501
	矢倉整形外科クリニック	小松里町 2136 番地	444-1120
	やまつじ医院	下松町 823 番地	427-3166

第 6 班 （ 八木北・八木南・光明・常盤小学校区 ）

内科系	あぶみ小児科クリニック	下松町 1 丁目 3 番 9 号	439-0031
	おおしま内科	小松里町 555 番地の 3	488-7290
	なかみちクリニック	小松里町 928 番地の 7	444-1338
	○桜台クリニック	尾生町 3 丁目 4 番 38 号	447-7010
	万寿園診療所	尾生町 808 番地	445-0749
	かめい内科診療所	小松里町 972 番地の 1	444-5333
	めぐみクリニック	上松町 1 丁目 9 番 1 号	433-2230
	宮本医院	下松町 5086 番地	438-1859
	関内科クリニック	下松町 908 番地の 3	420-0610
	こうようこどもクリニック	下松町 4 丁目 1 番 8 号	426-6868
	光生会診療所	三ヶ山町 214 番地の 4	443-0111
	神於山園診療所	尾生町 3192 番地の 2	427-1165
	けやきクリニック	下池田町 2 丁目 10 番 31 号	445-8780
	こしも陽だまりクリニック	下松町 1 丁目 6 番 19 号	430-5545
木村医院	上松町 463 番地の 3	420-6010	
専門	浦川産婦人科（産婦人科）	小松里町 461 番地の 9	445-0525
	よねもと診療所（精神科）	下松町 1 丁目 10 番 9-101 号	486-8566
	横田耳鼻咽喉科医院（耳鼻科）	小松里町 985 番地の 3	441-3387
	岩崎眼科くめだ（眼科）	小松里町 461 番地の 11	444-4955

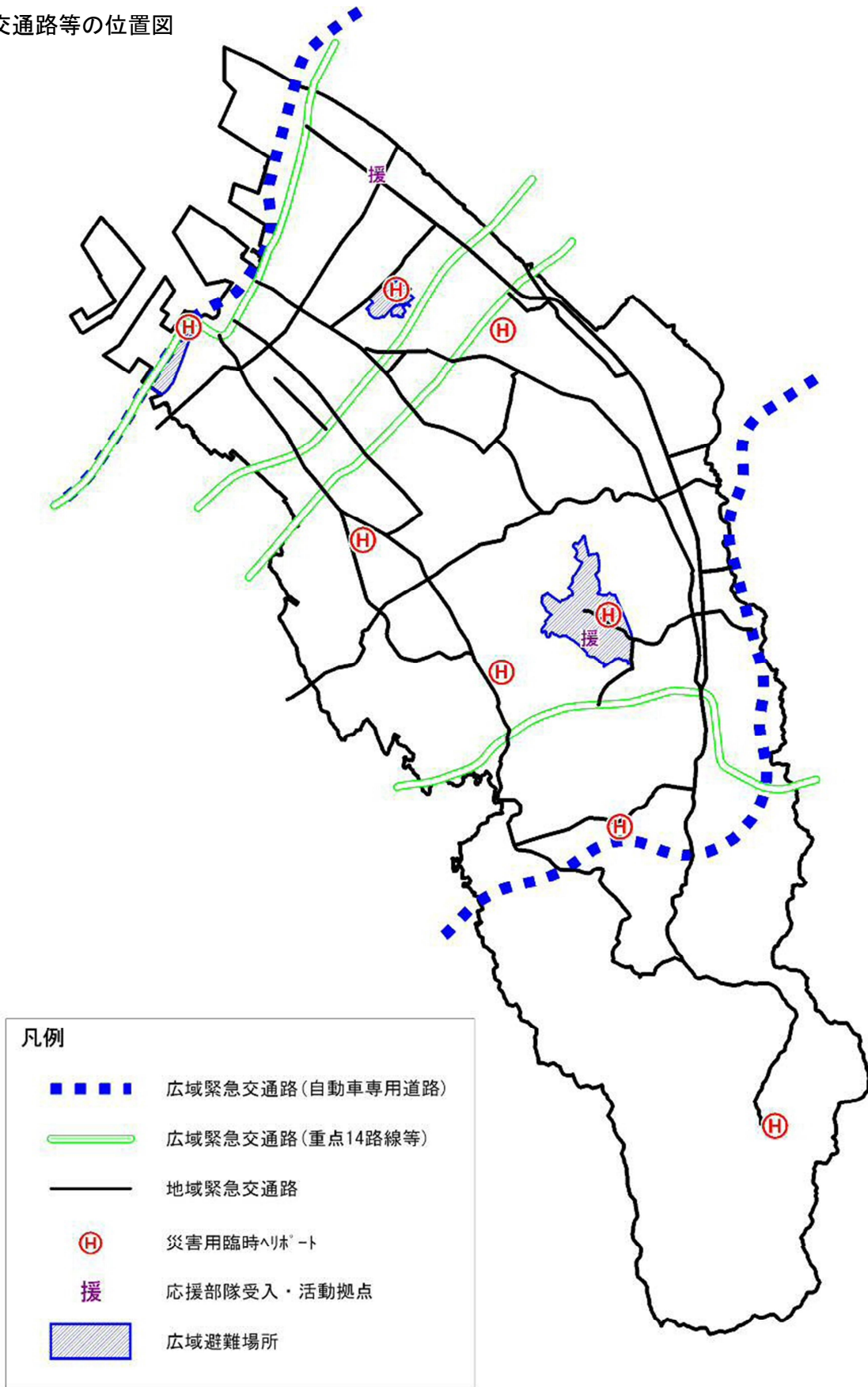
第 7 班 （ 八木・山直北・城東・山直南・山滝小学校区 ）

外科系	街クリニック	田治米町 458 番地の 4	441-3468
	うえのクリニック	稲葉町 265 番地の 1	493-3915
	山口医院	内畑町 933 番地の 1	479-0026
内科系	大植医院	大町 3 丁目 3 番 4 号	445-2662
	植村医院	東ヶ丘町 808 番地の 45	443-1338
	武村内科	西大路町 159 番地の 1	440-3210
	千亀利荘診療所	積川町 358 番地	479-1885
	山直ホーム診療所	山直中町 840 番地	441-1343
	白井医院	大町 436 番地	445-0307
	宇野医院	岡山町 479 番地の 5	445-0326
	おおまちこどもクリニック	大町 325 番地の 2	443-2030
	りゅうクリニック	大町 370 番地	488-7811
専門	○あいばクリニック（耳鼻科）	大町 441 番地の 1	445-4878
	とのもと眼科（眼科）	田治米町 394 番地の 1	441-4113

( 病 院 ) * 救急患者受け入れ *			
外科系	葛城病院	土生町 2 丁目 33 番 1 号	422-9909
	市立岸和田市民病院	額原町 1001 番地	445-1000
	岸和田リハビリテーション病院	上松町 2 丁目 8 番 10 号	426-7777
	吉川病院	池尻町 98 番地	445-3721
	和田病院	三田町 944 番地の 1	445-3232
	岸和田徳洲会病院	加守町 4 丁目 27 番 1 号	445-9915
	亀井病院	小松里町 966 番地	445-0222
	久米田外科整形外科病院	小松里町 928 番地の 1	443-1891
	小南記念病院	尾生町 5 丁目 11 番 16 号	426-7333
	寺田萬寿病院	南上町 1 丁目 48 番 5 号	422-4466
	藤井病院	西之内町 3 番 1 号	436-2201
	渡辺病院	土生町 77 番地	426-3456
	天の川病院	春木大国町 8 番 4 号	436-2233
内科系	天の川病院	春木大国町 8 番 4 号	436-2233
	葛城病院	土生町 2 丁目 33 番 1 号	422-9909
	市立岸和田市民病院	額原町 1001 番地	445-1000
	岸和田リハビリテーション病院	上松町 2 丁目 8 番 10 号	426-7777
	岸和田平成病院	春木若松町 8 番 32 号	422-1763
	久米田病院	尾生町 6 丁目 12 番 31 号	445-3545
	吉川病院	池尻町 98 番地	445-3721
	和田病院	三田町 944 番地の 1	445-3232
	坂根病院	下松町 1344 番地の 3	428-2037
	亀井病院	小松里町 966 番地	445-0222
	岸和田徳洲会病院	加守町 4 丁目 27 番 1 号	445-9915
	久米田外科整形外科病院	小松里町 928 番地の 1	443-1891
	小南記念病院	尾生町 5 丁目 11 番 16 号	426-7333
	寺田萬寿病院	南上町 1 丁目 48 番 5 号	422-4466
	藤井病院	西之内町 3 番 1 号	436-2201
	渡辺病院	土生町 77 番地	426-3456
	みどり病院	箕土路町 2 丁目 12 番 34 号	448-7701
皮膚科	市立岸和田市民病院	額原町 1001 番地	445-1000
	葛城病院	土生町 2 丁目 33 番 1 号	422-9909
	寺田萬寿病院	南上町 1 丁目 48 番 5 号	422-4466
	岸和田徳洲会病院	加守町 4 丁目 27 番 1 号	445-9915
産婦人科	岸和田徳洲会病院	加守町 4 丁目 27 番 1 号	445-9915
	市立岸和田市民病院	額原町 1001 番地	445-1000
耳鼻科	市立岸和田市民病院	額原町 1001 番地	445-1000
	岸和田徳洲会病院	加守町 4 丁目 27 番 1 号	445-9915
眼科	市立岸和田市民病院	額原町 1001 番地	445-1000
	葛城病院	土生町 2 丁目 33 番 1 号	422-9909
	寺田萬寿病院	南上町 1 丁目 48 番 5 号	422-4466
	岸和田徳洲会病院	加守町 4 丁目 27 番 1 号	445-9915

## VIII 交通路

緊急交通路等の位置図



地域緊急交通路（市指定）一覧表

路線名	選定区間（起点～終点）	備考
府道堺阪南線	磯上町 4 丁目 335 先～南町 1563 先	
府道岸和田牛滝山貝塚線	磯上町 971-39 先～大沢町 1314-1 先	
市道久米田牛滝線	小松里町 833 先～積川町 303-3 先	
府道岸和田港塔原線	大北町 932 先～相川町 183-2 先	
旧国道 170 号線	内畑町 2004 先～河合町 857 先	（上白原町経由）
市道久米田東西線	岸野町 670-123 先～小松里町 545-1 先	
市道西之内小松里線	西之内町 39-1 先～小松里町 381 先	
市道岸和田駅前停車場線	野田町 1 丁目 1 先～作才町 1 丁目 3-6	
市道流木水源地線	土生町 1427-5 先～流木町 322-1 先	
市道包近流木線	包近町 378-1 先～畑町 1373 先	
市道流木真上線	流木町 319-4 先～土生滝町 528-1 先	
市道並松上松線	並松町 286-9 先～上松町 157-1 先	
市道西大路今木線	西大路町 14-1 先～東大路町 169 先	
市道忠岡野田線	中井町 1 丁目 184-9 先～荒木町 1 丁目 98-1 先	
府道和気岸和田線	荒木町 1 丁目 98-1 先～藤井町 1 丁目 530-1 先	
府道田治米忠岡線	箕土路町 3 丁目 293-4 先～三田町 160-8 先	
市道岸和田中央線	尾生町 146-1 先～尾生町 2895 先	
市道区画整理中央 10 号線	小松里町 418-1 先～下池田町 54-1 先	
市道区画整理中央 3 号線	西之内町 912-1 先～西之内町 865-1 先	
市道大宮常盤線	西之内町 558-1 先～下松町 756-1 先	
府道春木岸和田線	下松町 916-1 先～尾生町 803-1 先	
市道岸和田港福田線	上松町 155-9 先～別所町 680-1 先	
市道田治米畑町線	別所町 680-1 先～土生町 705-1 先	
市道田治米畑町線	尾生町 3403 先～池尻町 100-1 先	
市道戎若松線	八幡町 552-1 先～春木若松町 702-1 先	
市道東岸和田駅前停車場線	土生町 2066-6 先～土生町 2129-4 先	
市道土生町 1 号線	作才町 151-1 先～土生町 2108-2 先	
府道三林岡山線	三田町 623-1 先～三田町 1429 先	
府道春木岸和田線	稲葉町 358-1 先～稲葉町 800-1 先	
府道春木岸和田線	稲葉町 117 先～三ヶ山町 701 先	
市道稲葉町 11 号線	稲葉町 1621-1 先～三ヶ山町 1793 先	
市道稲葉町 20 号線、福田白原線	三ヶ山町 1793 先～三ヶ山町 445 先	
基幹農道	相川町 183-1 先～大沢町 337-6 先	

## 災害時用臨時ヘリポート選定基準

- 1 地盤は、堅固な平坦地のこと。(コンクリート、芝生が最適)
- 2 地面斜度 6 度以内のこと。
- 3 離着陸(発着)のため必要最小限度の地積が確保できること。

[必要最小限度の地積]

- ◎ 大型ヘリコプター … 100m 四方の地積
  - ◎ 中型ヘリコプター … 50m 四方の地積
  - ◎ 小型ヘリコプター … 30m 四方の地積
- 4 二方向以上から離着陸が可能であること。
  - 5 離着陸時、周辺に支障のある障害物がないこと。
  - 6 車両等の進入路があること。
  - 7 林野火災における空中消火基地の場合
    - ① 水利、水源に近いこと。
    - ② 複数の駐機が可能なこと。
    - ③ 補給基地が設けられること。
    - ④ 気流が安定していること。

◎ なお、受入れにあたっては次の事項に留意すること。

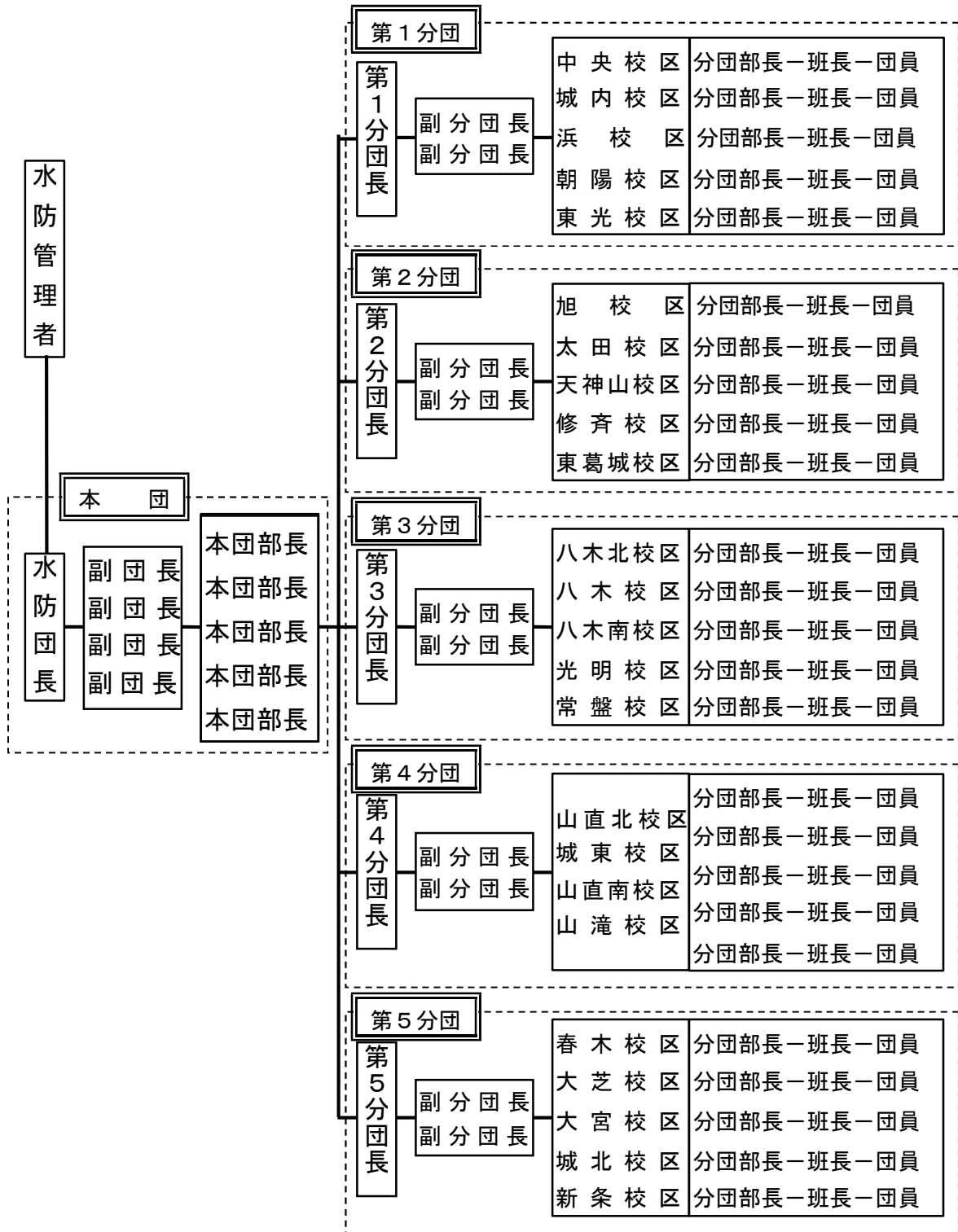
- 1 風向風速を上空から確認判断できるように、ヘリポート近くに吹き流し又は旗を立てること。これが準備できない場合でも航空機の進入方向を示す対策(例:発煙筒)をとること。
- 2 着陸点には「H」を表示すること。
- 3 状況により消火設備、照明設備、補給設備等を整備すること。

## 災害時用臨時ヘリポート一覧表

ヘリポート名	所在地	管理者	縦×横 (m)	備考
浜工業公園球技広場 2	地蔵浜町 10 番地	公園緑地課	120×88	大型車両進入可
中央公園市民スポーツ広場	西之内町 42 番 35 号	公園緑地課	190×100	大型車両進入可
八木運動広場	大町 4 丁目 10 番 1 号	スポーツ振興課	87×87	
葛城運動広場	畑町 4 丁目 2 番 1 号	スポーツ振興課	100×95	
神楽目青少年運動広場	内畑町 3306 番地	スポーツ振興課	95×80	
牛滝温泉 四季まつり	大沢町 1156 番地	(株)カメラヤ・プランニング	20×30	
有真香公園	土生滝町 2110 番地	公園緑地課	90×80	
蜻蛉池公園大芝生広場	三ヶ山町大池尻 701 番地	大阪府岸和田 土木事務所	90×90	

## 区 水防・消防

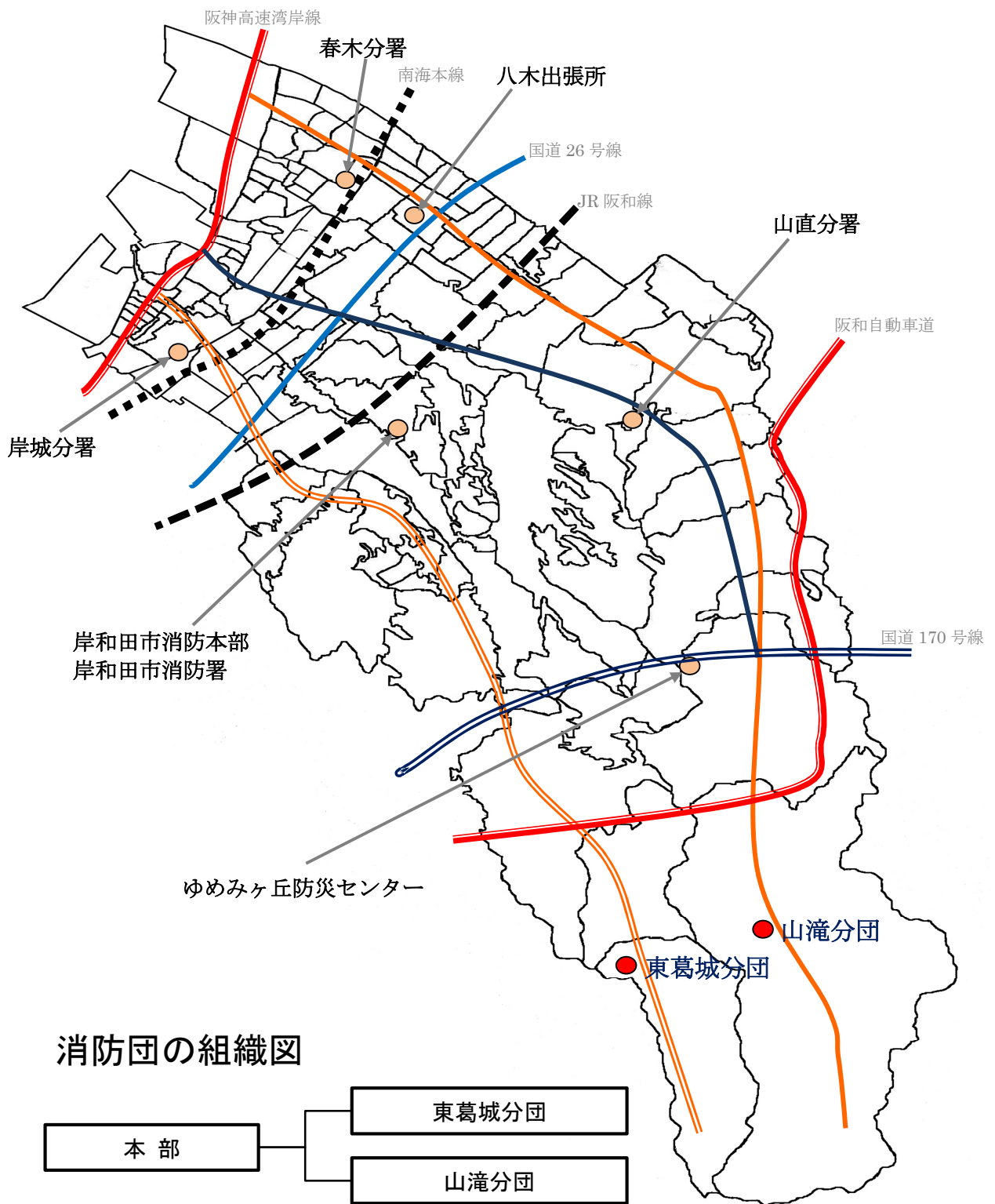
### 岸和田市水防団組織



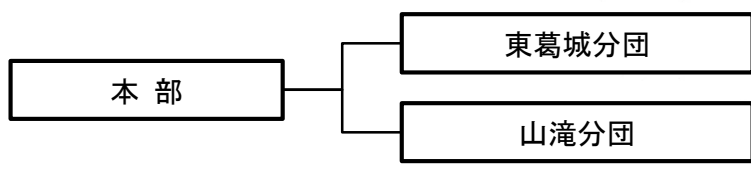
水防倉庫一覧表

名 称	面 積	構 造	所 在 地
本団倉庫	67.00 m <sup>2</sup>	RC造 スレート瓦 平屋建て	岸和田市八幡町 768-1 (競輪場駐車場内) H10.3.24 竣工
第5分団春木倉庫			
J R高架下倉庫2棟	各 26.70 m <sup>2</sup>	鉄骨造 平屋建て	岸和田市上松町 166-4 他 (J R阪和線高架下) R3.3.31 竣工
第1分団倉庫	32.90 m <sup>2</sup>	ブロック造 鉄板瓦棒葺 平屋建て	岸和田市大北町 (湾岸線高架下) H4.3.17 竣工
第2分団旭倉庫	33.05 m <sup>2</sup>	ブロック造 スレート瓦 平屋建て	岸和田市極楽寺町 (葛城運動広場内) S51.12.4 竣工
第2分団修斉倉庫	33.33 m <sup>2</sup>	ブロック造 カラー鉄板葺 平屋建て	岸和田市土生滝町 945 番地の2 (土生滝町児童遊園内) S58.2.28 竣工
第2分団東葛城倉庫	32.63 m <sup>2</sup>	軽量鉄骨造 カラー鉄板葺 平屋建て	岸和田市内畑町 3306 番地 (神楽目青少年広場) H25.11.1 竣工
第3分団常盤倉庫	33.30 m <sup>2</sup>	ブロック造 鉄板瓦棒葺 平屋建て	岸和田市下松町 1255 番地 (桜台中学校内) S56.2.24 竣工
第4分団山直倉庫	33.30 m <sup>2</sup>	ブロック造 鉄板瓦棒葺 平屋建て	岸和田市岡山町 26 番地の1 (久米田池堤塘) S57.4.1 竣工
第4分団山滝倉庫	30.44 m <sup>2</sup>	補強ブロック造 モルタル 平屋建て	岸和田市内畑町 2655 番地 (内畑農村広場内) H5.12.7 竣工

## 消防団の配置状況



## 消防団の組織図



## 消防団の管轄区域

東葛城分団	河合町、上白原町、神於町、相川町、塔原町
山滝分団	内畑町、大沢町

## 中高層建築物状況

### 中高層建築物実数

署所別 \ 階数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	計
本署	76	73	24	11	14	4	6			1	3	2	214
岸城分署	135	56	28	18	5	7	5	5	3		4	1	267
春木分署	44	42	8	6	5	2	2	4	1				114
山直分署	15	30	3	2									50
八木出張所	79	34	30	17	14	5	8	4	1	1			193
東葛城出張所	4	1											5
計	353	236	93	54	38	18	21	13	5	2	7	3	843

出典：岸和田市消防本部 令和5年版消防年報

### 指定数量の倍数別危険物施設状況

(令和5年)

製造所等の別 \ 倍数	製造所	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	給油取扱所	第1種販売取扱所	第2種販売取扱所	移送取扱所	一般取扱所	計
5倍以下		27	4	1	18		92		2				13	157
5倍を超え10倍以下	2	9	6		7		9	4	9				10	56
10〃 50〃		7	9		11		81	37	21	2	1		6	175
50〃 100〃		1	3		1		83		2				2	92
100〃 150〃		3	4		1		19		4				1	32
150〃 200〃		1			1				6				1	9
200〃 1,000〃			8		1				18				2	29
1,000〃 5,000〃			5											5
5,000〃 10,000〃														0
10,000倍を超えるもの			3										1	4
計	2	48	42	1	40	0	284	41	62	2	1	0	36	559

指定文化財・登録文化財一覧表

国指定文化財

種類	名称	指定日	所在地	所有者等氏名
史跡	摩湯山古墳	昭和 31 年 5 月 15 日	摩湯町	岸和田市他
名勝	岸和田城庭園(八陣の庭)	平成 26 年 10 月 6 日	岸城町	岸和田市
天然記念物	和泉葛城山ぶな林	大正 12 年 3 月 7 日	塔原町	高麗(たかおがみ)神社
建造物	兵主神社本殿 三間社流造正面唐破風付檜皮葺	大正 13 年 4 月 15 日	西之内町	兵主神社
建造物	積川神社本殿 三間社流造正面千鳥破風付檜皮葺	大正 3 年 4 月 17 日	積川町	積川神社
建造物	大威徳寺多宝塔 三間多宝塔本瓦葺 附棟札 2 枚	昭和 46 年 6 月 22 日	大沢町	大威徳寺
書跡	紙本墨書 楠家文書	明治 38 年 4 月 4 日	池尻町	久米田寺
書跡	久米田寺文書(百三十二通)十八巻	明治 38 年 4 月 4 日	池尻町	久米田寺
書跡	紙本墨書 大塔宮令旨	明治 38 年 4 月 4 日	池尻町	久米田寺
書跡	紙本墨書 北畠覚空書状	明治 38 年 4 月 4 日	池尻町	久米田寺
工芸品	刀 無銘 伝一文字作	大正 12 年 3 月 28 日	岸城町	岸城神社
絵画	絹本著色 星曼荼羅図	昭和 24 年 2 月 18 日	池尻町	久米田寺
絵画	絹本著色 安東蓮聖像	昭和 30 年 6 月 22 日	池尻町	久米田寺
絵画	絹本著色 仁王経曼荼羅図	昭和 30 年 6 月 22 日	池尻町	久米田寺

府指定文化財

種類	名称	指定日	所在地	所有者等氏名
建造物	山直神社本殿	昭和 40 年 3 月 30 日	内畑町	内畑地区町内
彫刻	木造 男女神像	昭和 45 年 12 月 7 日	積川町	積川神社
彫刻	木造 阿弥陀如来坐像	昭和 48 年 3 月 30 日	岸城町	岸和田市
彫刻	木造 不動明王坐像 1 軀及び光背	昭和 48 年 3 月 30 日	流木町	個人
工芸品	積川神社 扁額	昭和 45 年 12 月 7 日	積川町	積川神社
工芸品	紫系威伊予札四枚胴具足 1 具 附鎧櫃 2 合	平成 12 年 2 月 8 日	岸城町	岸和田市
天然記念物	山直大嶋邸のびやくしん	昭和 45 年 2 月 20 日	包近町	個人
史跡名勝	久米田池	昭和 16 年 5 月 16 日	池尻町、岡山町	岸和田市
史跡	久米田寺境内	平成 10 年 2 月 4 日	池尻町	岸和田市、久米田寺他
史跡	岸和田城跡	平成 6 年 12 月 12 日	岸城町、本町	岸和田市
史跡	池田王子跡	昭和 22 年 4 月 9 日	下池田町	個人
史跡	岸和田藩主岡部家墓所	令和 7 年 3 月 24 日	門前町	個人
名勝	牛滝山	昭和 13 年 5 月 11 日	大沢町	大威徳寺他
無形民俗文化財	葛城踊り	平成 5 年 11 月 24 日	塔原町	葛城踊り保存会
記録選択	葛城踊り	平成 5 年 11 月 24 日	塔原町	葛城踊り保存会

## 市指定文化財

種類	名称	指定日	所在地	所有者等氏名
建造物	葛城山石宝殿 附玉垣	昭和31年8月	塔原町	高麗(たかおがみ)神社
建造物	徳本上人筆名号塔 附玉垣	昭和31年8月	下野町	岸和田市
建造物	稲葉町薬師堂跡石造宝篋印塔	昭和31年8月	稲葉町	稲葉町
建造物	久米田寺石造五輪塔(3基)	昭和31年8月	池尻町	久米田寺
建造物	五風荘 附主屋平面図等一式	平成20年12月5日	岸城町	岸和田市
名勝	五風荘庭園	平成20年12月5日	岸城町	岸和田市
彫刻	石造地藏菩薩立像(正平17年在銘)	昭和31年8月	南町	天性寺
彫刻	木造聖観音立像	昭和31年8月	五軒屋町	浄聖寺観蔵院
彫刻	木造十二神将立像	平成26年5月1日	門前町	泉光寺
彫刻	能面 附紙製面1面、面袋9枚、木箱1合および面袋献納記1通	平成27年6月1日	西之内町	兵主神社
絵画	雨乞絵馬(津田雲溪筆)	昭和34年8月13日	中井町	夜疑神社
絵画	絹本着色 華嚴海会善知識曼荼羅	平成28年5月1日	池尻町	久米田寺
史跡	岸和田藩薬園跡	昭和31年8月	岸城町	岸和田市
史跡	岸和田城堺口御門跡	昭和31年8月	堺町	岸和田市
史跡	紀州街道本町一里塚跡	昭和31年8月	本町	本町
史跡	岸和田城防潮石垣跡	昭和31年8月	中町	岸和田市
史跡	岸和田藩校跡	昭和31年8月	北町	岸和田市
史跡	貝吹山古墳	昭和31年8月	池尻町	岸和田市
史跡	風吹山古墳	昭和31年8月	池尻町	岸和田市
史跡	女郎塚古墳	昭和31年8月	池尻町	岸和田市
史跡	無名塚古墳	昭和31年8月	池尻町	岸和田市
史跡	光明塚古墳	昭和31年8月	池尻町	久米田寺
史跡	志阿弥法師塚古墳	昭和31年8月	池尻町	久米田寺
史跡	神於寺跡	昭和31年8月	神於町	神於寺他
史跡	岸和田藩主松平康重墓	昭和31年8月	南町	光明寺
史跡	岡山御坊跡	昭和31年8月	岡山町	個人
史跡	大山大塚古墳 附捕鳥部萬墓	昭和31年8月	天神山町	岸和田市他
史跡	義犬塚古墳	昭和31年8月	八田町	個人
史跡	光忍上人塚古墳	昭和31年8月	上白原町	個人
史跡	小金塚古墳	昭和52年12月8日	岡山町	岸和田市
天然記念物	西向寺のいぶき	昭和32年4月	土生町	西向寺
天然記念物	奥家の棕	昭和41年3月22日	阿間河滝町	個人
天然記念物	稲葉町薬師堂跡の榎	昭和41年3月22日	稲葉町	稲葉町
天然記念物	大沢神社の杉	昭和41年3月22日	大沢町	大沢町
天然記念物	積川神社の棕	昭和41年3月22日	積川町	積川神社
天然記念物	円教寺の蘇鉄	昭和34年4月	五軒屋町	円教寺
天然記念物	意賀美神社社叢	昭和43年7月5日	土生滝町	土生滝町、阿間河滝町
天然記念物	兵主神社社叢	昭和49年4月27日	西之内町	兵主神社
天然記念物	夜疑神社社叢	昭和49年4月27日	中井町	夜疑神社
天然記念物	土生神社社叢	昭和49年4月27日	土生町	土生神社
天然記念物	稲葉町菅原神社社叢	昭和49年4月27日	稲葉町	菅原神社
天然記念物	山直神社社叢	昭和49年4月27日	内畑町	山直神社
無形文化財	土生鼓踊り	昭和64年1月1日	土生町	土生町鼓踊り保存会
典籍	大阪府立岸和田高等学校所蔵『落合文庫』等 和漢書コレクション附大正～昭和期の書籍	平成19年11月30日	岸城町	大阪府立岸和田高等学校

## 国登録文化財

名称	登録日	所在地	所有者等氏名
岸和田市立自泉会館	平成9年5月7日	岸城町	岸和田市
旧岸和田村尋常小学校舎	平成9年11月5日	西之内町	岸和田市
和田家住宅	平成14年8月21日	宮本町	個人
旧和泉銀行本店	平成18年3月2日	北町	有限会社タイムリーカンパニー
杉江能楽堂	令和4年6月29日	岸城町	個人
南海電気鉄道南海本線蛸地蔵駅西駅舎	令和4年6月29日	岸城町	南海電気鉄道株式会社
吉野家住宅主屋	令和4年6月29日	本町	個人

## X 津波・高潮

### 津波対策実施要領

#### —具体的な行動マニュアル—

#### 1 総則

##### (1) 目的

本要領は、岸和田市沿岸への津波の襲来を想定し、職員が当該沿岸部において、津波襲来時に実施すべき活動に関する事項や、情報伝達の体制等について定め、非常時における円滑な水防活動に資することを目的とする。

##### (2) 位置付け

本実施要領は、大阪府、沿岸水防管理団体の作成した「大阪府津波対策マニュアル—津波対策基本方針—」に基づき作成したもので、津波来襲時における水門、陸閘等の開閉操作活動に限定して作成したものである。

#### 2 配備体制

##### (1) 津波注意報・津波警報発表時の配備体制

津波注意報等発表時の配備体制は下表のとおりとする。

津波警戒体制 A 号	津波警戒体制 B 号
津波注意報	津波警報 大津波警報

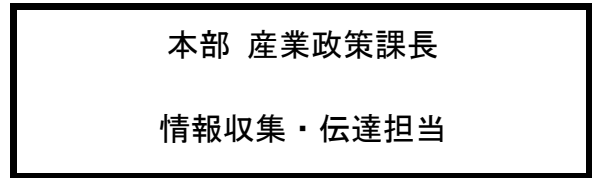
備考：大阪管区气象台から大阪府沿岸に津波注意報・津波警報・大津波警報が発表された場合、水防警報等が発せられる前であっても、操作員は上記の体制が発令されたものとして、直ちに自主参集することとする。ただし、津波注意報・津波警報・大津波警報が発表された場合で、発表時刻から大阪府沿岸への津波到達予想時刻が3時間を超える時は、担当職員は産業政策課本部からの命令があるまで、連絡が取れる状態で待機するものとする。

津波警戒体制 A 号… 4 (9) 操作施設一覧における区分 A を操作できる体制  
津波警戒体制 B 号… 4 (9) 操作施設一覧における全施設 (区分 A・B・C)  
を操作できる体制

(2) 水門・陸閘等施設操作員配備体制

水門、陸閘等施設（以下「施設」という。）の開閉操作に係る職員の配備体制は、次表のとおりとする。

### 勤務時間内



○は操作対象施設

施設名	注意報・警報の別			操作班	緊急時の避難場所
	津波注意報	津波警報	大津波警報		
天の川水門		○	○	遠隔操作班（天の川）	—
岸和田 1-2 陸閘		○	○	B号 1-2 班	大芝小学校
旧天の川樋門	○	○	○	A号 1 班 B号 1 班	春木中学校
岸和田 1-3 陸閘		○	○	施設課班	大芝小学校
岸和田 3-2 陸閘		○	○	B号 1 班	春木中学校
岸和田 6-1、6-2、6-3、6-4 陸閘		○	○	B号 3 班	野村中学校
岸和田 7-1、7-2、7-4、7-6、7-10、7-11 陸閘、岸和田二-8 逆防樋門	○	○	○	A号 2 班 B号 2 班	野村中学校
岸和田 8 陸閘			○	北海鉄工所班	野村中学校
岸和田 8-2、8-3 陸閘		○	○	出光興産班	野村中学校
岸和田 8-4 樋門	○	○	○	出光興産班	野村中学校
岸和田水門	○	○	○	A号岸和田水門班 B号岸和田水門班	野村中学校

## 勤務時間外

本部 産業政策課長

情報収集・伝達担当

○は操作対象施設

施設名	注意報・警報の別			操作班	緊急時の 避難場所
	津波 注意報	津波 警報	大津波 警報		
天の川水門		○	○	勤務時間外 遠隔操作班（天の川） （勤務時間外 1 班）	— （大芝小学校）
岸和田 1-2 陸閘		○	○	勤務時間外 1-2 班	大芝小学校
旧天の川樋門	○	○	○	勤務時間外 1 班	春木中学校
岸和田 1-3 陸閘		○	○	施設課班	大芝小学校
岸和田 3-2 陸閘		○	○	勤務時間外 1 班	春木中学校
岸和田 6-1、6-2、6-3、6-4 陸閘		○	○	勤務時間外 2 班	野村中学校
岸和田 7-1、7-2、7-4、7-6、7-10、7-11 陸閘、岸和田二-8 逆防樋門	○	○	○	勤務時間外 3 班	野村中学校
岸和田 8 陸閘			○	北海鉄工所班	野村中学校
岸和田 8-2、8-3 陸閘		○	○	出光興産班	野村中学校
岸和田 8-4 樋門	○	○	○	出光興産班	野村中学校
岸和田水門	○	○	○	勤務時間外 岸和田水門班	野村中学校

※ 津波注意報・津波警報・大津波警報が発令された時刻から、大阪府沿岸への津波到達時刻まで3時間を超える場合は産業政策課長から命令された者が施設の操作を行う。

※ 避難時間が十分に取れる場合は安全な場所（南海線より山側等）に避難する。

### 3 情報連絡体制

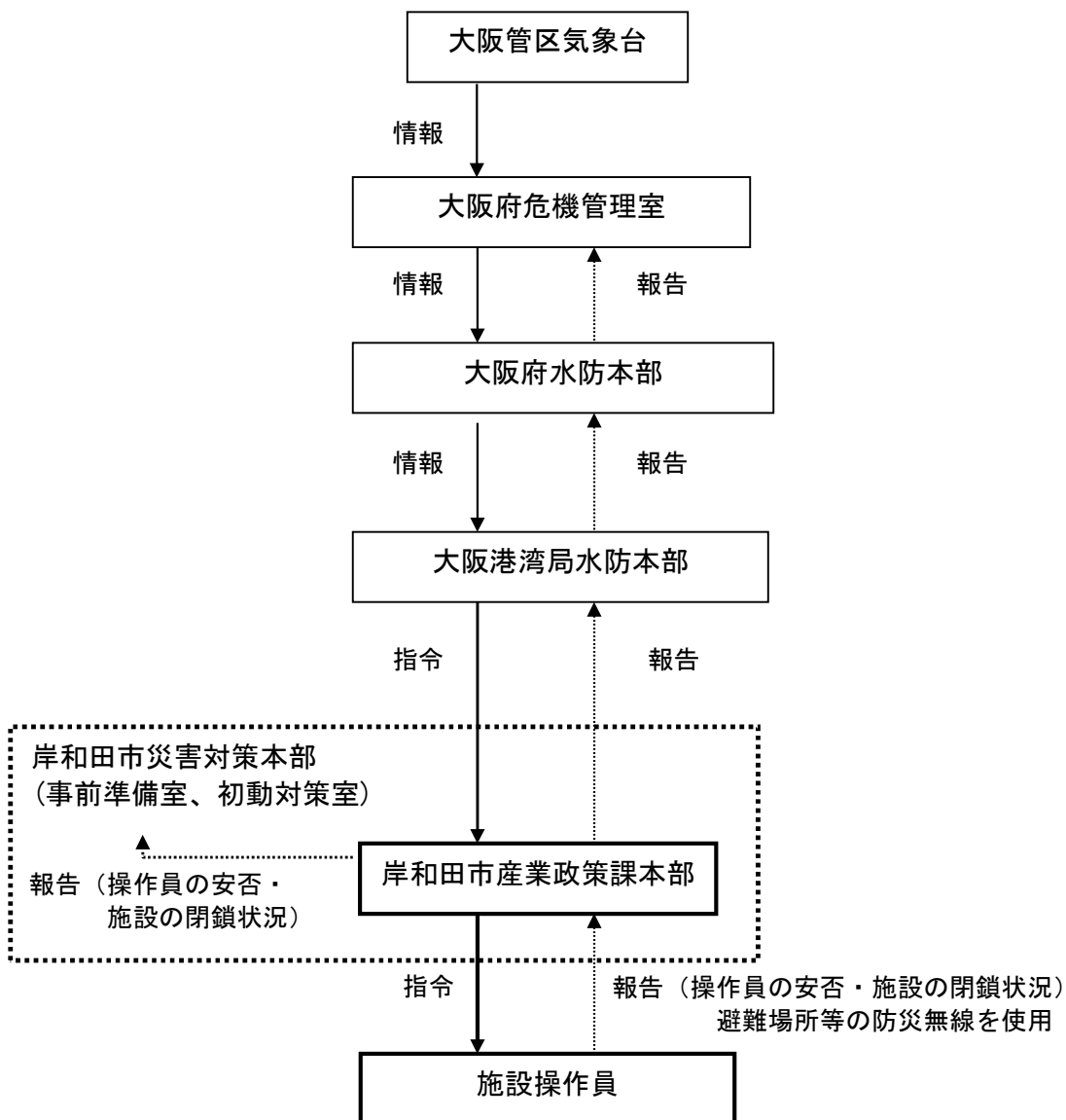
#### (1) 連絡系統計画

大阪管区气象台から大阪府沿岸に津波の発生に関する情報が発表された時、あるいは大阪府水防本部から警戒体制の司令が発令された時は、それらの情報を迅速かつ正確に伝達できるよう、連絡系統を確立するとともに関係者への周知に努める。

#### (2) 連絡系統

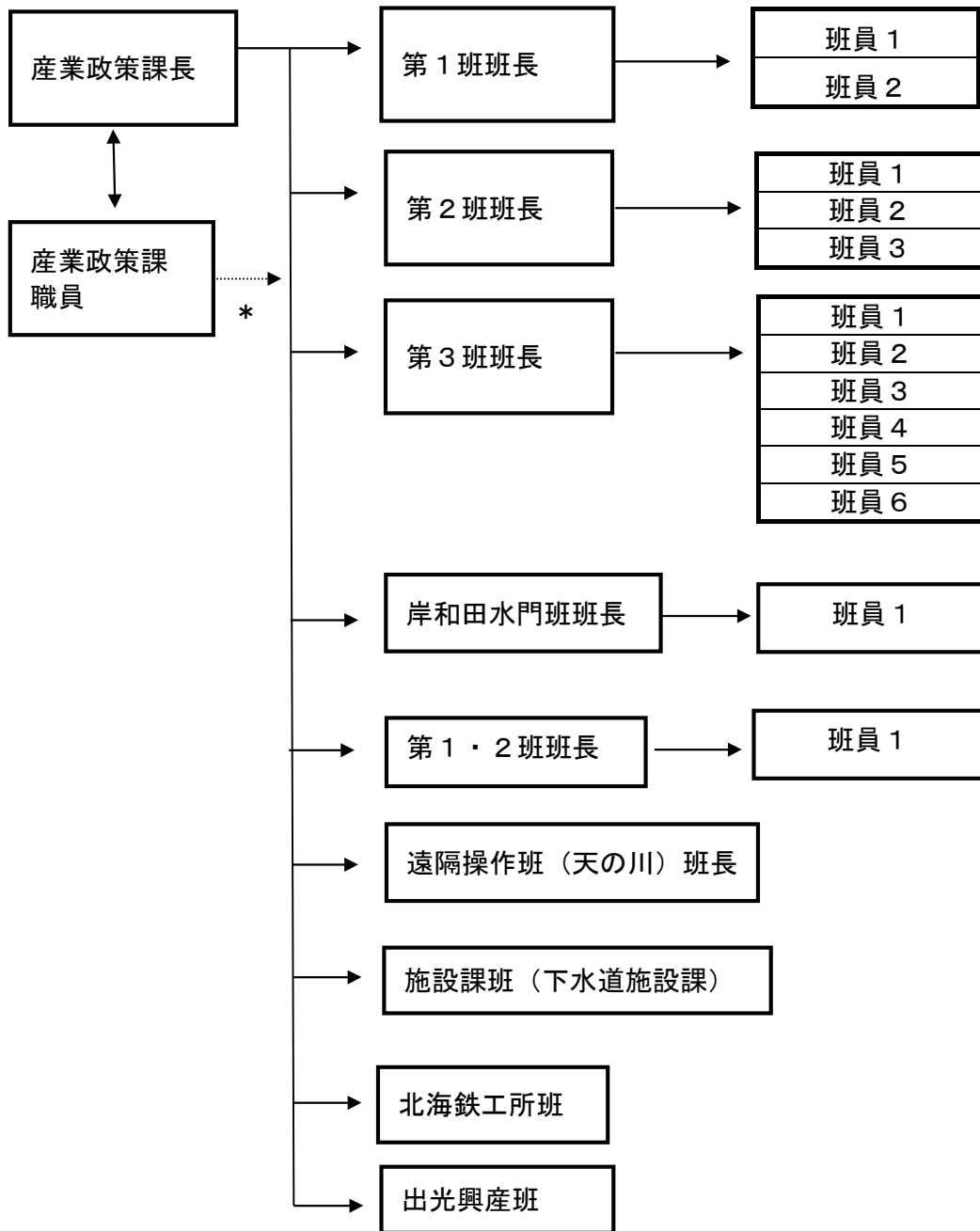
津波注意報・津波警報・大津波警報の発表及び海岸水防警報が発令された場合の情報及び閉鎖報告の連絡系統は、下図のとおりとする。

また、大阪府港湾局水防本部からの指令及び報告については、「大阪府海岸保全施設操作規則制定に伴う運用」に基づき行う。



(3) 勤務時間外の連絡系統

勤務時間外における連絡系統は下図のとおりとする。



\* .....> は、産業政策課長より連絡が不可能な場合

#### 4. 津波防御施設の操作

##### (1) 施設の操作体制

岸和田市沿岸に津波の襲来が予想される場合、施設を閉鎖し、地域を守らなければならない。このため、施設の操作員は、水防警報等が発せられる前であっても、大阪管区気象台から大阪府沿岸に津波注意報・津波警報・大津波警報が発表されたとき、あるいは津波に関する情報を入手したときは、産業政策課本部の指令を待つことなく、直ちに本実施要領に定められた行動に移るものとする。

##### (2) 操作員の安全対策

操作員は、出勤中、閉鎖中及び閉鎖後において、身体に危険が生じるおそれがある場合は、自らの判断で回避し身体の安全を確保するものとする。また、操作員は、津波到達時間を考慮して作業を行うこととするが、津波到達時間内の操作が困難な場合は、操作が完了していなくても、予め指定された避難場所等へ避難することとする。さらに、大津波警報発表時は、施設を閉鎖しても、津波が防潮堤を越えてくる可能性があることも念頭に置いておく。

##### (3) 操作員の出勤

- 1) 岸和田市沿岸に津波の到達の恐れがある場合、各施設の操作員は、直ちに行動を開始し、的確な施設操作に努めるものとする。
- 2) 出勤は、徒歩又は自転車等を利用する。
- 3) 勤務時間内外各班(別表1)の操作員は、各担当施設に向かう。

##### (4) 施設の操作

- 1) 施設に到着した操作員は、現地の避難状況を確認し、操作体制が確保できた時点で、施設操作指示者である産業政策課長からの操作司令(指示)が発令されたものとし、直ちに施設の操作を行う。
- 2) 施設に損傷があり閉鎖が不能な場合は、各施設の操作班の代表者(班長)が、産業政策課本部に報告する。
- 3) 上記の報告については、自身の安全確保の観点から避難を優先し、避難後の連絡でも構わないこととする。

##### (5) 施設操作の支障をきたす障害物への対応

水門・陸閘等付近に障害物があり閉鎖作業が出来ない場合は、その障害物の処分等を行っても構わない。(水防法第28条)

##### (6) 閉鎖の確認

各施設の操作班の代表者(班長)は、閉鎖を完了した時は、産業政策課本部等に報告する。

##### (7) 施設の開放

施設の操作員は、産業政策課長の指示により施設を開放する。施設の開放を行ったとき、産業政策課長は災害対策本部等に報告する。

##### (8) 維持管理体制

施設の管理者あるいは施設操作機関は、津波発生時に施設が安全かつ迅速・的確に操作できるよう、試運転や整備点検を実施するとともに、日頃から操作に支障となる障害物の有無にチェックなどを心がけて、施設操作に万全を期するよう努めることとする。

(9) 操作施設一覧

番号	施設名	所在地	機能 (形式)	操作責任者	敷高 (OP+m)	区分
1	天の川水門	磯之上町	電動	岸和田市	0.700	B
2	岸和田 1-2 陸閘	木材町	手動(両開)	岸和田市	3.770	B
3	旧天の川樋門	新港町	電動	岸和田市	0.00	A
4	貯木場南水門	木材町	電動	港湾局	-2.465	A
5	岸和田 3-2 陸閘	春木大国町	電動	岸和田市	3.675	B
6	岸和田 6-1 陸閘	新港町	電動	岸和田市	4.200	B
7	岸和田 6-2 陸閘	新港町	電動	岸和田市	4.100	B
8	岸和田 6-3 陸閘	新港町	電動	岸和田市	4.200	B
9	岸和田 6-4 陸閘	新港町	電動	岸和田市	4.200	B
10	岸和田 7-1 陸閘	臨海町	電動	岸和田市	2.750	A
11	岸和田 7-2 陸閘	臨海町	電動	岸和田市	2.500	A
12	岸和田 7-3 陸閘	臨海町	手動	岸和田市	2.500	休止
13	岸和田 7-4 陸閘	臨海町	電動	岸和田市	2.350	A
14	岸和田 7-5 陸閘	臨海町	手動	岸和田市	1.800	休止
15	岸和田 7-6 陸閘	臨海町	電動	岸和田市	1.800	A
16	岸和田 7-7 陸閘	臨海町	手動	岸和田市	1.550	休止
17	岸和田 7-8 陸閘	臨海町	手動	岸和田市	1.800	休止
18	岸和田 7-9 陸閘	臨海町	手動	岸和田市	2.100	休止
19	岸和田 7-10 陸閘	臨海町	電動	岸和田市	2.250	A
20	岸和田 7-11 陸閘	臨海町	電動	岸和田市	2.250	A
21	岸和田二-8 逆防樋門	臨海町	手動	岸和田市		A
22	岸和田 8 陸閘	臨海町	手動	岸和田市	5.870	C
23	岸和田 8-2 陸閘	臨海町	手動	岸和田市	4.000	B
24	岸和田 8-3 陸閘	臨海町	手動(片開)	岸和田市	4.600	B
25	岸和田 8-4 樋門	臨海町	手動	岸和田市	1.730	A
26	岸和田水門	臨海町		港湾局	-4.150	A
27	岸和田 1-3 陸閘	磯之上町	手動	岸和田市	3.240	B

区分 A: 津波注意報により閉鎖する。

敷高または止水高(地震による沈下量を考慮しない)が概ね OP+3.2m未満の施設  
(津波高最大 1.0m)

B: 津波警報により閉鎖する。

敷高または止水高が(地震による沈下量を考慮する)が概ね OP+5.2m 以下の施設  
(津波最高 3.0m)

C: 大津波警報により閉鎖する。

上記注意報・警報での施設を含む、全ての津波防御施設

(別表 1) 勤務時間内操作班編成

時間内 A 号

操作班	操作員		操作施設
1 班	◎班長	班員 1	旧天の川樋門
2 班	◎班長	班員 1	岸和田 7-1、7-2、7-4、 7-6、7-10、7-11 陸閘 岸和田二-8 逆防樋門
	班員 2		
岸和田水門班	◎班長	(班員 1)	岸和田水門
出光興産班	出光興産(株) 岸和田油槽所		※岸和田 8-4 樋門

◎は班長  
( ) は兼務

時間内 B 号

操作班	操作員		操作施設
1 班	◎班長	班員 1	旧天の川樋門、 岸和田 3-2 陸閘 (天の川水門)
	班員 2		
2 班	◎班長	班員 1	岸和田 7-1、7-2、7-4、7-6、 7-10、7-11 陸閘 岸和田二-8 逆防樋門
	班員 2	班員 3	
3 班	◎班長	班員 1	岸和田 6-1、6-2、6-3、6-4 陸閘
	班員 2		
岸和田水門班	◎班長	(班員 1)	岸和田水門
施設課班	下水道施設課		岸和田 1-3 陸閘
1-2 班	◎班長	班員 1	岸和田 1-2 陸閘
遠隔操作班 (天の川)	産業政策課本部		天の川水門 (遠隔操作)
北海鉄工所班	(株)北海鉄工所		※岸和田 8 陸閘
出光興産班	出光興産(株)岸和田油槽所		※岸和田 8-2、8-3 陸閘 岸和田 8-4 樋門

◎は班長  
( ) は兼務

## 勤務時間外操作班編成

操作班	操作員		操作施設
1 班	◎班長	班員 1	旧天の川樋門 岸和田 3-2 陸閘 (天の川水門)
	班員 2		
2 班	◎班長	班員 1	岸和田 6-1、6-2、6-3、6-4 陸閘
	班員 2	班員 3	
3 班	◎班長	班員 1	岸和田 7-1、7-2、7-4、7-6 7-10、7-11 陸閘 岸和田二-8 逆防樋門
	班員 2	班員 3	
	班員 4	班員 5	
	班員 6		
岸和田水門班	◎班長	班員 1	岸和田水門
1-2 班	◎班長	班員 1	岸和田 1-2 陸閘
遠隔操作班 (天の川)	◎班長		天の川水門 (遠隔操作)
施設課班	下水道施設課		岸和田 1-3 陸閘
北海鉄工所班	(株)北海鉄工所		※岸和田 8 陸閘
出光興産班	出光興産(株)岸和田油槽所		※岸和田 8-2、8-3 陸閘 岸和田 8-4 樋門

◎は班長

備考 施設操作員出勤時の役割

- 1) 全ての水門操作員は、直接現地へ向かう。
- 2) 勤務時間内B号1班及び勤務時間外1班操作員は、遠隔操作班(天の川)へ連絡し、遠隔操作にて閉鎖する旨の確認ができない場合には、現地操作にて天の川水門の閉鎖を行う。
- 3) 施設の閉鎖完了後、各班の代表者は産業政策課本部へ報告する。

※ 使用时以外は閉鎖されている。また、使用中であっても、津波注意報・警報発表時、津波襲来のおそれがある場合は直ちに施設を閉鎖することが施設利用者との協定により定められている。  
基本的に閉鎖されている施設であり、施設利用者からの閉鎖完了報告は無いため、遠隔監視システムにより岸和田 8、8-2、8-3 陸閘、岸和田 8-4 樋門の閉鎖状況の確認を行う。

水門等一覧表

番号	施設名	所在地	機能 (形式)	操作責任者	敷高 (OP+m)	区分
1	天の川水門	磯之上町	電動	岸和田市	0.700	B
2	岸和田 1-2 陸閘	木材町	手動 (両開)	岸和田市	3.770	B
3	旧天の川樋門	新港町	電動	岸和田市	0.00	A
4	貯木場南水門	木材町	電動	港湾局	-2.465	A
5	岸和田 3-2 陸閘	春木大国町	電動	岸和田市	3.675	B
6	岸和田 6-1 陸閘	新港町	電動	岸和田市	4.200	B
7	岸和田 6-2 陸閘	新港町	電動	岸和田市	4.100	B
8	岸和田 6-3 陸閘	新港町	電動	岸和田市	4.200	B
9	岸和田 6-4 陸閘	新港町	電動	岸和田市	4.200	B
10	岸和田 7-1 陸閘	臨海町	電動	岸和田市	2.750	A
11	岸和田 7-2 陸閘	臨海町	電動	岸和田市	2.500	A
12	岸和田 7-3 陸閘	臨海町	手動	岸和田市	2.500	休止
13	岸和田 7-4 陸閘	臨海町	電動	岸和田市	2.350	A
14	岸和田 7-5 陸閘	臨海町	手動	岸和田市	1.800	休止
15	岸和田 7-6 陸閘	臨海町	電動	岸和田市	1.800	A
16	岸和田 7-7 陸閘	臨海町	手動	岸和田市	1.550	休止
17	岸和田 7-8 陸閘	臨海町	手動	岸和田市	1.800	休止
18	岸和田 7-9 陸閘	臨海町	手動	岸和田市	2.100	休止
19	岸和田 7-10 陸閘	臨海町	電動	岸和田市	2.250	A
20	岸和田 7-11 陸閘	臨海町	電動	岸和田市	2.250	A
21	岸和田二-8 逆防樋門	臨海町	手動	岸和田市		A
22	岸和田 8 陸閘	臨海町	手動	岸和田市	5.870	C
23	岸和田 8-2 陸閘	臨海町	手動	岸和田市	4.000	B
24	岸和田 8-3 陸閘	臨海町	手動 (片開)	岸和田市	4.600	B
25	岸和田 8-4 樋門	臨海町	手動	岸和田市	1.730	A
26	岸和田水門	臨海町		港湾局	-4.150	A
27	岸和田 1-3 陸閘	磯之上町	手動	岸和田市	3.240	B

区分 A: 津波注意報により閉鎖する

敷高または止水高 (地震による沈下量を考慮しない) が概ね OP+3.2m未満の施設  
(津波高最大 1.0m)

B: 津波警報により閉鎖する

敷高または止水高が (地震による沈下量を考慮する) が概ね OP+5.2m 以下の施設  
(津波最高 3.0m)

C: 大津波警報により閉鎖する

上記注意報・警報での施設を含む、全ての津波防御施設





高潮対策実施要領  
—具体的な行動マニュアル—

1 総則

(1) 目的

本実施要領は、岸和田市沿岸への高潮の発生を想定し、高潮から住民の生命及び財産を守るため、職員が高潮発生時に実施すべき活動に関する事項や情報伝達体制について定め、円滑な水防活動に資することを目的とする。

(2) 位置付け

本実施要領は、従前に作成した「津波対策実施要領—具体的な行動マニュアル—」に準じて作成したもので、市の地域・防災計画との整合を図り、高潮発生時における水門、樋門等の開閉操作活動に限定して作成したものである。

2 配備体制

(1) 高潮注意報・高潮警報発表時の配備体制

高潮注意報等発表時の配備体制は下表のとおりとする。

A号警戒体制	B号警戒体制	C号警戒体制
高潮注意報	高潮警報 (予測潮位O.P. +5.0m未満)	高潮警報 (予測潮位O.P. +5.0m以上)

備考

1. 高潮注意報は、台風等による海面の異常上昇について一般の注意を喚起する必要がある場合で、潮位が大阪湾最低潮位(O.P.)上2.8m以上になると予想される場合をいう。
2. 高潮警報は、台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合で、潮位が大阪湾最低潮位(O.P.)上3.5m以上になると予想される場合をいう。
3. 高潮警報が発表され、潮位が大阪湾最低潮位(O.P.)上5.0m以上になると予想される場合は、市内全施設の門扉を閉鎖する。
4. 高潮情報及び現地の状況により、産業政策課長が判断し配備体制の強化を図る。

(2) 高潮防御施設操作配備体制

水門・陸閘等の開閉操作に係る職員の配備体制は、別表-1のとおりとする。

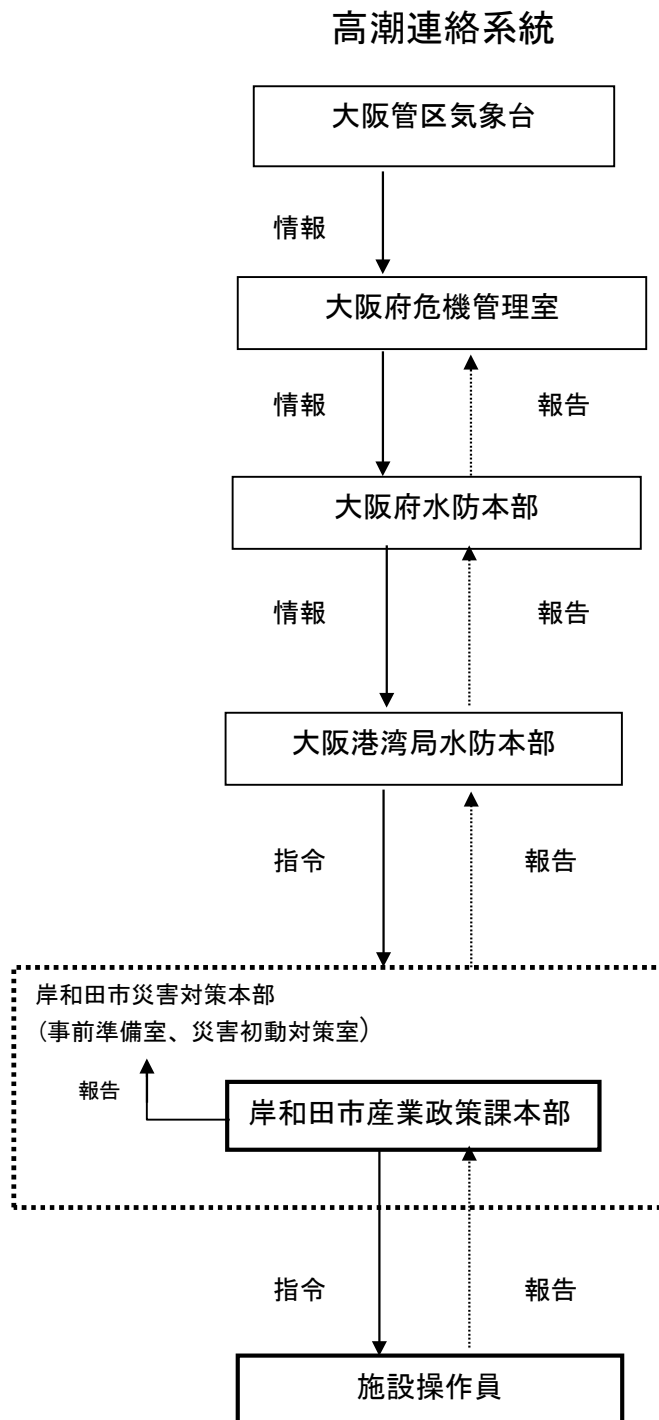
3 情報連絡体制

(1) 連絡系統計画

大阪管区气象台から、大阪府沿岸に高潮の発生に関する情報が発表された時、あるいは大阪府水防本部から警戒体制の指令が発令された時は、それらの情報を迅速かつ正確に伝達できるよう、連絡系統を確立するとともに関係者への周知に努める。

## (2) 連絡系統

高潮に関する気象予警報等及び海岸水防警報が発令された場合の情報並びに閉鎖報告の連絡系統は、下図のとおりとする。



#### 4. 高潮防御施設の操作

##### (1) 施設の操作体制

岸和田市沿岸に高潮の発生が予想される場合は、高潮防御施設（以下「施設」という。）を閉鎖し、地域を守らなければならない。

このため施設の操作担当者は、大阪管区气象台から高潮に関する注意報等が発表されたとき、あるいは高潮に関する情報を入手したときは、災害対策本部等の指令を待つことなく直ちに自主参集し、迅速かつ的確な操作に努める。

##### (2) 施設操作員の安全対策

施設操作員は、出勤中、閉鎖中及び閉鎖後において身体に危険が生じるおそれがある場合は、自らの判断で回避し、身体の安全を確保するものとする。

##### (3) 施設操作員の出勤

岸和田市沿岸に高潮の発生の恐れがある場合または発生した場合は、各施設の操作員は、直ちに行動を開始し、的確な施設操作に努めるものとする。

##### (4) 施設の操作

施設に到着した操作員は、現地の状況や气象台等からの情報により閉鎖が必要と認められるときは、操作体制が確保できた時点で、施設操作指示者である産業政策課長からの操作司令（指示）が発令されたものとし、直ちに施設の操作を行う。

##### (5) 閉鎖の確認

各施設の操作員は、閉鎖を完了した時は、産業政策課本部に報告する。

##### (6) 施設の開放

施設の操作員は、産業政策課長の指示により施設を開放し、産業政策課本部に報告する。

##### (7) 維持管理体制

施設の管理者あるいは施設操作機関は、高潮発生時に施設が安全かつ迅速・的確に操作できるよう試運転や整備点検を実施するとともに、日頃から操作に支障となる障害物の有無のチェックなどを心がけて、施設操作に万全を期するよう務めることとする。

## (8) 操作(管理)施設一覧

番号	施設名	所在地	機能形式	操作責任者	敷高 O. P. +m	区分
1	天の川水門	磯之上町	電動	岸和田市	0.700	C
2	岸和田 1-2 陸閘	木材町	手動(両開)	岸和田市	3.770	C
3	旧天の川樋門	新港町	電動	岸和田市	0.00	B※
4	貯木場南水門	木材町	電動	港湾局	-2.465	A
5	岸和田 3-2 陸閘	春木大国町	電動	岸和田市	3.675	C
6	岸和田 6-1 陸閘	新港町	電動	岸和田市	4.200	B
7	岸和田 6-2 陸閘	新港町	電動	岸和田市	4.100	B
8	岸和田 6-3 陸閘	新港町	電動	岸和田市	4.200	B
9	岸和田 6-4 陸閘	新港町	電動	岸和田市	4.200	B
10	岸和田 7-1 陸閘	臨海町	電動	岸和田市	2.750	A
11	岸和田 7-2 陸閘	臨海町	電動	岸和田市	2.500	A
12	岸和田 7-3 陸閘	臨海町	手動	岸和田市	2.500	休止
13	岸和田 7-4 陸閘	臨海町	電動	岸和田市	2.350	A
14	岸和田 7-5 陸閘	臨海町	手動	岸和田市	1.800	休止
15	岸和田 7-6 陸閘	臨海町	電動	岸和田市	1.800	A
16	岸和田 7-7 陸閘	臨海町	手動	岸和田市	1.550	休止
17	岸和田 7-8 陸閘	臨海町	手動	岸和田市	1.800	休止
18	岸和田 7-9 陸閘	臨海町	手動	岸和田市	2.100	休止
19	岸和田 7-10 陸閘	臨海町	電動	岸和田市	2.250	A
20	岸和田 7-11 陸閘	臨海町	電動	岸和田市	2.250	A
21	岸和田二-8 逆防樋門	臨海町	手動	岸和田市		A
22	岸和田 8 陸閘	臨海町	手動	岸和田市	5.870	B
23	岸和田 8-2 陸閘	臨海町	手動	岸和田市	4.000	B
24	岸和田 8-3 陸閘	臨海町	手動(片開)	岸和田市	4.600	B
25	岸和田 8-4 樋門	臨海町	手動	岸和田市	1.730	A
26	岸和田水門	臨海町		港湾局	-4.150	A
27	岸和田 1-3 陸閘	磯之上町	手動	岸和田市	3.240	C

区分 A：高潮注意報で状況により閉鎖する

B：高潮警報で状況により閉鎖する

C：高潮警報かつ気象台の予測潮位がO. P + 5. 0m以上の場合閉鎖する

※潮位が旧天の川堤防を越える恐れがある場合、閉鎖する

別表－1  
高潮配備体制

本部 産業政策課
産業政策課長 (情報収集・伝達担当)

A号警戒体制

操作班	操作員		操作施設
1班	◎班長	班員 1	岸和田 7-1、7-2、7-4、7-6、7-10、7-11 陸閘 岸和田二-8 逆防樋門、岸和田水門
	班員 2		
出光興産班	出光興産(株)	岸和田油槽所	※ 岸和田 8-4 樋門

◎は班長。

B号警戒体制

操作班	操作員		操作施設
1班	◎班長	班員 1	岸和田 7-1、7-2、7-4、7-6、7-10、7-11 陸閘 岸和田二-8 逆防樋門、岸和田水門
	班員 2		
2班	◎班長	班員 1	岸和田 6-1、6-2、6-3、6-4 陸閘 (旧天の川樋門)
3班	班員 1		産業政策課本部 (情報収集・伝達担当)
北海鉄工所班	(株)北海鉄工所		※ 岸和田 8 陸閘
出光興産班	出光興産(株) 岸和田油槽所		※ 岸和田 8-2、8-3 陸閘 岸和田 8-4 樋門

◎は班長。

C号警戒体制

操作班	操作員		操作施設
1班	◎班長	班員 1	旧天の川樋門、岸和田 3-2 陸閘 岸和田 6-1、6-2、6-3、6-4 陸閘
	班員 2		
2班	◎班長	班員 1	岸和田 7-1、7-2、7-4、7-6、7-10、7-11 陸閘 岸和田二-8 逆防樋門、岸和田水門
	班員 2		
3班	◎班長	班員 1	岸和田 1-2 陸閘
4班	◎班長	班員 1	天の川水門 (産業政策課本部)
下水道施設課班	下水道施設課		岸和田 1-3 陸閘
北海鉄工所班	(株)北海鉄工所		※ 岸和田 8 陸閘
出光興産班	出光興産(株) 岸和田油槽所		※ 岸和田 8-2、8-3 陸閘 岸和田 8-4 樋門

◎は班長。

※ 使用時以外は閉鎖されている。また、使用中であっても、津波注意報・警報発表時、津波襲来のおそれがある場合は直ちに施設を閉鎖することが施設利用者との協定により定められている。

基本的に閉鎖されている施設であり、施設利用者からの閉鎖完了報告は無いため、遠隔監視システムにより岸和田 8、8-2、8-3 陸閘、岸和田 8-4 樋門の閉鎖状況の確認を行う。

## XI 河川

### 管理河川一覽表

#### 2 級河川(大阪府管理河)

川)河川名	上流端	下流端	延長(m)
春 木 川	平寿橋(尾生町)	大阪湾	5,700
牛 滝 川	紅葉橋(上大沢町)	高橋下流	15,400
津 田 川	河合橋(河合町)	大阪湾	10,000
松 尾 川	郡界橋上流(摩湯町)	角川橋(田治米町)	700

(岸和田土木事務所河川砂防G)

#### 準用河川(岸和田市管理河川)

河川名	上流端	下流端	延長(m)
轟 川	砂原橋(福田町)	平寿橋(尾生町)	2,030
古 曾 谷 川	露ヶ池横(稲葉町)	牛滝川合流地点(稲葉町)	640
津 田 川	大岩橋(河合町)	河合橋(河合町)	560

#### 普通河川(岸和田市管理河川)

河川名	上流端	下流端	延長(m)
轟 川	山海橋(福田町)	砂原橋(福田町)	720
古 曾 谷 川	稲葉町	露ヶ池横(稲葉町)	410
津 田 川	塔原町	大岩橋(河合町)	4,920
横 川	内畑町白原配水場横	牛滝川合流地点(内畑町松瀬橋下流)	1,620
宮 川	内畑町	牛滝川合流地点(積川町)	1,520
大 谷 川	内畑町近畿自動車道上	内畑町	913
掛 田 川	内畑町	内畑町	1,320
反 田 川	内畑町山口近畿自動車道下	牛滝川合流地点(内畑町松瀬橋上流)	640
シガ谷川	大沢町	牛滝川合流地点(下大沢町中内橋)	2,200
原 谷 川	上大沢町	牛滝川合流地点(上大沢町の場橋下)	500
東 風 谷 川	上大沢町	牛滝川合流地点(大沢町)	500
小 湊 川	貝塚市三ヶ山町境界	クボ新池横(畑町)	4,000
三 昧 川	白原町墓地下	津田川合流地点(河合町)	1,130
小 川	河合町	津田川合流地点(河合町船渡)	2,050
山 の 谷 川	河合町近畿自動車道上	小川合流地点(河合町)	1,400
真 谷 川	隣徳池横(三ヶ山町)	砂原橋(福田町)	1,189
稲葉町小川	稲葉町	牛滝川合流地点(稲葉町)	670
栄 川	久米田池(岡山町)	牛滝川合流地点(岡山町)	740
古 城 川	国道26号線(土生町2丁目)	堺阪南線(宮本町)	1,630

大阪府知事指定河川・海岸一覧表

大阪府知事指定河川・海岸

洪水区域

河川名		区域	延長 km	対象量水標		氾濫注 意水位 (m)	避難判 断水位 (m)	氾濫危 険水位 (洪水 特別警 水位) (m)
牛滝川	左岸	岸和田市岡山町地先(山直橋下流端)から大津川合流点まで	4.9	上流域	山直橋	1.25	2.20	2.30
	右岸	岸和田市三田町地先(山直橋下流端)から大津川合流点まで		下流域	高板橋	2.25	2.35	2.60
春木川	左岸	岸和田市下松町地先(上轟橋下流端)から海まで	3.7	全区域	森池橋	2.50	3.25	3.65
	右岸	岸和田市額原町地先(上轟橋下流端)から海まで						
津田川	左岸	貝塚市半田地先(虎橋下流端)から海まで	2.6	全区域	青木橋	1.75	1.90	2.05
	右岸	貝塚市久保三丁目地先(虎橋下流端)から海まで						

高潮・津波区域

海岸名	区域	対象検潮器等	水防警報 発表基準
泉南海岸	泉北郡忠岡町新浜地先(大津川左岸)から 泉南郡岬町多奈川小島地先(和歌山県界)まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高潮時は、岸和田水門、深日港の潮位観測所</li> <li>・ 津波時は、大阪管区気象台の津波予報区「大阪府」で予想される津波高</li> </ul>	潮位が OP+2.00mに達し、なお著しく上昇のおそれのあるとき、又は大津波警報・津波警報・津波注意報が発表されたとき

水防ため池一覧表

番号	水防値	ため池名	要水防堤長 (m)	管 理 者	防災テレメータ設置ため池
1	A	久米田池	376	久米田池土地改良区	○
2	B	三田二ツ池	393	三田町水利組合	
3	B	合池	148	下野町水利組合	○
4	B	中島池	960	土生町水利組合	○
5	B	孟正寺池	559	土生町水利組合	○
6	B	箱谷池	142	田治米町水利組合	
7	B	雁又池	248	阿間河滝町水利組合	
8	B	傍示池	259	神於山土地改良区	○
9	A	隣徳池	340	尾生町水利組合	○
10	B	新池	60	河合町水利組合	
11	B	石谷池	154	土生滝町水利組合	○
12	B	真ノ池	165	真上町水利組合	○
13	B	濁り池	180	土生町水利組合	○
14	B	流木今池	241	三ヶ町水利組合	○
15	B	大池	289	福田町水利組合	○
16	B	太田池	154	下野町水利組合	
17	C	七池	-	田治米町水利組合	
18	C	小松里池	-	額町実行組合(水利組合)	
19	C	花田池	-	額原町水利組合	
20	C	新池	-	下松町水利組合	
21	C	下ミツ池	-	下松町水利組合	
22	C	摩湯今池	-	摩湯町水利組合	
23	C	三村池	-	田治米町山之上水利組合	
24	C	ミウラ池(今池)	-	三田町水利組合	○
25	C	長池	-	摩湯町水利組合	
26	C	林池	-	摩湯町水利組合	
27	C	ハザマ池	-	三田町水利組合	
28	C	中ツ池	-	三田町水利組合	
29	C	中ツ池	-	摩湯町水利組合	
30	C	クヅコ池	-	三田町水利組合	
31	C	今池	-	土生町水利組合	
32	C	道ノ池	-	下松町水利組合	
33	C	小廻池	-	西之内町水利組合	○
34	C	地藏講池	-	下松町水利組合	
35	C	明神池	-	下松町水利組合	
36	C	天神池	-	流木町水利組合	
37	C	神須屋新池	-	神須屋町水利組合	
38	C	桜坊池	-	作才町水利組合	
39	C	山伏池	-	岡山町水利組合	
40	C	じゅっか池	-	山直中町水利組合	

番号	水防値	ため池名	要水防堤長 (m)	管 理 者	防災テレメータ設置ため池
41	C	中ノ池	-	山直中町水利組合	
42	C	新池(包近新池)	-	包近町水利組合	
43	C	沸谷池(中ノ池)	-	山直中町水利組合	
44	C	すっぼん池	-	三田町水利組合	
45	C	大興寺池	-	稲葉町水利組合	
46	C	宮ノ池(ダンゴ池)	-	山直中町水利組合	
47	C	今泉池	-	積川町水利組合	
48	C	武恒池	-	稲葉町水利組合	○
49	C	今池	-	積川水利組合	
50	C	中の池(中池)	-	市之井水利組合	
51	C	豊田池	-	八田町水利組合	
52	C	神須屋今池	-	神須屋町水利組合	
53	C	高屋池	-	八田町水利組合	
54	C	妙ノ池	-	阿間河滝町水利組合	○
55	C	松尾池	-	岡山町水利組合	
56	C	又五郎下地池(ゲジ池)	-	尾生町水利組合	
57	C	梨塚池	-	上松町水利組合	
58	C	角廣牛神池(上池)	-	尾生町水利組合	
59	C	酢壺池	-	岡山町水利組合	
60	C	又兵衛池	-	阿間河滝町水利組合	
61	C	拍子池	-	土生滝町水利組合	
62	C	組ノ池	-	山直中町水利組合	
63	C	シツ池(セツカ池)	-	山直中町水利組合	
64	C	マト池(とんで池)	-	山直中町水利組合	
65	C	勤八道池	-	岡山町水利組合	
66	C	角廣馬乗池(下池)	-	尾生町水利組合	
67	C	銚立池	-	土生町水利組合	
68	C	観音池	-	上松町水利組合	
69	C	小南下池	-	箕形南水利組合	
70	C	頭池	-	摩湯町水利組合	
71	C	新池	-	摩湯町水利組合	
72	C	アタゴ池	-	田治米町山之上水利組合	
73	C	ハウガラ池	-	摩湯町水利組合	
74	C	アマコ池(天久保池)	-	額水利組合	
75	C	栄の池	-	加守水利組合	
76	C	平池	-	山直中町水利組合	
77	C	尾生平池(平池)	-	尾生町水利組合	

A:特に重要な防災重点ため池  
 B:重点な防災重点ため池  
 C:防災重点ため池

## Ⅺ 土砂災害予防

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による指定区域

(現象：土石流) 警戒区域：51箇所、特別警戒区域：36箇所

(令和5年8月10日現在)

番号	所在地		区域名		警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
3527	岸和田市	相川町	津田川右12(相川谷)	D20210220	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2256号
3528	岸和田市	塔原町	津田川右14(津田川第一支 溪)	D20210230	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2256号
3529	岸和田市	塔原町	津田川右16(塔原町)	D20210250	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	-	-
3530	岸和田市	相川町	津田川右10(相川町)	D20220200	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	-	-
3531	岸和田市	相川町	津田川右9(相川町)	D20230060	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	-	-
3532	岸和田市	塔原町	津田川左7(1)(塔原町)	D20230071	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2256号
4296	岸和田市	内畑町	牛滝川右1(山滝川)	D20210020	平成27年 12月2日	大阪府告示 第1661号	平成27年 12月2日	大阪府告示 第1662号
4271	岸和田市	大沢町	牛滝川右2(牛滝川第一支 溪)	D20210030	平成27年 12月2日	大阪府告示 第1661号	平成27年 12月2日	大阪府告示 第1662号
4272	岸和田市	大沢町	牛滝川右3(牛滝川第二支 溪)	D20210040	平成27年 12月2日	大阪府告示 第1661号	-	-
4273	岸和田市	大沢町	牛滝川右6右一(牛滝川第四 支溪)	D20210050	平成27年 12月2日	大阪府告示 第1661号	-	-
4274	岸和田市	大沢町	牛滝川右6右二(牛滝川第五 支溪)	D20210061	平成27年 12月2日	大阪府告示 第1661号	-	-
4275	岸和田市	大沢町	牛滝川右6(牛滝川第五支 溪)	D20210062	平成27年 12月2日	大阪府告示 第1661号	平成27年 12月2日	大阪府告示 第1662号
4276	岸和田市	大沢町	牛滝川右8(牛滝川第十一支 溪)	D20210071	平成27年 12月2日	大阪府告示 第1661号	平成27年 12月2日	大阪府告示 第1662号
4277	岸和田市	大沢町	牛滝川右9(牛滝川第十一支 溪)	D20210072	平成27年 12月2日	大阪府告示 第1661号	平成27年 12月2日	大阪府告示 第1662号
4278	岸和田市	大沢町	牛滝川右10(牛滝川第七支 溪)	D20210080	平成27年 12月2日	大阪府告示 第1661号	平成27年 12月2日	大阪府告示 第1662号
4279	岸和田市	大沢町	牛滝川右12(大沢町)	D20210090	平成27年 12月2日	大阪府告示 第1661号	平成27年 12月2日	大阪府告示 第1662号
4280	岸和田市	大沢町	牛滝川右13(牛滝川第十三支 溪)	D20210100	平成27年 12月2日	大阪府告示 第1661号	平成27年 12月2日	大阪府告示 第1662号
4281	岸和田市	大沢町	牛滝川(牛滝川)	D20210110	平成27年 12月2日	大阪府告示 第1661号	平成27年 12月2日	大阪府告示 第1662号
4282	岸和田市	大沢町	牛滝川左11(大沢町)	D20210120	平成27年 12月2日	大阪府告示 第1661号	-	-
4283	岸和田市	大沢町	牛滝川左10(牛滝川左支川)	D20210130	平成27年 12月2日	大阪府告示 第1661号	平成27年 12月2日	大阪府告示 第1662号
4284	岸和田市	大沢町	牛滝川左8(大沢町)	D20210140	平成27年 12月2日	大阪府告示 第1661号	-	-
4285	岸和田市	大沢町	牛滝川左7(大沢町)	D20210150	平成27年 12月2日	大阪府告示 第1661号	-	-
4286	岸和田市	大沢町	牛滝川左5(牛滝川第八支 溪)	D20210160	平成27年 12月2日	大阪府告示 第1661号	平成27年 12月2日	大阪府告示 第1662号
4287	岸和田市	大沢町	牛滝川左4(牛滝川第九支 溪)	D20210170	平成27年 12月2日	大阪府告示 第1661号	平成27年 12月2日	大阪府告示 第1662号
4288	岸和田市	大沢町	牛滝川右4(大沢町)	D20220030	平成27年 12月2日	大阪府告示 第1661号	平成27年 12月2日	大阪府告示 第1662号

番号	所在地		区域名		警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
4289	岸和田市	大沢町	牛滝川右5（牛滝川第三支溪）	D20220040	平成27年12月2日	大阪府告示第1661号	平成27年12月2日	大阪府告示第1662号
4290	岸和田市	大沢町	牛滝川右7（牛滝川第六支溪）	D20220050	平成27年12月2日	大阪府告示第1661号	平成27年12月2日	大阪府告示第1662号
4291	岸和田市	大沢町	牛滝川右11（大沢町）	D20220060	平成27年12月2日	大阪府告示第1661号	平成27年12月2日	大阪府告示第1662号
4292	岸和田市	大沢町	牛滝川左9（大沢町）	D20220070	平成27年12月2日	大阪府告示第1661号	平成27年12月2日	大阪府告示第1662号
4293	岸和田市	大沢町	牛滝川左6（大沢町）	D20220080	平成27年12月2日	大阪府告示第1661号	平成27年12月2日	大阪府告示第1662号
4294	岸和田市	大沢町	牛滝川左3（牛滝川第十支溪）	D20220090	平成27年12月2日	大阪府告示第1661号	-	-
4295	岸和田市	大沢町	牛滝川左2（大沢町）	D20220100	平成27年12月2日	大阪府告示第1661号	平成27年12月2日	大阪府告示第1662号
4297	岸和田市	内畑町	牛滝川左1左一（内畑川支溪）	D20220120	平成27年12月2日	大阪府告示第1661号	平成27年12月2日	大阪府告示第1662号
3949	岸和田市	上白原町	牛滝川左1左四（河合川第三支溪）	D20210180	平成27年3月26日	大阪府告示第483号	-	-
3950	岸和田市	河合町	津田川右8右一（河合川第一支溪）	D20210190	平成27年3月26日	大阪府告示第483号	-	-
3951	岸和田市	神於町	津田川右8右二（河合川）	D20210200	平成27年3月26日	大阪府告示第483号	-	-
3952	岸和田市	神於町	津田川右8右三（河合川第二支溪）	D20210210	平成27年3月26日	大阪府告示第483号	平成27年3月26日	大阪府告示第485号
3953	岸和田市	北阪町	津田川右1（北阪町）	D20220130	平成27年3月26日	大阪府告示第483号	平成27年3月26日	大阪府告示第485号
3954	岸和田市	北阪町	津田川右2（津田川第五支溪）	D20220140	平成27年3月26日	大阪府告示第483号	平成27年3月26日	大阪府告示第485号
3955	岸和田市	河合町	津田川右7（河合町）	D20220180	平成27年3月26日	大阪府告示第483号	平成27年3月26日	大阪府告示第485号
3956	岸和田市	上白原町	牛滝川左1左三（上白原町）	D20230020	平成27年3月26日	大阪府告示第483号	平成27年3月26日	大阪府告示第485号
8704	岸和田市	土生滝町及び土生町	津田川右3（土生町）	D20220260	平成28年9月13日	大阪府告示第1594号	平成28年9月13日	大阪府告示第1596号
8705	岸和田市	土生滝町及び土生町	津田川右4（土生町）	D20220270	平成28年9月13日	大阪府告示第1594号	平成28年9月13日	大阪府告示第1596号
8706	岸和田市	河合町及び阿間河滝町	津田川右5（津田川第六支溪）	D20220280	平成28年9月13日	大阪府告示第1594号	平成28年9月13日	大阪府告示第1596号
8708	岸和田市	河合町	津田川右11（河合町）	D20220190	平成28年9月13日	大阪府告示第1594号	-	-
8709	岸和田市	河合町	津田川左6（河合町）	D20220240	平成28年9月13日	大阪府告示第1594号	平成28年9月13日	大阪府告示第1596号
8710	岸和田市	河合町	津田川左7（河合町）	D20230080	平成28年9月13日	大阪府告示第1594号	平成28年9月13日	大阪府告示第1596号
8711	岸和田市	河合町	津田川左2左二（河合町）	D20230090	平成28年9月13日	大阪府告示第1594号	-	-
8712	岸和田市	三ヶ山町、尾生町及び北阪町	春木川右1（三ヶ山町）	D20230110	平成28年9月13日	大阪府告示第1594号	平成28年9月13日	大阪府告示第1596号
8713	岸和田市	三ヶ山町、北阪町、尾生町及び土生町	春木川左1（三ヶ山町）	D20230120	平成28年9月13日	大阪府告示第1594号	平成28年9月13日	大阪府告示第1596号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による指定区域

(現象：急傾斜地の崩落) 警戒区域：126 箇所、特別警戒区域：123 箇所

(令和5年8月10日現在)

番号	所在地		区域名		警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
10	岸和田市	相川町	相川町(3)	K20200090	平成17年11月25日	大阪府告示第2184号	平成17年11月25日	大阪府告示第2185号
11	岸和田市	相川町	相川町(4)	K20200120	平成17年11月25日	大阪府告示第2184号	平成17年11月25日	大阪府告示第2185号
12	岸和田市	相川町	相川町(5)	K20200100	平成17年11月25日	大阪府告示第2184号	平成17年11月25日	大阪府告示第2185号
13	岸和田市	相川町	相川町(6)	K20200110	平成17年11月25日	大阪府告示第2184号	平成17年11月25日	大阪府告示第2185号
129	岸和田市	内畑町	内畑(6)	K20200010	平成18年3月24日	大阪府告示第680号	平成18年3月24日	大阪府告示第681号
130	岸和田市	内畑町	内畑(9)	K20200020	平成18年3月24日	大阪府告示第680号	平成18年3月24日	大阪府告示第681号
131	岸和田市	内畑町	内畑(10)	K20200030	平成18年3月24日	大阪府告示第680号	平成18年3月24日	大阪府告示第681号
132	岸和田市	内畑町	内畑(18)	K20200070	平成18年3月24日	大阪府告示第680号	平成18年3月24日	大阪府告示第681号
133	岸和田市	塔原町	塔原(6)	K20200150	平成18年3月24日	大阪府告示第680号	平成18年3月24日	大阪府告示第681号
134	岸和田市	塔原町	塔原(8)	K20200130	平成18年3月24日	大阪府告示第680号	平成18年3月24日	大阪府告示第681号
135	岸和田市	塔原町	塔原(9)	K20200140	平成18年3月24日	大阪府告示第680号	平成18年3月24日	大阪府告示第681号
246	岸和田市	大沢町	大沢町(18)	K20200240	平成18年12月26日	大阪府告示第2508号	平成18年12月26日	大阪府告示第2509号
373	岸和田市	大沢町	大沢町(9)	K20200330	平成19年10月31日	大阪府告示第1778号	平成19年10月31日	大阪府告示第1779号
374	岸和田市	大沢町	大沢町(10)	K20200340	平成19年10月31日	大阪府告示第1778号	平成19年10月31日	大阪府告示第1779号
375	岸和田市	大沢町	大沢町(11)	K20200350	平成19年10月31日	大阪府告示第1778号	平成19年10月31日	大阪府告示第1779号
376	岸和田市	大沢町	大沢町(19)	K20200360	平成19年10月31日	大阪府告示第1778号	平成19年10月31日	大阪府告示第1779号
377	岸和田市	大沢町	大沢町(20)	K20200370	平成19年10月31日	大阪府告示第1778号	平成19年10月31日	大阪府告示第1779号
1469	岸和田市	河合町	舟渡(西出)	K20200580	平成23年3月7日	大阪府告示第273号	平成23年3月7日	大阪府告示第274号
1470	岸和田市	河合町	河合町(1)	K20200590	平成23年3月7日	大阪府告示第273号	平成23年3月7日	大阪府告示第274号
1471	岸和田市	河合町	河合町(2)	K20200600	平成23年3月7日	大阪府告示第273号	平成23年3月7日	大阪府告示第274号
1472	岸和田市	河合町	河合町(3)	K20200610	平成23年3月7日	大阪府告示第273号	平成23年3月7日	大阪府告示第274号
1473	岸和田市	河合町	河合町(4)(5)	K20200620	平成23年3月7日	大阪府告示第273号	平成23年3月7日	大阪府告示第274号
1474	岸和田市	河合町	河合町(6)	K20200630	平成23年3月7日	大阪府告示第273号	平成23年3月7日	大阪府告示第274号
1475	岸和田市	河合町	河合町(7)	K20200640	平成23年3月7日	大阪府告示第273号	平成23年3月7日	大阪府告示第274号
1476	岸和田市	河合町	河合町(8)	K20200650	平成23年3月7日	大阪府告示第273号	平成23年3月7日	大阪府告示第274号
1477	岸和田市	河合町	河合町(9)	K20200660	平成23年3月7日	大阪府告示第273号	平成23年3月7日	大阪府告示第274号
3515	岸和田市	阿間河滝町	奥ノ池(2)	K20200670	平成25年12月26日	大阪府告示第2255号	-	-
3516	岸和田市	阿間河滝町	阿間河滝(1)	K20200680	平成25年12月26日	大阪府告示第2255号	平成25年12月26日	大阪府告示第2256号

番号	所在地		区域名		警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
3517	岸和田市	土生滝町	土生滝町（1）	K20200690	平成 25 年 12 月 26 日	大阪府告示 第 2255 号	平成 25 年 12 月 26 日	大阪府告示 第 2256 号
3518	岸和田市	土生滝町	土生滝町（2）	K20200700	平成 25 年 12 月 26 日	大阪府告示 第 2255 号	平成 25 年 12 月 26 日	大阪府告示 第 2256 号
3519	岸和田市	阿間河滝町	阿間河滝（3）	K20200710	平成 25 年 12 月 26 日	大阪府告示 第 2255 号	平成 25 年 12 月 26 日	大阪府告示 第 2256 号
3520	岸和田市	阿間河滝町	阿間河滝（2）	K20200720	平成 25 年 12 月 26 日	大阪府告示 第 2255 号	平成 25 年 12 月 26 日	大阪府告示 第 2256 号
3521	岸和田市	真上町	土生滝町（3）	K20200730	平成 25 年 12 月 26 日	大阪府告示 第 2255 号	平成 25 年 12 月 26 日	大阪府告示 第 2256 号
3522	岸和田市	阿間河滝町	土生滝町（4）	K20200740	平成 25 年 12 月 26 日	大阪府告示 第 2255 号	平成 25 年 12 月 26 日	大阪府告示 第 2256 号
3523	岸和田市	阿間河滝町	阿間河滝（4）	K20200750	平成 25 年 12 月 26 日	大阪府告示 第 2255 号	平成 25 年 12 月 26 日	大阪府告示 第 2256 号
3524	岸和田市	阿間河滝町	土生滝町（5）	K20200760	平成 25 年 12 月 26 日	大阪府告示 第 2255 号	平成 25 年 12 月 26 日	大阪府告示 第 2256 号
3525	岸和田市	阿間河滝町	阿間河滝（5）	K20200770	平成 25 年 12 月 26 日	大阪府告示 第 2255 号	平成 25 年 12 月 26 日	大阪府告示 第 2256 号
3526	岸和田市	土生滝町	土生滝町（6）	K20200780	平成 25 年 12 月 26 日	大阪府告示 第 2255 号	平成 25 年 12 月 26 日	大阪府告示 第 2256 号
3940	岸和田市	上白原町	上白原町	K20200790	平成 27 年 3 月 26 日	大阪府告示 第 483 号	平成 27 年 3 月 26 日	大阪府告示 第 485 号
3941	岸和田市	神於町	神於町（1）－1	K20200801	平成 27 年 3 月 26 日	大阪府告示 第 483 号	平成 27 年 3 月 26 日	大阪府告示 第 485 号
3942	岸和田市	神於町	神於町（1）－2	K20200802	平成 27 年 3 月 26 日	大阪府告示 第 483 号	平成 27 年 3 月 26 日	大阪府告示 第 485 号
3943	岸和田市	神於町	神於町（3）	K20200810	平成 27 年 3 月 26 日	大阪府告示 第 483 号	平成 27 年 3 月 26 日	大阪府告示 第 485 号
3944	岸和田市	上白原町	龍光院－1	K20200821	平成 27 年 3 月 26 日	大阪府告示 第 483 号	平成 27 年 3 月 26 日	大阪府告示 第 485 号
3945	岸和田市	上白原町	龍光院－2	K20200822	平成 27 年 3 月 26 日	大阪府告示 第 483 号	平成 27 年 3 月 26 日	大阪府告示 第 485 号
3946	岸和田市	河合町	西出	K20200830	平成 27 年 3 月 26 日	大阪府告示 第 483 号	平成 27 年 3 月 26 日	大阪府告示 第 485 号
3947	岸和田市	北阪町	北阪町（1）	K20200840	平成 27 年 3 月 26 日	大阪府告示 第 483 号	平成 27 年 3 月 26 日	大阪府告示 第 485 号
3948	岸和田市	上白原町	内畑町（5）	K20200850	平成 27 年 3 月 26 日	大阪府告示 第 483 号	平成 27 年 3 月 26 日	大阪府告示 第 485 号
4236	岸和田市	大沢町	小僧谷	K20200300	平成 27 年 12 月 2 日	大阪府告示 第 1661 号	平成 27 年 12 月 2 日	大阪府告示 第 1662 号
4237	岸和田市	大沢町	田井中－1	K20200311	平成 27 年 12 月 2 日	大阪府告示 第 1661 号	平成 27 年 12 月 2 日	大阪府告示 第 1662 号
4238	岸和田市	大沢町	田井中－2	K20200312	平成 27 年 12 月 2 日	大阪府告示 第 1661 号	平成 27 年 12 月 2 日	大阪府告示 第 1662 号
4239	岸和田市	大沢町	砂原	K20200380	平成 27 年 12 月 2 日	大阪府告示 第 1661 号	平成 27 年 12 月 2 日	大阪府告示 第 1662 号
4240	岸和田市	大沢町	大沢町（1）	K20200390	平成 27 年 12 月 2 日	大阪府告示 第 1661 号	平成 27 年 12 月 2 日	大阪府告示 第 1662 号
4241	岸和田市	大沢町	井ノ谷（2）	K20200400	平成 27 年 12 月 2 日	大阪府告示 第 1661 号	平成 27 年 12 月 2 日	大阪府告示 第 1662 号
4242	岸和田市	大沢町	井ノ谷（1）－1	K20200411	平成 27 年 12 月 2 日	大阪府告示 第 1661 号	平成 27 年 12 月 2 日	大阪府告示 第 1662 号
4243	岸和田市	大沢町	井ノ谷（1）－2	K20200412	平成 27 年 12 月 2 日	大阪府告示 第 1661 号	平成 27 年 12 月 2 日	大阪府告示 第 1662 号
4244	岸和田市	大沢町	小谷（1）	K20200420	平成 27 年 12 月 2 日	大阪府告示 第 1661 号	平成 27 年 12 月 2 日	大阪府告示 第 1662 号
4245	岸和田市	大沢町	小谷（2）	K20200430	平成 27 年 12 月 2 日	大阪府告示 第 1661 号	平成 27 年 12 月 2 日	大阪府告示 第 1662 号

番号	所在地		区域名		警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
4246	岸和田市	大沢町	露ノ谷	K20200440	平成 27 年 12 月 2 日	大阪府告示 第 1661 号	平成 27 年 12 月 2 日	大阪府告示 第 1662 号
4247	岸和田市	大沢町	大沢町 (3)	K20200450	平成 27 年 12 月 2 日	大阪府告示 第 1661 号	平成 27 年 12 月 2 日	大阪府告示 第 1662 号
4248	岸和田市	大沢町	大沢町 (4)	K20200460	平成 27 年 12 月 2 日	大阪府告示 第 1661 号	平成 27 年 12 月 2 日	大阪府告示 第 1662 号
4249	岸和田市	大沢町	大沢町 (5)	K20200470	平成 27 年 12 月 2 日	大阪府告示 第 1661 号	平成 27 年 12 月 2 日	大阪府告示 第 1662 号
4250	岸和田市	大沢町	大沢町 (6)	K20200480	平成 27 年 12 月 2 日	大阪府告示 第 1661 号	平成 27 年 12 月 2 日	大阪府告示 第 1662 号
4251	岸和田市	大沢町	堂脇 (2) - 1	K20200491	平成 27 年 12 月 2 日	大阪府告示 第 1661 号	平成 27 年 12 月 2 日	大阪府告示 第 1662 号
4252	岸和田市	大沢町	堂脇 (2) - 2	K20200492	平成 27 年 12 月 2 日	大阪府告示 第 1661 号	平成 27 年 12 月 2 日	大阪府告示 第 1662 号
4253	岸和田市	大沢町	大沢町 (7)	K20200500	平成 27 年 12 月 2 日	大阪府告示 第 1661 号	平成 27 年 12 月 2 日	大阪府告示 第 1662 号
4254	岸和田市	大沢町	露ノ谷 (2)	K20200510	平成 27 年 12 月 2 日	大阪府告示 第 1661 号	平成 27 年 12 月 2 日	大阪府告示 第 1662 号
4255	岸和田市	大沢町	大阪道ノ上 - 1	K20200911	平成 27 年 12 月 2 日	大阪府告示 第 1661 号	平成 27 年 12 月 2 日	大阪府告示 第 1662 号
4256	岸和田市	大沢町	大阪道ノ上 - 2	K20200912	平成 27 年 12 月 2 日	大阪府告示 第 1661 号	平成 27 年 12 月 2 日	大阪府告示 第 1662 号
4257	岸和田市	大沢町	元ヤシキ	K20200920	平成 27 年 12 月 2 日	大阪府告示 第 1661 号	平成 27 年 12 月 2 日	大阪府告示 第 1662 号
4258	岸和田市	内畑町	内畑町 (13)	K20200960	平成 27 年 12 月 2 日	大阪府告示 第 1661 号	平成 27 年 12 月 2 日	大阪府告示 第 1662 号
4259	岸和田市	内畑町	内畑町 (15)	K20200970	平成 27 年 12 月 2 日	大阪府告示 第 1661 号	平成 27 年 12 月 2 日	大阪府告示 第 1662 号
4260	岸和田市	内畑町	内畑町	K20200860	平成 27 年 12 月 2 日	大阪府告示 第 1661 号	平成 27 年 12 月 2 日	大阪府告示 第 1662 号
4261	岸和田市	内畑町	西堂 (2) - 1	K20200871	平成 27 年 12 月 2 日	大阪府告示 第 1661 号	平成 27 年 12 月 2 日	大阪府告示 第 1662 号
4262	岸和田市	内畑町	西堂 (2) - 2	K20200872	平成 27 年 12 月 2 日	大阪府告示 第 1661 号	平成 27 年 12 月 2 日	大阪府告示 第 1662 号
4263	岸和田市	内畑町	西堂 (2) - 3	K20200873	平成 27 年 12 月 2 日	大阪府告示 第 1661 号	平成 27 年 12 月 2 日	大阪府告示 第 1662 号
4264	岸和田市	内畑町	西堂 (3) - 1	K20200881	平成 27 年 12 月 2 日	大阪府告示 第 1661 号	平成 27 年 12 月 2 日	大阪府告示 第 1662 号
4265	岸和田市	内畑町	西堂 (3) - 2	K20200882	平成 27 年 12 月 2 日	大阪府告示 第 1661 号	平成 27 年 12 月 2 日	大阪府告示 第 1662 号
4266	岸和田市	内畑町	山口	K20200890	平成 27 年 12 月 2 日	大阪府告示 第 1661 号	平成 27 年 12 月 2 日	大阪府告示 第 1662 号
4267	岸和田市	内畑町	平林	K20200900	平成 27 年 12 月 2 日	大阪府告示 第 1661 号	平成 27 年 12 月 2 日	大阪府告示 第 1662 号
4268	岸和田市	内畑町	内畑町 (4)	K20200930	平成 27 年 12 月 2 日	大阪府告示 第 1661 号	平成 27 年 12 月 2 日	大阪府告示 第 1662 号
4269	岸和田市	内畑町	内畑町 (7)	K20200940	平成 27 年 12 月 2 日	大阪府告示 第 1661 号	平成 27 年 12 月 2 日	大阪府告示 第 1662 号
4270	岸和田市	内畑町	内畑町 (8)	K20200950	平成 27 年 12 月 2 日	大阪府告示 第 1661 号	平成 27 年 12 月 2 日	大阪府告示 第 1662 号
6456	和泉市久井町及 び春木川町 岸和田市内畑町		久井町 (12)	K21901930	平成 28 年 8 月 18 日	大阪府告示 第 1328 号	平成 28 年 8 月 18 日	大阪府告示 第 1330 号
8661	岸和田市	相川町	上出 (1) - 3	K20200253	平成 28 年 9 月 13 日	大阪府告示 第 1594 号	平成 28 年 9 月 13 日	大阪府告示 第 1596 号
8662	岸和田市	相川町及 び大沢町	上出 (1) - 4	K20200254	平成 28 年 9 月 13 日	大阪府告示 第 1594 号	平成 28 年 9 月 13 日	大阪府告示 第 1596 号

番号	所在地		区域名		警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
8663	岸和田市	相川町	上出（１）－５	K20200255	平成 28 年 9 月 13 日	大阪府告示 第 1594 号	平成 28 年 9 月 13 日	大阪府告示 第 1596 号
8664	岸和田市	相川町	上出（１）－２	K20200252	平成 28 年 9 月 13 日	大阪府告示 第 1594 号	平成 28 年 9 月 13 日	大阪府告示 第 1596 号
8665	岸和田市	相川町	南垣外－１	K20200261	平成 28 年 9 月 13 日	大阪府告示 第 1594 号	平成 28 年 9 月 13 日	大阪府告示 第 1596 号
8666	岸和田市	相川町	南垣外－２	K20200262	平成 28 年 9 月 13 日	大阪府告示 第 1594 号	平成 28 年 9 月 13 日	大阪府告示 第 1596 号
8667	岸和田市	相川町	南垣外－３	K20200263	平成 28 年 9 月 13 日	大阪府告示 第 1594 号	平成 28 年 9 月 13 日	大阪府告示 第 1596 号
8668	岸和田市	相川町	南垣外－４	K20200264	平成 28 年 9 月 13 日	大阪府告示 第 1594 号	平成 28 年 9 月 13 日	大阪府告示 第 1596 号
8669	岸和田市	相川町	相川町（１）	K20200270	平成 28 年 9 月 13 日	大阪府告示 第 1594 号	平成 28 年 9 月 13 日	大阪府告示 第 1596 号
8670	岸和田市	相川町	相川町（２）	K20200280	平成 28 年 9 月 13 日	大阪府告示 第 1594 号	平成 28 年 9 月 13 日	大阪府告示 第 1596 号
8671	岸和田市	相川町	上出（２）	K20200290	平成 28 年 9 月 13 日	大阪府告示 第 1594 号	平成 28 年 9 月 13 日	大阪府告示 第 1596 号
8672	岸和田市	塔原町	塔原（２）	K20200520	平成 28 年 9 月 13 日	大阪府告示 第 1594 号	平成 28 年 9 月 13 日	大阪府告示 第 1596 号
8673	岸和田市	塔原町	塔原（１）	K20200530	平成 28 年 9 月 13 日	大阪府告示 第 1594 号	平成 28 年 9 月 13 日	大阪府告示 第 1596 号
8674	岸和田市	塔原町	下出（１）	K20200540	平成 28 年 9 月 13 日	大阪府告示 第 1594 号	平成 28 年 9 月 13 日	大阪府告示 第 1596 号
8675	岸和田市	塔原町	塔原（３）－１	K20200551	平成 28 年 9 月 13 日	大阪府告示 第 1594 号	平成 28 年 9 月 13 日	大阪府告示 第 1596 号
8676	岸和田市	塔原町	塔原（３）－２	K20200552	平成 28 年 9 月 13 日	大阪府告示 第 1594 号	平成 28 年 9 月 13 日	大阪府告示 第 1596 号
8677	岸和田市	塔原町	塔原（４）	K20200560	平成 28 年 9 月 13 日	大阪府告示 第 1594 号	平成 28 年 9 月 13 日	大阪府告示 第 1596 号
8678	岸和田市	塔原町	塔原（５）	K20200570	平成 28 年 9 月 13 日	大阪府告示 第 1594 号	平成 28 年 9 月 13 日	大阪府告示 第 1596 号
8679	岸和田市	稲葉町	稲葉町（４）	K20201020	平成 28 年 9 月 13 日	大阪府告示 第 1594 号	平成 28 年 9 月 13 日	大阪府告示 第 1596 号
8680	岸和田市	三田町及び 包近町	三田町	K20201030	平成 28 年 9 月 13 日	大阪府告示 第 1594 号	平成 28 年 9 月 13 日	大阪府告示 第 1596 号
8681	岸和田市	稲葉町	稲葉町（５）	K20201040	平成 28 年 9 月 13 日	大阪府告示 第 1594 号	平成 28 年 9 月 13 日	大阪府告示 第 1596 号
8682	岸和田市	積川町	積川町（６）	K20201050	平成 28 年 9 月 13 日	大阪府告示 第 1594 号	平成 28 年 9 月 13 日	大阪府告示 第 1596 号
8683	岸和田市	稲葉町	稲葉町（３）	K20201060	平成 28 年 9 月 13 日	大阪府告示 第 1594 号	平成 28 年 9 月 13 日	大阪府告示 第 1596 号
8684	岸和田市	積川町	積川町（５）	K20201070	平成 28 年 9 月 13 日	大阪府告示 第 1594 号	平成 28 年 9 月 13 日	大阪府告示 第 1596 号
8685	岸和田市	岡山町	岡山	K20201080	平成 28 年 9 月 13 日	大阪府告示 第 1594 号	-	-
8686	岸和田市	尾生町	福田	K20201090	平成 28 年 9 月 13 日	大阪府告示 第 1594 号	平成 28 年 9 月 13 日	大阪府告示 第 1596 号
8687	岸和田市	尾生町	尾生町（１）－１	K20201101	平成 28 年 9 月 13 日	大阪府告示 第 1594 号	平成 28 年 9 月 13 日	大阪府告示 第 1596 号
8688	岸和田市	尾生町	尾生町（１）－２	K20201102	平成 28 年 9 月 13 日	大阪府告示 第 1594 号	平成 28 年 9 月 13 日	大阪府告示 第 1596 号
8689	岸和田市	尾生町	尾生町（１）－３	K20201103	平成 28 年 9 月 13 日	大阪府告示 第 1594 号	平成 28 年 9 月 13 日	大阪府告示 第 1596 号
8690	岸和田市	天神山町三 丁目及び眞 上町	天神山町（１）－１	K20201111	平成 28 年 9 月 13 日	大阪府告示 第 1594 号	平成 28 年 9 月 13 日	大阪府告示 第 1596 号

番号	所在地		区域名		警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
8691	岸和田市	天神山町三丁目及び真上町	天神山町(1)-2	K20201112	平成28年9月13日	大阪府告示第1594号	平成28年9月13日	大阪府告示第1596号
8692	岸和田市	稲葉町	稲葉町(1)	K20201120	平成28年9月13日	大阪府告示第1594号	平成28年9月13日	大阪府告示第1596号
8693	岸和田市	積川町	積川町(1)	K20201130	平成28年9月13日	大阪府告示第1594号	平成28年9月13日	大阪府告示第1596号
8694	岸和田市	積川町	積川町(2)	K20201140	平成28年9月13日	大阪府告示第1594号	平成28年9月13日	大阪府告示第1596号
8695	岸和田市	積川町	積川町(3)	K20201150	平成28年9月13日	大阪府告示第1594号	平成28年9月13日	大阪府告示第1596号
8696	岸和田市	積川町	積川町(4)	K20201160	平成28年9月13日	大阪府告示第1594号	平成28年9月13日	大阪府告示第1596号
8697	岸和田市	内畑町	神於町(2)	K20201170	平成28年9月13日	大阪府告示第1594号	平成28年9月13日	大阪府告示第1596号
8698	岸和田市 流木町 貝塚市 三ヶ山		三ヶ山(1)	K20201180	平成28年9月13日	大阪府告示第1594号	平成28年9月13日	大阪府告示第1596号
8699	岸和田市	三ヶ山町	三ヶ山町(1)	K20201190	平成28年9月13日	大阪府告示第1594号	平成28年9月13日	大阪府告示第1596号
8700	岸和田市 極楽寺町 及び畑町 貝塚市 麻生中		極楽町	K20201210	平成28年9月13日	大阪府告示第1594号	平成28年9月13日	大阪府告示第1596号
8701	岸和田市	三ヶ山町	三ヶ山町(2)	K20201200	平成28年9月13日	大阪府告示第1594号	平成28年9月13日	大阪府告示第1596号
8702	岸和田市	内畑町	内畑町(11)	K20200040	平成28年9月13日	大阪府告示第1594号	平成28年9月13日	大阪府告示第1596号
8703	岸和田市	大沢町	大沢町(17)	K20200230	平成28年9月13日	大阪府告示第1594号	平成28年9月13日	大阪府告示第1596号

## 山地災害危険地区一覧

### (1) 山腹崩壊危険地区一覧 (令和7年12月)

危険地区番号	市町村	地区名	危険度ランク	危険地区面積 (ha)
202-001	岸和田市	河合町1	A	2.25
202-002	岸和田市	阿間ヶ滝町1	A	3.63
202-003	岸和田市	阿間ヶ滝町2	A	7.97
202-004	岸和田市	神於町1	A	2.00
202-005	岸和田市	内畑町1	A	6.63
202-006	岸和田市	内畑町2	A	8.46
202-007	岸和田市	塔原町、相川町	A	14.22
202-008	岸和田市	大沢町1	B	12.65
202-009	岸和田市	内畑町、大沢町	A	4.62
202-010	岸和田市	大沢町2	A	6.85
202-011	岸和田市	大沢町3	B	18.99
202-012	岸和田市	大沢町4	A	1.81
202-013	岸和田市	大沢町5	A	2.98

危険地区番号	市町村	地区名	危険度ランク	危険地区面積 (ha)
202-014	岸和田市	大沢町6	A	1.19
202-015	岸和田市	大沢町7	B	19.98
202-016	岸和田市	大沢町8	A	16.66
202-017	岸和田市	相川町、河合町1	A	15.02
202-018	岸和田市	相川町、河合町2	A	3.95
202-019	岸和田市	大沢町9	B	4.80
202-020	岸和田市	大沢町10	A	4.44
202-021	岸和田市	大沢町11	A	7.26
202-022	岸和田市	大沢町12	A	5.98
202-023	岸和田市	神於町	A	11.55
202-024	岸和田市	相川町	A	5.71
202-025	岸和田市	塔原町	B	6.01
202-026	岸和田市	河合町2	A	2.87

※山腹崩壊により、人家や公共施設等に被害を与えるおそれのある地区

### (2) 崩壊土砂流出危険地区一覧表 (令和7年12月)

危険地区番号	市町村	地区名	危険度ランク	危険地区面積 (ha)
202-001	岸和田市	北阪町1	A	21.82
202-002	岸和田市	北阪町2	B	19.92
202-003	岸和田市	阿間ヶ滝町	A	17.66
202-004	岸和田市	白原町	A	5.79
202-005	岸和田市	内畑町1	A	7.41
202-006	岸和田市	内畑町2	A	4.49
202-007	岸和田市	相川町1	A	2.56
202-008	岸和田市	相川町2	B	11.19
202-009	岸和田市	大沢町1	B	9.85
202-010	岸和田市	大沢町2	A	357.04
202-011	岸和田市	大沢町3	A	30.77
202-012	岸和田市	大沢町4	A	28.01
202-013	岸和田市	大沢町5	A	35.28

危険地区番号	市町村	地区名	危険度ランク	危険地区面積 (ha)
202-014	岸和田市	大沢町6	A	67.82
202-015	岸和田市	塔原町	B	184.90
202-016	岸和田市	大沢町7	A	161.71
202-017	岸和田市	阿間ヶ滝町2	A	8.12
202-018	岸和田市	神於町	B	14.56
202-019	岸和田市	塔原町、相川町	B	59.11
202-020	岸和田市	大沢町8	A	3.03
202-021	岸和田市	大沢町9	A	12.79
202-022	岸和田市	大沢町10	A	7.29
202-023	岸和田市	相川町、河合町1	A	21.47
202-024	岸和田市	相川町、河合町2	A	4.96
202-025	岸和田市	相川町、河合町3	A	5.21
202-026	岸和田市	大沢町11	B	9.05

※山腹崩壊により発生した土砂が土石流となって流出し、人家や公共施設等に被害を与えるおそれのある地区

### (3) 地すべり危険地区一覧表 (令和7年12月)

危険地区番号	市町村	地区名	危険度ランク	危険地区面積 (ha)
202-001	岸和田市	大沢	A	10.39

※地すべりが発生するおそれのある区域のうち、公共施設等に被害を与えるおそれのある地区

### 宅地造成工事規制区域指定状況

指定	1次指定	2次指定	3次指定	4次指定	5次指定	6次指定	7次指定	8次指定	計
(告示)	S38.4.11	S39.7.9	S43.2.8	S51.3.26	S61.3.24	H5.4.19	H7.3.31	H10.3.30	
(施工)	S38.4.11	S39.7.9	S43.2.8	S51.4.1	S61.3.31	H5.5.10	H7.3.31	H10.5.1	
岸和田市				2,792ha				661ha	3,453ha

※宅地造に伴い災害が生ずるおそれの大きい市街地又は市街地となろうとする土地の区域であつて、宅地造成に関する工事について規制を行う必要があるもの

### XIII 防災協定一覧

	協定名	協定相手方	協定日	協定内容
1	無線通信施設等に係る災害相互応援協定	堺市 寝屋川市 貝塚市 柏原市 八尾市	S59.4.1	災害時の通信施設、通信従事者の応援 移動系防災無線広域共通波を持つ大阪府下の市町村(H23.4.11調べ (岸和田・高槻・貝塚・枚方・茨木・八尾・松原・柏原・羽曳野・摂津・高石・大阪狭 山))
2	災害時における医療救護についての協定書	岸和田市医師会	S59.3.23 H31.4.1 改正	医療救護に対する支援
3	災害発生時における岸和田市と岸和田市内郵便局の協力に関する協定	岸和田市内郵便局	H12.10.18 H27.8.24 改正	(1)緊急車両等としての車両の提供 (2)避難先リスト等の情報の相互提供 (3)郵便局ネットワークを活用した広報活動 (4)郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策 ア災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付 イ被災者が差し出す郵便物の料金免除 ウ被災地宛て救助用郵便物等の料金免除 エ被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除 (5)郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の情報提供 (6)避難所における臨時的郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取 集・交付等 (7)㈱ゆうちょ銀行の非常払及び㈱かんぽ生命保険の非常取扱い
4-1	津波防災情報システム協定書	大阪府	H18.4.3	津波防災情報システムの整備(府) ・管理(市)・運用(市)
4-2	防災情報充実強化事業に関する協定書	大阪府	H19.1.18	防災ポータルサイト、防災メール、高所カメラ等の防災情報充実強化事業の構築 及び維持管理に関する費用負担
4-3	土砂災害情報相互通報システム整備事業に関する基本協定	大阪府	H17.8.9	土砂災害危険箇所等の保全対象区域において、関連情報を住民と行政機関が相 互通報するシステムの整備を図る
5	全国施行時特例市市長会災害時相互応援に関する協定	全国特例市(H27: 40市)	H18.7.27	水・食糧・生活必需物資・救助・医療物資・復旧派遣
6	府立高等学校の避難場所への指定に係る覚書	岸和田高校 和泉高校 久米田高校	H19.1.30 H27.9.24 改訂 H19.1.30 H27.9.4 改訂 H19.1.30 H27.9.7 改訂	施設の鍵の管理を受け、避難必要時避難所 として開設する
7	災害一般廃棄物の収集運搬	岸和田環境整備事業協同組合	H19.10.3	災害時のごみ及びし尿の収集運搬の支援
8	災害時における食糧等物資の供給協力に関する協定	いずみの農業協同組合	H20.2.1 H29.12.15 改正	災害用備蓄米として玄米13tを備蓄し、精米の供給協力
9	災害時における応急対策業務に関する協定書	岸和田造園緑化協同組合	H20.9.1	緊急交通路の倒木除去等
10	災害時における災害情報等の放送に関する協定書	テレビ岸和田	H21.2.12	災害情報(避難勧告・災害状況・食糧等の供給状況)の広報
11	災害時における物品の供給協力に関する協定書	大阪いずみ市民生活協同組合	H22.5.1	食料品・生活必需品の調達及び輸送(物品なしで輸送だけでもOK)
12	災害時における応急対策業務に関する協定書	大阪府電気工事工業組合	H22.11.1	電気設備の被害状況調査・応急修理仮設工事・技術的助言
13	災害時におけるLPガス等の供給協力に関する協定書	府エルビークラス協会岸和田支部	H22.11.8	LPガス等の優先供給協力(燃焼器含む)
14	災害時及び災害に備えた施設の使用に関する協定	西日本電信電話㈱大阪南支店	H23.1.17	NTT 所有ビルの一部を災害用備蓄物資の保管・避難所・災害ボランティアの 活動拠点等に無償提供
15	大阪府広域水道震災対策相互応援協定	大阪広域水道企業団	H23.4.1	水道施設に被害が生じた場合の応急対策実施
16	災害時における食糧等物資の供給協力に関する協定	イオンリテール㈱西近畿カンパニー	H23.11.30	食料品・生活必需品の調達及び輸送
17	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	H24.8.15	大規模災害発生時等におけるキャッシュサイトの構築及びキャッシュサイトへの誘 導、避難所等の情報をヤフージャパンの地図上に掲載

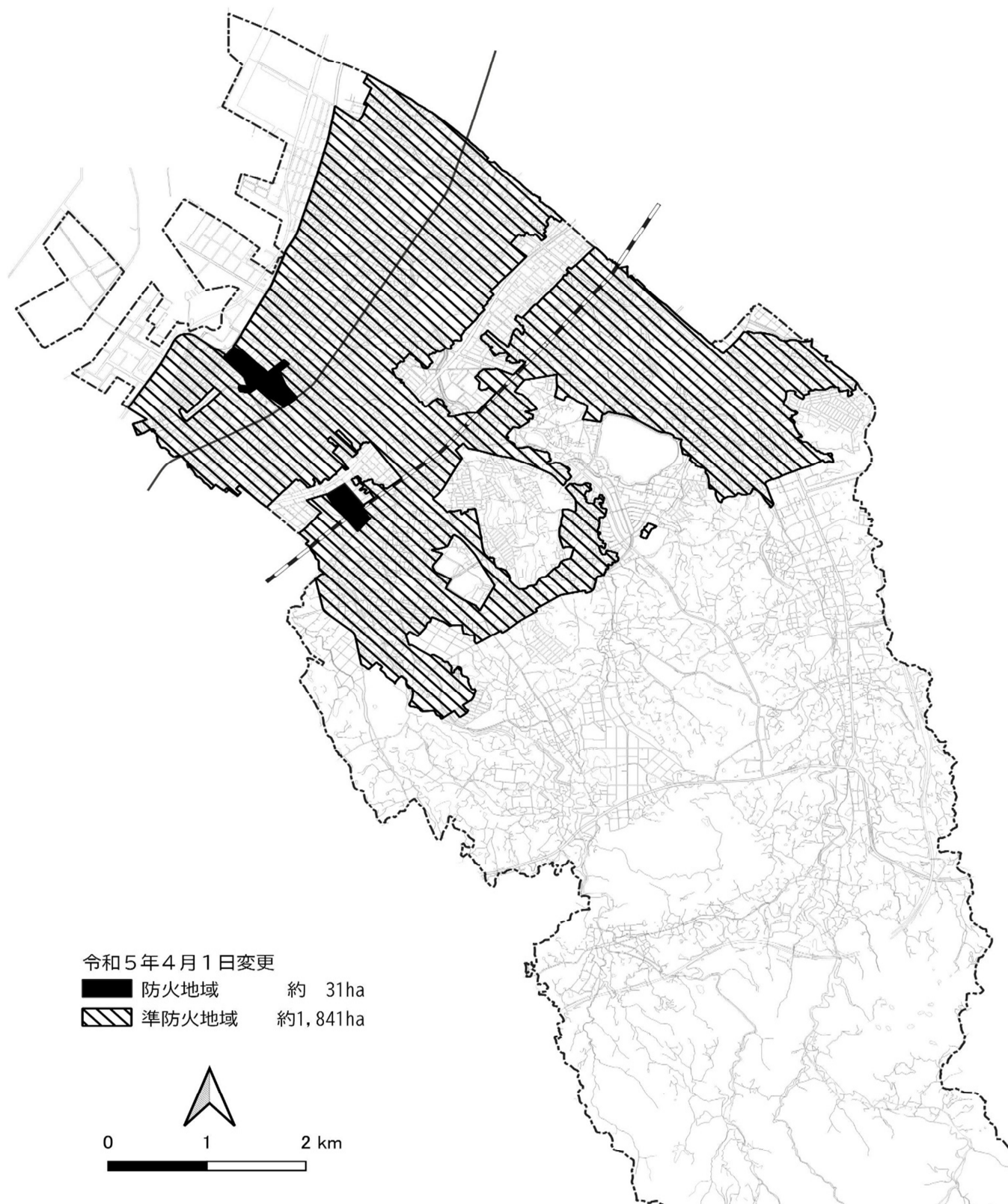
	協定名	協定相手方	協定日	協定内容
18	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	西日本電信電話(株) 大阪南支店	H24.10.16	非常用電話の設置及び利用・管理等(覚書)
19	瀬戸内・海路ネットワーク災害時相互応援に関する協定	瀬戸内・海路ネットワーク	H25.5.22	(1) 応急対策並びに応急復旧に必要な資機材及び物資の提供 (2) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣 (3) 医療機関への被災傷者等の受け入れ (4) 被災者への臨時的な居住施設の提供 (5) 前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項
20	災害時発生時におけるダンボール製品の調達に関する協定	Jボックス株式会社 セツカートン株式会社	H25.6.7	避難所の設営等において必要な物資の調達 ・ダンボール製簡易ベッド ・ダンボール製シート ・ダンボール製間仕切り ・その他乙の取扱商品
21	泉州各市 ごみ処理・し尿	泉州各市	H25.3.22	ごみ及びし尿の処理に関する相互応援
22	災害時における燃料供給等に関する協定	大阪府石油商業組合阪南支部岸和田地区会	H24.9.27	ガソリン、軽油、灯油等
23	泉州地域災害時相互応援協定	堺以南 泉州9市4町	H25.9.10	人的、物的相互応援
24	防災情報表示付き電柱広告に関する覚書	関電サービス(株)	H25.10.3	防災情報表示(標高、避難場所)付き公共電柱広告
25	減災を目的とした防災ARに関する協定	一般社団法人 全国防災共助協会	H26.6.1	防災ARシステムを用い、災害時にスマートフォンにより最寄りの避難場所へ誘導する情報を提供
26	災害時等の応援に関する申し合わせ	国土交通省近畿地方整備局	H26.7.23	緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の派遣のよる支援 ・被災状況調査 ・高度な技術指導 ・情報通信支援 ・応急対策、被害拡大防止対策支援
27	避難標識設置に関する協定	NPO都市環境標識協会他	H26.9.1	避難誘導のための標識を設置するにあたり、民間団体等からの協賛金を募って実施するもの
28	災害時における物資の緊急輸送に関する協定	大阪府トラック協会 泉州支部	H27.4.23	災害時の物資の緊急輸送に関し、迅速かつ円滑な輸送体制を確保することを目的とする
29	災害時における物資の供給協力等に関する協定	DCMダイキ株式会社	H27.10.1	災害時における生活物資の供給。 又、平常時は市が実施する防災啓発事業や防災訓練等への協力。
30	災害時における飲料水の提供に関する協定	株式会社伊藤園	H27.12.4	災害時における飲料水の提供。
31	河川監視カメラ使用に関する覚書	株式会社気象工学研究所	H28.4.18	河川の監視用カメラの設置。
32	災害時における燃料供給等に関する協定	三和エナジー株式会社	H28.8.8	災害時におけるガソリン、軽油、灯油、A重油等の供給
33	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン	H28.9.1	広域地図の供給
34	「岸和田市総合防災マップ」協働発行に関する協定	株式会社ゼンリン	H28.9.1	官民協働による防災マップの発行
35	災害時における応急対策業務に関する協定	株式会社泉州林業	H29.3.10	土木関係の公共施設の被災状況の把握に関する業務 倒木の除去等、市道等の機能復旧に関する業務
36	災害時における歯科医療救護についての協定書	岸和田市歯科医師会	H29.6.12	歯科医療救護に対する支援
37	災害時における医療救護についての協定書	岸和田市薬剤師会	H29.6.12	医療救護に対する支援
38	災害時における無人航空機による協力に関する協定	フォトメイト	H30.3.26	災害時における無人航空機(ドローン)による支援
39	災害時における災害情報等の放送に関する協定書	特定非営利活動法人ラヂオ岸和田	H30.3.27	災害情報(避難勧告・災害状況・食糧等の供給状況)の広報

	協定名	協定相手方	協定日	協定内容
40	大規模災害時における農業用水を活用した防災活動に関する協定	岸和田市神於山土地改良区 大阪府泉州農と緑の総合事務所	H30.4.27	農業用水を活用した防災活動による支援
42	災害廃棄物等の処理に関する基本協定書	大栄環境株式会社	H31.3.27	災害廃棄物等を速やかに処理するための支援
43	災害時における情報提供に関する協定書	大阪ガス株式会社	R1.6.1	都市ガス供給の復旧についての円滑な情報伝達に関する協力
44	災害廃棄物の処理等に関する協定	株式会社興徳クリーナー リマテック株式会社 共同企業体	R1.6.1	災害廃棄物等を速やかに処理するための支援
45	災害時における無人航空機による協力に関する協定書	一般社団法人南大阪ドローンスクール	R2.2.1	災害時における無人航空機（ドローン）による支援
54	災害時における電動車両等の支援に関する協定書	西日本三菱自動車販売株式会社 三菱自動車工業株式会社	R2.4.14	災害時における電動車両等の支援
55	災害時における物資の調達及び供給の協力に関する協定書	株式会社キンレイ	R2.4.17	災害時における食料の提供
56	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書	株式会社キナン	R2.7.1	災害時におけるレンタル機材の提供
57	災害時における仮設トイレの設置協力に関する協定書	丸長商事株式会社	R2.7.20	災害時における仮設トイレの設置協力
58	災害時における遺体安置等の協力に関する協定書	株式会社岸和田グランドホール	R2.7.22	災害時における遺体安置等の協力
59	災害時等における無人航空機の活用に関する協定書	株式会社岸和田グランドホール	R2.8.1	災害時における無人航空機（ドローン）による支援
60	災害救助犬の出勤に関する協定書	一般社団法人救犬ジャパン	R3.5.1	捜索救助活動、並びに防災啓発活動などにおける災害救助犬の出勤
61	災害時における災害復旧用オープンスペースに関する協定書	関西電力送配電株式会社 大阪支社	R3.5.1	地震、風水害その他の大規模災害発生時における災害復旧活動の用地等の提供
62	災害時における緊急交通路の確保および停電復旧に支障となる障害物等の移動等に関する覚書	関西電力送配電株式会社 大阪支社	R3.5.1	地震、風雪水害その他の災害が発生時における緊急交通路の確保、停電復旧に支障となる障害物の移動
63	災害時における物資供給に関する協定書	NPO法人 コメリ災害対策センター	R3.11.19	災害時における物資の供給
64	災害時における遺体安置等の協力に関する協定書	南海グリーンサポート株式会社	R3.12.24	災害時における遺体安置等の協力
65	災害発生時における物資供給に関する協定書	兼杉興業株式会社	R4.2.22	災害時における物資の供給に関する協定
66	災害発生時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定書	株式会社デベロップ	R4.3.16	災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定
67	緊急時における物資の供給等に関する協定書	株式会社ビバホーム	R4.3.23	緊急時における物資の供給に関する協定
68	緊急時における物資の供給等に関する協定書	いずみの農業協同組合	R4.5.1	緊急時における応援物資の一時集積場所の提供に関する協定
69	災害時の避難所における人的支援に関する協定書	大阪府東洋療法協同組合岸和田鍼灸 マッサージ師会	R4.7.1	避難所における鍼灸あん摩マッサージ指圧の施術及び療養上の相談に関する協定
70	災害時におけるグラウンドの使用に関する協定書	大阪府立岸和田高等学校	R4.7.22	大規模災害時における災害対応の活動拠点としてのグラウンド使用に関する協定
71	災害廃棄物等の処理に関する基本協定書	協同組合大阪再生資源業界近代化協 議会	R4.7.22	災害廃棄物等を速やかに処理するための支援に関する協定
72	災害時における応援物資の一時集積場所の提供に関する協定書	包近町内会	R4.9.20	災害時における応援物資の一時集積場所の提供に関する協定
73	災害時における物資取扱いの協力に関する協定書	藤浪倉庫株式会社 大阪府トラック協会泉州支部	R5.2.22	災害時における物資の集積、輸送に関する協定
74	災害ボランティアセンター設置・運営に係る岸和田市と岸和田市社会福祉協議会の相互支援に関する協定書	社会福祉法人 岸和田市社会福祉協議 会	R5.3.31	災害ボランティアセンターの設置・運営に係る相互協力に関する協定
75	災害時における被災者相談業務の実施に関する協定書	大阪司法書士会	R5.4.11	被災者支援のための相談業務に関する協定

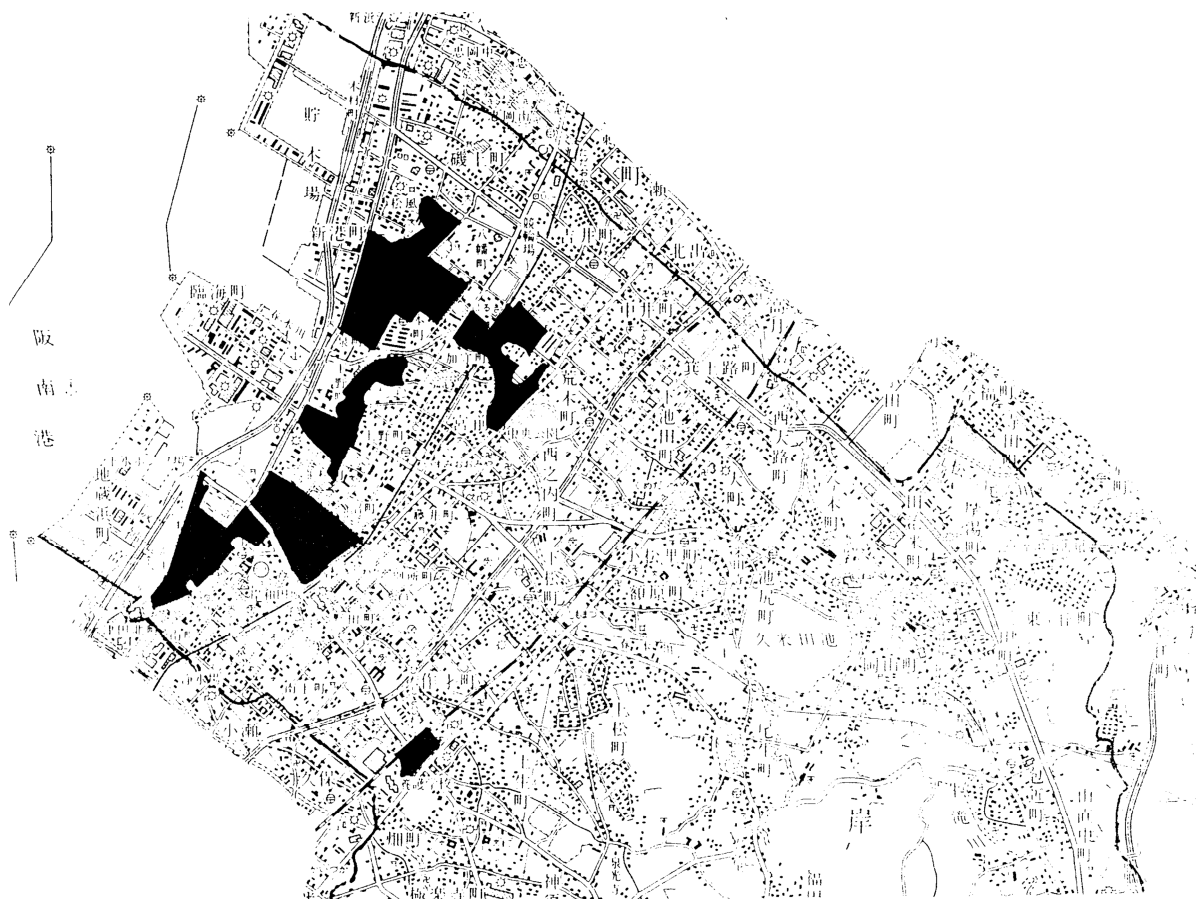
	協定名	協定相手方	協定日	協定内容
76	災害時における物資の供給に関する協定書	株式会社ほっかほっか亭総本部	R5.4.14	弁当類を中心とした食料品および物資の供給に関する協定
77	災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定書	太陽建機レンタル株式会社岸和田支店	R5.6.21	レンタル資機材の提供に関する協定
78	災害時における自動販売機飲料水の無償提供に関する協定書	ダイドードリンコ (株) 堺ヤクルト販売(株)	R6.2.22	大規模災害時に当該施設が避難所として利用される場合において、自動販売機内の飲料水の無償提供 (総合体育館)
79	災害時における物資調達に関する協定書	スギホールディングス (株)	R6.9.1	物資の供給
80	災害時における後方支援活動拠点の使用に関する協定書	大阪ガスネットワーク (株)	R6.10.1	災害復旧活動の用地等の提供
81	災害時における自動販売機飲料水の無償提供に関する協定書	(株) 山久	R7.2.5	大規模災害時に当該施設が避難所として利用される場合において、自動販売機内の飲料水の無償提供 (福祉総合センター)
82	災害時における自動販売機飲料水の無償提供に関する協定書	(株) 山久	R7.2.14	大規模災害時に当該施設が避難所として利用される場合において、自動販売機内の飲料水の無償提供 (桜台市民センター)
83	災害時における行政書士業務に関連する協力活動に関する協定書	大阪府行政書士会	R7.2.5	被災者支援のための行政書士会相談業務
84	災害時における自動販売機飲料水の無償提供に関する協定書	ダイドードリンコ (株)	R7.1.29	大規模災害時に当該施設が避難所として利用される場合において、自動販売機内の飲料水の無償提供 (八木市民センター)
85	災害時における自動販売機飲料水の無償提供に関する協定書	㈱ロイヤルティ	R7.2.13	大規模災害時に当該施設が避難所として利用される場合において、自動販売機内の飲料水の無償提供 (山直市民センター)
86	災害時における自動販売機飲料水の無償提供に関する協定書	㈱ロイヤルティ	R7.2.14	大規模災害時に当該施設が避難所として利用される場合において、自動販売機内の飲料水の無償提供 (市立公民館・中央校区公民館)
87	災害等による水道施設の復旧等における連携に関する協定書	大阪広域水道企業団	R7.4.1	災害等による水道施設の復旧等における連携
88	災害時における施設利用に関する協定書	近畿職業能力開発大学校	R7.8.18	災害時における各種団体の活動拠点や応援車両の駐車場所等の提供
89	大規模な災害時における遺体の安置・搬送等の協力に関する協定書	大阪葬祭事業協同組合	R7.8.20	災害時における葬祭用品の供給並びに遺体の安置及び搬送
90	災害時等における車両等の移動に関する協定書	エートス協同組合	R8.2.25	被災車両の移動・処理等の協力
91	災害時におけるキッチンカーによる炊き出し等の実施に関する協定書	一般社団法人 岸和田シティプロモーション推進協議会	R8.4.27	キッチンカーによる食事提供

## XIV 計画

### 防火地域及び準防火地域の指定範囲図



災害に強いすまいとまちづくり促進区域（整備済：東岸和田駅前）及び課題地域図



番号	地区名	町名	面積	地区概要
1	浜地区	大北町、中北町、大手町、紙屋町、中之浜町、大工町、中町、南町、堺町、魚屋町	約 30ha	大阪湾岸に位置し、古くから市街地が形成された地区
2	中央地区	宮本町、筋海町、五軒屋町、北町、沼町	約 35ha	本市の商業中心が紀州街道から中央商店街、さらには岸和田駅前通商店街へ移行するなかで、商業市街地として形成された地区
3	下野町地区	岸野町、下野町 1～5 丁目	約 23ha	紀州街道に面して商店が立地し、後背地に住宅が立地する形態で市街地が形成された地区
4	春木地区	春木中町、春木元町、春木泉町、春木北浜町、春木大国町、春木宮川町、春木宮本町、春木大小路町、春木南浜町	約 55ha	岸和田に対し、当該地区は西福寺を中心とした門前町と農漁業を中心とした集落により形成された地区
5	春木大宮地区	春木若松町、春木旭町、加守町 4 丁目	約 40ha	南海本線春木駅周辺に位置する地区であることから、鉄道開通を受けて市街地が形成された地区

※ 1～5の地区については課題地域のため、今後の調査検討によって地区の変更を行う場合があります。

## 災害時に安全を確保すべき建築物の分類

分 類		施設の役割（活動内容）	概 要	
I 類	災害応急対策活動に必要な施設	災害応急対策の指揮、情報伝達活動等を行う施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市役所（災害対策本部）</li> <li>・土木、港湾及び農林関係事務所</li> <li>・消防本部等</li> </ul>	
		救護施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者の救護、救助及び保護</li> <li>・救急医療活動</li> </ul>	
		避難所として位置づけられた施設（学校以外）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難者、被災者の受入れ等</li> </ul>	
		災害時要援護者のための施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時要援護者の収容等</li> </ul>	
II 類	学校教育施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難者、被災者の受入れ等</li> <li>・被災した幼児、児童、生徒、学生の応急教育の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園</li> <li>・小・中・高等学校など</li> </ul>	
III 類	多数の者が利用する施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の生命及び身体の安全確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共同住宅</li> <li>・図書館、体育館（避難所以外）</li> <li>・宿泊施設</li> <li>・競輪場など</li> </ul>	
IV 類	その他施設	危険物等の貯蔵・使用施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険物等の安全確保及び周辺地域への災害拡大防止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石油類、火薬、爆薬、高圧ガス、可燃性ガス、毒物等を取扱う建築物</li> </ul>
		自動車等駐車施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収容車や出入口の安全確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車庫・駐輪場など</li> </ul>
A. 構造上弱いと考えられる建築物		ピロティ形式の建築物など	・マンション・店舗など	
B. 重点区域における建築物		a. 木造住宅密集市街地	浜地区、中央地区、下野町地区、春木地区、春木大宮地区	
		b. 上記のⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ類の建築物が多く立地している地区		
		c. 緊急輸送路や避難路沿いの地区		

出典：岸和田市住宅・建築物耐震改修促進計画

## XV 法令

### 岸和田市防災会議条例

昭和 38 年 6 月 18 日条例第 20 号

[注] 平成 18 年 3 月から改正経過を注記した

改正 平成 12 年 3 月 21 日条例第 13 号 平成 18 年 3 月 23 日条例

第 21 号平成 24 年 9 月 13 日条例第 29 号

(趣旨)

**第 1 条** この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 16 条第 6 項の規定に基づき、岸和田市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

**第 2 条** 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 岸和田市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 本市の地域に係る防災に関する重要事項について、本市の地域の特性に応じた取組等を検討し、及び不断の見直しを行うこと。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務（会長及び委員）

**第 3 条** 防災会議は、会長及び委員 50 人以内で組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は次の各号に掲げる者の中から市長が委嘱し、又は任命する。
  - (1) 指定地方行政機関の職員
  - (2) 大阪府の知事の部内の職員
  - (3) 大阪府警察の警察官
  - (4) 教育長
  - (5) 消防長、消防団長及び水防団長
  - (6) 前 2 号に掲げるもののほか、本市の職員
  - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員
  - (8) 防災に関する学識経験を有する者又は法第 5 条第 2 項に規定する自主防災組織を構成する者
  - (9) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者
- 6 防災会議の委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

**第4条** 防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、大阪府の職員、市の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

**第5条** 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成 12 年 3 月 21 日条例第 13 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 18 年 3 月 23 日条例第 21 号)

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 24 年 9 月 13 日条例第 29 号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 岸和田市災害対策本部条例

昭和 38 年 6 月 18 日条例第 21 号

改正 平成 3 年 12 月 6 日条例第 32 号 平成 8 年 3 月 25 日条例第 16 号  
平成 24 年 9 月 13 日条例第 29 号

(趣旨)

**第 1 条** この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、岸和田市災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

**第 2 条** 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

(部)

**第 3 条** 災害対策本部長は、必要と認めるときは災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

**第 4 条** 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

**第 5 条** 前 3 条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成 3 年 12 月 6 日条例第 32 号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成 8 年 3 月 25 日条例第 16 号抄)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成 24 年 9 月 13 日条例第 29 号抄)

この条例は、公布の日から施行する。

## 岸和田市水防団条例

昭和 30 年 4 月 1 日条例第 7 号

改正 昭和 33 年 9 月 19 日条例第 15 号 昭和 35 年 5 月 17 日条例第 18 号  
昭和 43 年 3 月 30 日条例第 18 号 昭和 45 年 9 月 14 日条例第 45 号  
昭和 58 年 3 月 15 日条例第 8 号 平成 3 年 12 月 6 日条例第 32 号  
平成 11 年 6 月 15 日条例第 21 号 平成 23 年 3 月 4 日条例第 4 号

### (設置)

第 1 条 洪水又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、かつ、これによる被害を軽減し、その被害を最小限に止めるため、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 5 条の規定に基づき、本市に次のとおり水防団を設置する。

名称 岸和田市水防団

位置 岸和田市岸城町 7 番 1 号

管轄区域 岸和田市全域

### (任務)

第 2 条 水防団は、水防法第 2 条第 2 項による水防管理者である市長の所轄の下に行動しなければならない。

### (職務)

第 3 条 水防団員は、第 1 条の目的のため、出動するほか、その他の災害があるとき又はそれらの災害のおそれがあると認めるとき若しくは上司の命令があるときは、直ちに行動しなければならない。

### (組織)

第 4 条 水防団に水防団長（以下「団長」という。）、副団長、本団部長及び分団を置く。

2 分団の名称及び管轄区域は、別表のとおりとする。

3 本団（団長、副団長及び本団部長をいう。）は、分団を指揮監督する。

### (団長等)

第 5 条 団長は、水防団の事務を統轄し、水防団員を指揮監督する。

2 副団長は、団長を補佐し、団長に事故があるとき、又は団長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 団長及び副団長共に事故があるときは、団長があらかじめ定めた順序に従い、本団部長が団長の職務を代理する。

### (分団長等)

第 6 条 分団に分団長、副分団長、部長、班長及び団員を置く。

2 分団長は、上司の命を受け、分団の事務を掌理し、所属団員を指揮監督する。

3 副分団長は、分団長を補佐し、分団長に事故があるとき、又は分団長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 部長及び班長は、上司の命を受けて所属団員を指揮監督する。

(定員)

**第7条** 水防団員の定員は、310人として次の区分による。

団長 1人

副団長 4人

本団部長 5人

分団長 5人

副分団長 10人

その他の団員(部長、班長、団員) 285人

(任命)

**第8条** 団長、副団長、本団部長及び分団長は、市長が任命する。

2 前項に掲げる者以外の水防団員は、身体強健にして意志強固で水防団員に適する者の中から、分団長の推薦により市長の承認を得て団長がこれを任命する。

(文書簿冊)

**第9条** 水防団に次の文書簿冊を備え、整理しておかなければならない。

(1) 団員名簿

(2) 沿革誌

(3) 日誌

(4) その他必要と認める簿冊

(補則)

**第10条** 水防法第6条第2項の規定により条例で定める事項のうち、この条例で定める事項以外については、別に定める。

(委任)

**第11条** この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長の定めるところによる。

**附 則**

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 従前の消防団設置条例(昭和22年条例第23号)消防団員服務規律及び懲戒条例(昭和22年条例第25号)消防団給与条例(昭和22年条例第24号)消防団員公務災害補償条例(昭和27年条例第19号)は、この条例施行の日からこれを廃止する。

**附 則**(昭和33年9月19日条例第15

号) この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**(昭和35年5月17日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和35年4月1日から適用する。

**附 則**(昭和43年3月30日条例第18号)

1 この条例は、昭和43年4月1日から施行する。

2 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第12号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

**附 則**(昭和45年9月14日条例第45号抄)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 58 年 3 月 15 日条例第 8 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 3 年 12 月 6 日条例第 32 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 11 年 6 月 15 日条例第 21 号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 4 条の改正規定は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 4 日条例第 4 号）

この条例は、公布の日から施行する。

#### 別表（第 4 条関係）

名称	管轄区域
岸和田市水防団第 1 分団	中央小学校、城内小学校、浜小学校、朝陽小学校及び東光小学校の通学区域
岸和田市水防団第 2 分団	旭小学校、太田小学校、修斉小学校、天神山小学校及び東葛城小学校の通学区域
岸和田市水防団第 3 分団	八木小学校、八木北小学校、八木南小学校、常盤小学校及び光明小学校の通学区域
岸和田市水防団第 4 分団	山直北小学校、山直南小学校、城東小学校及び山滝小学校の通学区域
岸和田市水防団第 5 分団	春木小学校、大芝小学校、大宮小学校、城北小学校及び新条小学校の通学区域

## 岸和田市消防団の組織等に関する規則

平成 17 年 9 月 1 日規則第 46 号

改正 平成 18 年 9 月 4 日規則第 49 号 平成 21 年 11 月 6 日規則第 33 号  
平成 28 年 3 月 15 日規則第 8 号 平成 29 年 11 月 26 日規則第 51 号  
令和 6 年 3 月 28 日規則第 22 号

### (趣旨)

第 1 条 この規則は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 18 条第 2 項及び同法第 23 条第 2 項の規定に基づき、岸和田市消防団（以下「消防団」という。）の組織並びに消防団員の階級、訓練、礼式及び服制に関し必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第 2 条 消防団に本部及び分団を置く。

2 分団に班を置く。

3 本部の位置は岸和田市上松町三丁目 7 番 21 号（岸和田市消防本部内）とし、分団及び班の名称並びに管轄区域は別表第 1 のとおりとする。

### (階級)

第 3 条 消防団員の階級は、団長、副団長、分団長、班長及び団員とする。

### (団長及び副団長)

第 4 条 本部に団長及び副団長を置く。

2 団長は、消防団の事務を統轄し、消防団員を指揮監督する。

3 副団長は、団長を補佐し、団長に事故があるとき、又は団長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 団長及び副団長の任期は、2 年とする。ただし、再任することを妨げない。

### (分団長及び班長)

第 5 条 分団に分団長、班に班長及び団員を置く。

2 分団長は、上司の命を受け、分団の事務を掌理し、所属団員を指揮監督する。

3 班長は、上司の命を受けて所属団員を指揮監督する。

### (定員)

第 6 条 消防団員の配置別及び階級別の定員は、別表第 2 のとおりとする。

### (訓練及び礼式)

第 7 条 消防団員の訓練及び礼式は、消防訓練礼式の基準（昭和 40 年消防庁告示第 1 号）及び消防操法の基準（昭和 47 年消防庁告示第 2 号）による。

### (服制)

第 8 条 消防団員の服制は、消防団員服制基準（昭和 25 年国家公安委員会告示第 1 号）による。

2 消防団員に貸与する被服等は、別表第 3 のとおりとする。

### (設備及び資材の保管等)

第 9 条 消防団に必要な設備及び資材は、市長の承認を得て消防長がこれを配置する。

2 消防団に配置する設備及び資材は、団長が保管する。

3 設備又は資材をき損し、又は亡失したときは、団長は、その理由を付し、消防長を経由して市長に報告しなければならない。

4 団員が故意又は重大な過失により設備又は資材をき損し、又は亡失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(その他)

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附則(平成18年9月4日規則第49号)

この規則は、公布の日から施行する。

附則(平成21年11月6日規則第33号)

この規則は、平成21年11月7日から施行する。

附則(平成28年3月15日規則第8号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附則(平成29年11月26日規則第51号)

この規則は、公布の日から施行する。

附則(平成6年3月28日規則第22号)

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岸和田市消防団の組織等に関する規則(以下「旧規則」という。)別表第2第2項の表の葛城上分団の消防団員は、この規則による改正後の岸和田市消防団の組織等に関する規則(以下「新規則」という。)別表第2第2項の表の東葛城分団の消防団員とみなし、旧規則別表第2第2項の表の大沢分団の消防団員は、新規則別表第2第2項の表の山滝分団の消防団員とみなす。

別表第1（第2条関係）

分団の名称	班の名称	管轄区域
東葛城分団	第1班	河合町、上白原町、神於町、相川町及び塔原町
	第2班	
山滝分団	第1班	内畑町及び大沢町
	第2班	

別表第2（第6条関係）

## 1 本部

(単位：人)

団長	副団長	計
1	1	2

## 2 分団

(単位：人)

区分	分団長	班長	団員	計
東葛城分団	1	2	11	14
山滝分団	1	2	11	14

備考 団長は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、この表において定める東葛城上分団及び山滝分団の団員の員数の合計数の範囲内で、それぞれ東葛城分団及び山滝分団の団員の員数を増減させることができる。

別表第3（第8条関係）

## 貸与被服等の種類

品目	数量	備考
冬 制服（上下）	1	ベルト付き
夏 制服（上下）	1	ベルト付き
冬 制帽	1	
夏 制帽	1	
アポロキャップ	1	
活動服（上下）	1	ベルト付き
ネクタイ	1	
ゴム長靴	1	
安全靴	1	
保安帽	1	
雨衣	1	

## 備考

- この表に掲げる被服等以外に必要なものは、別に貸与する。
- 防火衣、火災現場用ヘルメット及び火災現場用長靴は、分団に貸与し、共用使用するものとする。

# 災害救助法の適用

## 1 災害救助基準

大阪府災害救助法施行細則

救助の種類		救助の程度及び方法	救助の期間
避難所及び応急仮設住宅の供与	避難所	<p>一 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。</p> <p>二 学校、公民館等既存建物を利用するのを原則とするが、これら適当な建物を得難いときは、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施する。</p> <p>三 設置のため支出することができる費用は、設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費（法第四条第二項の避難所については、建物の使用謝金及び光熱水費）とし、一人一日につき三百四十円以内とする。</p> <p>四 福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。）を設置した場合は、三の金額に、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。</p> <p>五 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館等宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。</p>	<p>法第四条第一項第一号の避難所については災害発生の日から七日以内、同条第二項の避難所については法第二条第二項の規定による救助を開始した日から災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日又は災害が発生し同条第一項の規定による救助を行う旨を同条第三項の規定により公示した日までの期間以内</p>
	応急仮設住宅	<p>住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者で、かつ、自らの資力では住家を得ることができないものに、次に掲げる住宅を供与する。</p> <p>一 建設型応急住宅（次に掲げる方法により建設して供与するものをいう。以下同じ。）</p> <p>イ 設置に当たっては、原則として、公有地を利用すること。ただし、適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することができる。</p> <p>ロ 一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、知事が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出することができる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、六百七十七万五千円以内とする。</p> <p>ハ 同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、五十戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置することができる。</p> <p>ニ 福祉仮設住宅（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第二項に規定する老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を要する二人以上のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置することができる。</p> <p>ホ 災害発生の日から二十日以内に着工し、速やかに設置する。</p> <p>ヘ 供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出することができる費用は、当該地域における実費とする。</p> <p>二 賃貸型応急住宅（次に掲げる方法により民間賃貸住宅を借上げて供与するものをいう。）</p> <p>イ 一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて一口に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出することができる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。</p> <p>ロ 災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならない。</p>	<p>完成の日から二年以内</p>

炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	炊き出しその他による食品の給与	<p>一 避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者（以下この項において「被災者」という。）に対して行う。</p> <p>二 被災者が直ちに食することができる現物による。</p> <p>三 支出することができる費用は、主食、副食、燃料等の経費とし、一人一日につき千二百三十円以内とする。</p>	災害発生の日から七日以内																																												
	飲料水の供給	<p>一 災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行う。</p> <p>二 支出することができる費用は、水の購入費並びに給水及び浄水に必要な機械及び器具の借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材の費用とし、当該地域における通常の実費とする。</p>	災害発生の日から七日以内																																												
被服、寝具その他生活必需品お給与又は貸与		<p>一 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼若しくは床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）又は全島避難等（一定の地域の全ての居住者等が避難等をするをいう。）により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、又は損傷したこと等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。</p> <p>二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。</p> <p>イ 被服、寝具及び身の回り品</p> <p>ロ 日用品</p> <p>ハ 炊事用具及び食器</p> <p>ニ 光熱材料</p> <p>三 支出することができる費用は、季別及び世帯区分により、一世帯につき次の表に掲げる額の範囲内とする。</p>	災害発生の日から十日以内																																												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">季別</th> <th colspan="6">世帯区分</th> </tr> <tr> <th>一人世帯</th> <th>二人世帯</th> <th>三人世帯</th> <th>四人世帯</th> <th>五人世帯</th> <th>六人以上一人増すごとに加算する額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯</td> <td>夏季</td> <td>19,200</td> <td>24,600</td> <td>36,500</td> <td>43,600</td> <td>55,200</td> <td>8,000</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>31,800</td> <td>41,100</td> <td>57,200</td> <td>66,900</td> <td>84,300</td> <td>11,600</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯</td> <td>夏季</td> <td>6,300</td> <td>8,400</td> <td>12,600</td> <td>15,400</td> <td>19,400</td> <td>2,700</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>10,100</td> <td>13,200</td> <td>18,800</td> <td>22,300</td> <td>28,100</td> <td>3,700</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 「夏季」とは四月一日から九月三十日までで災害が発生した場合をいい、「冬季」とは十月一日から翌年三月三十一日までで災害が発生した場合をいう。</p>	区分	季別	世帯区分						一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯	六人以上一人増すごとに加算する額	住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯	夏季	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000	冬季	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600	住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯	夏季	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700	冬季	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700	
区分	季別	世帯区分																																													
		一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯	六人以上一人増すごとに加算する額																																								
住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯	夏季	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000																																								
	冬季	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600																																								
住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯	夏季	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700																																								
	冬季	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700																																								

医療及び助産	医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 災害のため医療のみちを失った者に対して応急的に処置する。</li> <li>二 救護班によって行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、医師、薬剤師等の医療関係者又は施術者（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師若しくはきゆう師又は柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）に規定する柔道整復師をいう。以下同じ。）が、病院若しくは診療所又は施術所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律又は柔道整復師法に規定する施術所をいう。以下同じ。）において行うことができる。</li> <li>三 次の範囲内において行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 診療</li> <li>ロ 薬剤又は治療材料の支給</li> <li>ハ 処置、手術その他の治療及び施術</li> </ul> </li> <li>ニ 病院若しくは診療所又は施術所への収容</li> <li>ホ 看護</li> <li>四 支出することができる費用は、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 救護班による場合 使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費</li> <li>ロ 病院又は診療所による場合 国民健康保険の診療報酬の額以内</li> <li>ハ 施術所による場合 協定料金の額以内</li> </ul> </li> </ul>	災害発生の日から十四日以内
	助産	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 災害発生の日以前七日以内又は当該日以後七日以内に分べんした者であつて、災害のため助産のみちを失ったものに対して行う。</li> <li>二 次の範囲内において行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 分べんの介助</li> <li>ロ 分べん前及び分べん後の処置</li> <li>ハ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給</li> </ul> </li> <li>三 支出することができる費用は、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 救護班等による場合 使用した衛生材料等の実費</li> <li>ロ 助産師による場合 慣行料金の百分の八十以内の額</li> </ul> </li> </ul>	分べんした日から七日以内
被災者の救出		<ul style="list-style-type: none"> <li>一 災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出する。</li> <li>二 支出することができる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。</li> </ul>	災害発生の日から三日以内
被災した住宅の応急修理	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 災害のため住家が半壊し、半焼し、又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行う。</li> <li>二 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行う。</li> <li>三 支出することができる費用は、一世帯につき五万円以内とする。</li> </ul>	災害発生の日から十日以内
	日常生活に必要な最小限度の部分の修理	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 災害のため住家が半壊し、半焼し、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。</li> <li>二 居室、炊事場、便所等の日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行う。</li> <li>三 支出することができる費用は、一世帯につき次に掲げる額以内とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ ロに掲げる世帯以外の世帯 七十万六千円</li> <li>ロ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 三十四万三千円</li> </ul> </li> </ul>	災害発生の日から三月以内（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十三条の三第一項に規定する特定災害対策本部、同法第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部又は同法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、六月以内）

<p>生業に必要な資金の貸与</p>	<p>一 住家が全壊し、全焼し、又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行う。  二 生業を営むために必要な機械、器具、資材等を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与する。  三 貸与することができる金額は、次の額以内とする。  イ 生業費 一件につき三万円  ロ 就職支度費 一件につき一万五千元  四 貸与期間は二年以内で、利子は無利子とする。</p>	<p>災害発生の日から一月以内</p>
<p>学用品の給与</p>	<p>一 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失、損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校の児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校の生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等の生徒等（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、専修学校及び各種学校の生徒並びに高等専門学校の学生をいう。以下同じ。）に対して行う。  二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行う。  イ 教科書  ロ 文房具  ハ 通学用品  三 支出することができる費用は、次の額以内とする。  イ 教科書代  （1）小学校の児童及び中学校の生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）第二条第一項に規定する教科書及び当該教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費  （2）高等学校等の生徒等 正規の授業で使用する教材を給与するための実費  ロ 文房具費及び通学用品費  （1）小学校の児童 一人につき 四千八百円  （2）中学校の生徒 一人につき 五千円  （3）高等学校等の生徒等 一人につき 五千六百元</p>	<p>災害発生の日から、教科書については一月以内、その他の学用品については十五日以内</p>
<p>埋葬</p>	<p>一 災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行う。  二 次の範囲内において、原則として棺又は棺材等の現物をもって行う。  イ 棺（附属品を含む。）  ロ 埋葬及び火葬（賃金職員等雇上費を含む。）  ハ 骨つぼ及び骨箱  三 支出することができる費用は、一体につき大人二十一万九千円以内、小人十七万五千二百円以内とする。</p>	<p>災害発生の日から十日以内</p>
<p>死体の捜索</p>	<p>一 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。  二 支出することができる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。</p>	<p>災害発生の日から十日以内</p>
<p>死体の処理</p>	<p>一 災害の際死亡した者について、死体に関する処理を行う。  二 次の範囲内において行う。  イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置  ロ 検案  ハ 死体の一時保存  三 検案は、原則として救護班によって行う。  四 支出することができる費用は、次のとおりとする。  イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用  一体につき 三千五百円以内  ロ 死体の一時保存のための費用  （1）既存建物を利用する場合 当該施設の借上費について通常の実費  （2）既存建物を利用することができない場合 一体につき 五千五百円以内  （3）ドライアイスの購入費等の経費が必要な場合 当該地域における通常の実費を加算することができる。  ハ 救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内</p>	<p>災害発生の日から十日以内</p>

<p>災害によって住居又はその周辺に運ばれた障害物の除去</p>	<p>一 居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため、一時的に居住することができない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行う。  二 支出することができる費用は、各市町村の区域において要したロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、障害物の除去を行った当該市町村の区域内の一世帯につき平均が十三万八千七百円以内とする。</p>	<p>災害発生の日から十日以内</p>
<p>救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費</p>	<p>一 次の範囲内において行う。  イ 被災者（法第四条第二項の救助にあつては、避難者）の避難に係る支援  ロ 医療及び助産  ハ 被災者の救出  ニ 飲料水の供給  ホ 死体の捜索  ヘ 死体の処理  ト 救助用物資の整理配分  二 支出することができる費用は、当該地域における通常の実費とする。</p>	<p>当該救助の実施が認められる期間以内</p>

備考 救助の期間については、やむを得ない特別の事情のあるときは、延長することがある。

## 激甚災害及び局地激甚災害指定基準

### 1. 激甚災害指定基準

激甚災害に対処するための特別の財政援助等の措置を行う必要がある災害の指定基準  
(昭和 37 年 12 月 7 日、中央防災会議決定指定基準)

激甚災害指定基準	適用すべき措置
<p>激甚法2章（公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>（A基準） 事業費査定見込額＞全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の0.5</p> <p>（B基準） 事業費査定見込額＞全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の0.2</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 都道府県負担事業の事業費査定見込額＞当該都道府県の当該年度の標準税収入総額×100分の25</li> <li>2 一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込額＞当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の5</li> </ol>
<p>激甚法5条（農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>（A基準） 事業費査定見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.5</p> <p>（B基準） 事業費査定見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.15</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 一の都道府県内の事業費査定見込額＞当該都道府県の当該年度の農業所得推定額×100分の4</li> <li>2 一の都道府県内の事業費査定見込額＞10億円</li> </ol>
<p>激甚法6条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）</p>	<p>次の1又は2の要件に該当する災害。ただし、当該施設に係る被害見込額 5,000 万円以下と認められる場合は除外</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 激甚法5条の措置が適用される激甚災害</li> <li>2 農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得額推定×100分の1.5 であることにより激甚法8条の措置が適用される激甚災害</li> </ol>
<p>激甚法8条（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害。ただし、災害の状態によりその必要なしと認められるものは除外。</p> <p>（A基準） 農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.5</p> <p>（B基準） 農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.15</p> <p>かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの一の都道府県内の当該災害に係る特別被害農業者数＞当該都道府県内の農業を主業とする者の数×100分の3</p>

激甚災害指定基準	適用すべき措置
<p>激甚法 11 条の 2 (森林災害復旧事業に対する補助)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害  (A 基準)  林業被害見込額 (樹木に係るものに限る。以下同じ。)  &gt; 当該年度の全国生産林業所得 (木材生産部門) 推定額  × 100 分の 5  (B 基準)  林業被害見込額 &gt; 当該年度の全国生産林業所得 (木材生産部門) 推定額 × 100 分の 1.5  かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1 以上あるもの  1 一の都道府県内の林業被害見込額 &gt; 当該都道府県の当該年度の生産林業所得 (木材生産部門) 推定額 × 100 分の 60  2 一の都道府県内の林業被害見込額 &gt; 当該年度の全国生産林業所得 (木材生産部門) 推定額 × 100 分の 1</p>
<p>激甚法 12 条、13 条、15 条 (中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害  (A 基準)  中小企業関係被害額 &gt; 当該年度の全国中小企業所得推定額 (第 2 次産業および第 3 次産業国民所得 × 中小企業付加価値率 × 中小企業販売率の推計。以下同じ。) × 100 分の 0.2  (B 基準)  中小企業関係被害額 &gt; 当該年度の全国中小企業所得推定額 × 100 分の 0.06  かつ、次の要件に該当する都道府県が 1 以上あるもの  一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額 &gt; 当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額 × 100 分の 2  ただし、火災の場合または激甚法 12 条の適用がある場合の全国中小企業所得推定額に対する中小企業関係被害額の割合は、被害の実情に応じ特例措置が講ぜられることがある。</p>
<p>激甚法 16 条 (効率社会教育施設災害復旧事業に対する補助)、17 条、18 条 (私立学校施設災害復旧事業の補助等)、19 条 (市町村施行の感染症予防事業に関する負担の特例)</p>	<p>激甚法 2 章の措置が適用される激甚災害。ただし、当該施設に係る被害または当該事業量が軽微であると認められる場合は除外</p>
<p>激甚法 22 条 (罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例)</p>	<p>次のいずれかに該当する被害  (A 基準)  滅失住宅戸数 &gt; 被災地全域で 4,000 戸  (B 基準)  (1) 滅失住宅戸数 &gt; 被災地全域で 2,000 戸かつ、次のいずれかに該当するもの  1 一市町村の区域内で 200 戸以上  2 その区域内の住宅戸数の 10% 以上  (2) 滅失住宅戸数 &gt; 被災地全域で 1,200 戸かつ、次のいずれかに該当するもの  1 一市町村の区域内で 400 戸以上  2 その区域内の住宅戸数の 20% 以上  ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害の実情に応じた特例的措置が講ぜられることがある。</p>
<p>激甚法 24 条 (公共土木施設、農地及び農業施設等の小災害に係る地方債の元利補給等)</p>	<p>1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については激甚法 2 章の措置が適用される災害  2 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については激甚法 5 条の措置が適用される災害</p>
<p>上記以外の措置</p>	<p>災害発生のごと被害の実情に応じ個別に考慮</p>

## 2. 局地激甚災害指定基準

災害を市町村段階の被害の規模でとらえ、その被害の深度の深い災害について、激甚災害として指定する場合の指定基準（昭和 43 年 11 月 22 日、中央防災会議決定指定基準）

局地激甚災害指定基準	適用すべき措置
<p>（公共施設災害関係）            (1) 当該市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第 3 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 14 号までに掲げる事業をいう。）の査定事業費の額が当該市町村の当該年度の標準税収入の 50% を超える市町村（当該査定事業費の額が 1,000 万円未満のものを除く。）が 1 以上ある災害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該査定事業費の額を合算した額がおおむね 1 億円未満である場合を除く。</p>	<p>1 激甚法第 3 条 1 項各号に掲げる事業のうち、左の市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び激甚法 4 条 5 項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて激甚法 2 章の措置            2 左の市町村が当該災害につき発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害復旧事業費に係る地方債について激甚法 24 条 1 項、3 項および 4 項の措置</p>
<p>（農地、農業用施設等災害関係）            (2) 当該市町村の区域内における当該災害に係る農地等の災害復旧事業（法第 5 条第 1 項に規定する農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業をいう。）に要する経費の額が当該市町村に係る当該年度の農業所得推定額の 10% を超える市町村（当該経費の額が 1,000 万円未満のものを除く。）が 1 以上ある災害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該経費の額を合算した額がおおむね 5,000 万円未満である場合を除く。</p>	<p>1 左の市町村の区域内で左の市町村等が施行する当該災害復旧事業に係る激甚法 5 条、6 条の措置            2 左の市町村が当該災害につき発行を許可された農地、農業用施設及び林道の小災害復旧事業に係る地方債について激甚法 24 条 2 項から第 4 項までの措置</p>
<p>（林業災害関係）            (3) 当該市町村の区域内における当該災害に係る林業被害報告見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）が当該市町村に係る当該(3)年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の 1.5 倍を超え（当該林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね 0.05% 未満のものを除く。）、かつ、大火による災害にあっては、その災害に係る要復旧見込面積が、おおむね 300ha を超える市町村、その他の災害にあっては、その災害に係る要復旧見込面積が当該市町村の私有林面積（人工に係るものに限る。）のおおむね 25% を超える市町村が 1 以上ある災害。</p>	<p>左の市町村の区域内で左の市町村等が施行する森林災害復旧事業に係る激甚法 11 条の 2 の措置</p>
<p>（中小企業施設災害関係）            (4) 当該市町村の区域内における当該災害に係る中小企業関係被害額が当該市町村に係る当該年度の中小企業所得推定額の 10% を超える市町村（当該被害額が 1,000 万円未満のものを除く。）が 1 以上ある災害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該被害額を合算した額がおおむね 5,000 万円未満である場合を除く。</p>	<p>左の市町村の区域内で中小企業が必要とする当該災害復旧資金等に係る激甚法 12 条、13 条および 15 条の措置</p>

被害認定統一基準

被害種類	被害認定統一基準（H13. 6. 28 内閣府政策統括官通知）
死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。（H13. 6. 28 内閣府政策統括官通知）
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。（H13. 6. 28 内閣府政策統括官通知）
重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みの者とする。（H13. 6. 28 内閣府政策統括官通知）
住家全壊 （全焼・全流出）	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。（災害に係る住家の被害認定基準運用指針【令和2年3月】）
住家半壊 （半焼）	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。（災害に係る住家の被害認定基準運用指針【令和2年3月】）
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。（災害に係る住家の被害認定基準運用指針【令和2年3月】）
中規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。（令和2年12月4日付け府政防1746号「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について」）
半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上30%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。（災害に係る住家の被害認定基準運用指針【令和2年3月】）
一部損壊 （準半壊）	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。（災害に係る住家の被害認定基準運用指針【令和2年3月】）
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。（H13. 6. 28 内閣府政策統括官通知）
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。（H13. 6. 28 内閣府政策統括官通知）

（注）

- （1） 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- （2） 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- （3） 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む

## 災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金の概要

### 1 災害弔慰金の支給について

- (1) 実施主体 市町村（特別区を含む）
- (2) 対象災害 自然災害
  - 1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害
  - 都道府県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害
  - 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害
  - 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害
- (3) 受給遺族 ア. 配偶者、子、父母、孫、祖父母  
イ. 死亡した者の死亡当時における兄妹姉妹  
(死亡した者の死亡当時その者と同じく同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)
- (4) 支給額 ア. 生計維持者が死亡した場合 500万円  
イ. その他の者が死亡した場合 250万円
- (5) 費用負担 国 1/2 都道府県 1/4 市町村 1/4

### 2 災害障害見舞金の支給について

- (1) 実施主体 1に同じ
- (2) 対象災害 1に同じ
- (3) 受給者 (2)により重度の障害（両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等）を受けた者
- (4) 支給額 ア. 生計維持者 250万円  
イ. その他 125万円
- (5) 費用負担 1に同じ

### 3 災害援護資金の支給について

- (1) 実施主体 市町村
- (2) 対象災害 都道府県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害
- (3) 受給者 (2)により負傷又は住居、家財に被害を受けた者
- (4) 貸付限度額 350万円

① 世帯主の1ヵ月以上の負傷	150万円	} 250万円	} 270万円 (350)	} 350万円
② 家財の1/3以上の損害	150万円			
③ 住居の半壊	170万円 (250)			
④ 住居の全壊	250万円 (350)			
⑤ 住居の全体が滅失若しくは 流失	350万円			

(注) 被災した住居を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるをえない場合等特別の事情がある場合は( )内の額

#### (5) 所得制限

世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額
ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1270万円とする。	

- (6) 利率 年3%(据置期間中は無利子)
- (7) 据置期間 3年(特別の場合5年)
- (8) 償還期間 10年(据置期間を含む)
- (9) 償還方法 年賦又は半年賦
- (10) 貸付原資負担 国 2/3 都道府県・指定都市 1/3

## 岸和田市災害見舞金交付要綱の概要

### (目的)

災害により被害を受けた者及び被災世帯に対し、見舞金を交付するための基準を定めるものとする。

### (交付対象)

居住の地域	支給対象
市内に居住する住家または市内に居住する者が被害を被った場合	災害のため、住家が全焼、半焼、全壊、半壊、流失、床上浸水、土砂堆積、消化活動による水汚損又は火災のばい煙による汚損により、一時的に居住することができない状態となった世帯
	災害のため、世帯に属する者が死亡、行方不明又は14日以上入院治療を要する負傷者
	その他、上記に準ずると認められる場合

ただし、災害弔慰金の支給等に関する条例による支給対象となる場合は適用しない。

### (見舞金の支給額)

#### 住家被害に対する見舞金

区 分	金 額	備 考
全焼・全壊・流失により被害を受けた世帯 1 世帯につき	300,000 円	世帯とは、生活をひとつにしている実際の生活単位をいう
半焼・半壊により被害を受けた世帯 1 世帯につき	150,000 円	
床上浸水等により被害を受けた世帯 1 世帯につき	15,000 円	

#### 人的被害に対する弔慰金並びに見舞金

区 分	金 額	備 考
死 亡	300,000 円	世帯主が死亡した場合の弔慰金は葬儀を行う者に交付する。
負 傷 者	25,000 円	14 日以上入院治療を要する状態

## 岸和田市災害遺児見舞金支給要綱の概要

### (目的)

この要綱は、災害によって親権者等の一方または、両方が死亡した児童について、市が災害遺児見舞金を支給することにより、遺児の健全な育成及び福祉の増進を図ることを目的とする。

### (見舞金の支給額)

見舞金の額は次のとおりである。

支給対象者	支給額
親権者等の一方が災害によって死亡した遺児	1 人につき 250,000 円
親権者等の両方が災害によって死亡した遺児	1 人につき 500,000 円

ただし、災害弔慰金の支給等に関する条例による支給対象となる場合は適用しない。

## 大阪府災害救助用食料緊急引渡要領

### (趣旨)

第1 この要領は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）（以下「基本要領」という。）、「災害救助用米穀の保管及び供給等の協力に関する協定」（令和元年11月11日）（以下「精米基本協定」という。）に基づき、災害救助法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）が発動された場合における政府所有の米穀、米穀販売事業者所有の精米（以下「災害救助用食料」という。）の緊急引渡について、必要な事項を定める。

### (緊急引渡を行う場合)

第2 この要領に定める災害救助用食料の引渡しは、災害救助法又は国民保護法が発動された場合において、当該災害地を管轄する市町村長から被災者及び災害救助従事者に対する食料の緊急引渡しの要請があり、知事が救助食料の引渡しを決定した場合に実施する。

### (引渡品目)

第3 緊急引渡しを行う品目は米穀（精米又は玄米）とする。

### (引渡数量)

第4 緊急引渡を行う数量は、次表のとおりとする。

区分	品目
被災者供給用	米穀 精米1人1食当たり200g 又は 玄米1人1食当たり220g
災害救助従事者供給用	米穀 精米1人1食当たり300g 又は 玄米1人1食当たり330g

### (引渡手続)

第5 災害救助用食料の緊急引渡しの手続きは、次のとおりとする。

#### 1. 知事と市町村長の連絡ができる場合

① 市町村長は知事に災害救助用食料の引渡要請を事前に行うとともに、災害救助用食料緊急引渡申請書（様式第1号）を提出する。

ただし、申請書を提出する時間的余裕がないときは、電話等により申請することができる。この場合、事後、速やかに所定の手続きを行うものとする。

② 知事は、市町村長の申請に基づき引渡数量を決定し、米穀販売事業者の倉庫の所在地と被災市町村との距離、倉庫の在庫数量等を勘案したうえで、米穀販売事業者がその引渡数量を十分に供給できる場合には③、十分に供給できない場合には併せて④の手続きを行うものとする。

③ 米穀販売事業者が十分に供給できる場合

ア 知事は、米穀販売事業者の中から精米の供給を行う業者（以下「供給業者」という。）を選定し、災害救助用食料（精米）供給要請書（様式第2号）により精米の供給要請を行う。

ただし、申請書を提出する時間的余裕がないときは、電話等により申請することができる。この場合、事後、速やかに所定の手続きを行うものとする。

この際に知事は、供給業者以外の米穀販売事業者に対しても、電話等により連絡を行い、いつでも対応できる体制を取るよう要請するものとする。

イ 知事の要請を受けた供給業者は、知事が指定する場所へ精米を輸送し、市町村長へ納品書と併せて引渡しを行う。この時、供給業者が輸送手段を確保できない場合は、知事がこれを斡旋するものとする。

ウ 市町村長は、精米の受領後、速やかに供給業者へ災害救助用食料（精米）受領書（様式第3号）を1部提出する。

エ 市町村長は、災害救助用食料（精米）受領報告書（様式第4号）に災害救助用食料（精米）受領書（様式第3号）及び納品書の原本を添えて、速やかに知事に1部提出し、納品書の写しについては市町村長において保管するものとする。

④ 米穀販売事業者が十分に供給できない場合

ア 知事は、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）に対し、政府所有米穀の引渡しに関し電話等により連絡し、その後速やかに災害救助用米穀の引渡要請書（様式第5号）を提出する。

イ 農産局長は、アの要請を受け、政府所有米穀の販売等業務を実施する民間事業者（以下「受託事業者」という。）及び知事と連絡調整を行い、供給する災害救助用米穀及び引渡方法を決定する。

ウ 知事は、農産局長と政府所有主要米穀売買契約書（基本要領様式4-24）により契約を締結する。

エ 農産局長は、ウの売買契約の締結後、速やかに受託事業者に対し知事又は知事が指定した者（以下「指定引取人」という。）に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。

オ 知事又は指定引取人は、災害救助用米穀の受領後、速やかに受託事業者が発行する引渡通知書（仮称）と引換えに災害救助用食料（米穀）受領書（様式第6号）を提出し、必要に応じて米穀販売事業者に対し災害救助用米穀のとう精を要請する。

カ 市町村長は、災害救助用米穀の受領後、速やかに知事又は指定引取人へ災害救助用食料（米穀）受領書（様式第6号）を1部提出する。

キ 指定引取人からの引渡しを受けた市町村長は、災害救助用食料（米穀）受領報告書（様式第7号）に災害救助用食料（米穀）受領書（様式第6号）及び納品書の原本を添えて、速やかに知事に1部提出し、納品書の写しについては市町村長において保管するものとする。

2. 交通、通信の途絶等のため知事と市町村長の連絡がつかない場合

① 市町村長は、農産局長に対し、引渡しを電話等で要請のうえ、連絡のつき次第、知事にその旨連絡することとする。

② 知事は、①の連絡を受けた後、1の②以降により、災害救助用食料の引渡しの手続を行う。

（買受手続等）

第6 知事は、市町村長が第5の1の(1)の③及び2により災害救助用食料を受領したときは、精米基本協定第8条第1項の規定に基づき価格の決定を速やかに行うものとする。

（代金納付）

第7 知事は、第5の1の③及び2による災害救助用食料を受領した場合は、精米基本協定第8条に基づく請求があった日から起算して30日以内に供給業者に、第5の1の④による災害救助用食料を受領した場合は、基本要領様式4-24第3条の規定に基づき農産局長に、それぞれ納付するものとする。

附 則

1 この要領は平成2年4月1日から施行する。

2 災害時における米穀及び乾パンの応急配給要領（昭和59年9月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要領は平成6年8月4日から施行する。

附 則

この要領は平成9年4月1日から施行する。

- 附 則  
この要領は平成10年4月1日から施行する。
- 附 則  
この要領は平成15年7月1日から施行する。
- 附 則  
この要領は平成18年10月2日から施行する。
- 附 則  
この要領は平成19年5月1日から施行する。
- 附 則  
この要領は平成22年6月3日から施行する。
- 附 則  
この要領は平成23年5月1日から施行する。
- 附 則  
この要領は平成23年12月1日から施行する。
- 附 則  
この要領は平成27年12月1日から施行する。
- 附 則  
この要領は令和2年1月1日から施行する。
- 附 則  
この要領は令和3年4月21日から施行する。
- 附 則  
この要領は令和3年10月27日から施行する。
- 附 則  
この要領は令和6年9月1日から施行する。

## XVI 様式

### 自衛隊災害派遣

#### 1 「派遣要請書」様式

	文書番号 年 月 日
大阪府知事 様	岸和田市長
自衛隊の災害派遣要請について	
災害対策基本法第 68 条の 2 の規定により、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を 要求します。	
記	
1. 災害の情况及び派遣要請を要求する事由	
2. 派遣を希望する期間	
3. 派遣を希望する区域及び活動内容	
4. その他参考となるべき事項	

#### 「撤収要請書」様式

	文書番号 年 月 日
大阪府知事 様	岸和田市長
自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について	
災害対策基本法第 68 条の 2 の規定により要求した自衛隊の災害派遣要請について、 下記のとおり撤収要請を依頼します。	
記	
1. 撤収要請の要求日時	
2. 派遣された部隊	
3. 撤収要請を要求する事由	
4. その他参考となるべき事項	

罹災証明様式

(整理番号) \_\_\_\_\_

年 月 日

**罹災届出申請兼証明書**

岸和田市長 宛

以下のとおり申請します。

申請者  (証明を必要とされる方)	住 所	〒 -
	送付先住所	<input type="checkbox"/> 同上 (住所が異なる場合) 〒 -
	氏 名	
	電話番号	( )
	提出者	<input type="checkbox"/> 申請者 <input type="checkbox"/> 市内同居親族(氏名) _____ <input type="checkbox"/> 代理人 ※上記以外による申請の場合は委任状を添付してください。
罹災物件	所在地	岸和田市
罹災届出内容	罹災日	年 月 日
	原因	年 月 日の による
	被害程度	(具体的に)
交付枚数等	提出先	<input type="checkbox"/> 被災者支援制度手続き <input type="checkbox"/> 保険請求 <input type="checkbox"/> 税控除 <input type="checkbox"/> その他 ( )
	必要部数	部

上記のとおり、届出があったことを証明します。

但し、この証明は、災害救助の一環として、本市へ災害に係る被害について、届出を行った事実について証明するもので、被害の程度や被害と災害の因果関係を証明するものではありません。

年 月 日

岸和田市長

被害状況判定基準

被害区分		判定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち一カ月以上の治療を要する見込みのものとする。
	軽傷者	当該災害により医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち一カ月未満で治療できる見込みのものとする。
住家の被害	住家	現実に居住のため、使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟数	建造物の単位で1つの建築物をいう。 主屋より延べ面積の小さい付属物が付着している場合（同一棟でなくとも同じ宅地内にあるもので非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場）同一棟とみなす。
	世帯	生計を1つにしている実際の生活単位をいう。 例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子夫婦であっても生活が別であれば分けて扱うものとする。
	住家全壊 （全焼・全流失）	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のものまたは住家お主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表わし、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	住家半壊 （半焼）	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できるも程度のもので、具体的には損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度の小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したものと及び全壊、半壊には該当しないが土砂、竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家被害	非住家	住家以外の建物で、他の被害区分に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用または、公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	非住家被害	全壊または半壊の被害を受けたもののみ記入するものとする。
田畑の被害	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、または砂利等のたい積のため耕作が不能となったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失・埋没 畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
その他の被害	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	病院	医療法第1条に規定する患者20人以上の収容施設を有する病院とする。
	道路	道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち橋梁を除いたものとする。
	橋梁	道路を連結するために河川、運河等の上に仮設された橋とする。

その他の被害

河川	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸水利、床上その他の施設もしくは沿岸を保全するために防衛することを必要とする河岸とする。
港湾	港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、または港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
砂防	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準拠される天然の河岸とする。
清掃施設	ごみ処理及び屎尿処理施設とする。
崖崩れ	山及び崖崩れのうち、人家、道路等に影響を及ぼすものとする。
鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
被害船舶	ろ、かいのみをもって運行する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
り災世帯	災害により全壊、半壊及び床下浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生活を一にしている世帯とする。
り災者	り災世帯の構成員とする。
火災発生	地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。
公立文教施設	公立の文教施設とする。
農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には農地農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁官、公民館、児童館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。
公共施設被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他公共施設の被害を受けた市町村とする。
農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
商工被害	建物以外商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

（注）

- （1）住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- （2）損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- （3）主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

応急被害状況報告様式

「第4号様式(その1)災害概況即報」様式

第4号様式(その1)

(災害概況即報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
報告者氏名	
報告日時	年 月 日 時 分
都道府県市町村 (消防本部)	
報告者氏名	

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所							発生日時	年 月 日 時 分					
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷者		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		うち 災害関連死者		人			人		半壊		棟	床下浸水		棟
		不明		人	軽傷者		人		一部破損		棟	未分類		棟
	119番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)				(市町村)							
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)											
	自衛隊派遣要請の状況													
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策													

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

「第 4 号様式（その 2）被害状況即報」様式

第4号様式（その2）

（被害状況即報）

市町村名				区 分		被 害	
災害名 ・ 報告番号	災 害 名			田	流失・埋没	h a	
	第 報				冠水	h a	
報告者名		( 月 日 時現在)			畑	流失・埋没	h a
				冠水		h a	
区 分		被 害		学	校	箇所	
区 分		被 害		病	院	箇所	
区 分		被 害		道	路	箇所	
区 分		被 害		橋	り よ う	箇所	
区 分		被 害		河	川	箇所	
区 分		被 害		港	湾	箇所	
区 分		被 害		砂	防	箇所	
区 分		被 害		清 掃 施 設		箇所	
区 分		被 害		崖	く ず れ	箇所	
区 分		被 害		鉄 道 不 通		箇所	
区 分		被 害		被 害 船 舶 隻			
区 分		被 害		水	道 戸		
区 分		被 害		電	話 回線		
区 分		被 害		電	気 戸		
区 分		被 害		ガ	ス 戸		
区 分		被 害		ブ ロ ッ ク 塀 等		箇所	
区 分		被 害					
区 分		被 害		り 災 世 帯 数	世帯		
区 分		被 害		り 災 者 数	人		
区 分		被 害		火 災 発 生	建 物 件		
区 分		被 害		危 険 物 件			
区 分		被 害		そ の 他 件			
人的被害	死 者	人					
	うち 災害関連死者	人					
人的被害	行 方 不 明 者	人					
	負 傷 者	重 傷 人					
人的被害	負 傷 者	軽 傷 人					
	全 壊	棟					
住 家 被 害	全 壊	世帯					
	全 壊	人					
住 家 被 害	半 壊	棟					
	半 壊	世帯					
住 家 被 害	半 壊	人					
	一 部 破 損	棟					
住 家 被 害	一 部 破 損	世帯					
	一 部 破 損	人					
住 家 被 害	床 上 浸 水	棟					
	床 上 浸 水	世帯					
住 家 被 害	床 上 浸 水	人					
	床 上 浸 水	棟					
住 家 被 害	床 上 浸 水	世帯					
	床 上 浸 水	人					
住 家 被 害	床 下 浸 水	棟					
	床 下 浸 水	世帯					
住 家 被 害	床 下 浸 水	人					
	床 下 浸 水	棟					
非 住 家	公 共 の 建 物	棟					
	そ の 他	棟					

区分		被 害	災 等 害 の 対 設 策 置 本 状 部 況	都 道 府 県	計 団 体
公 立 文 教 施 設	千 円				
農 林 水 産 業 施 設	千 円				
公 共 土 木 施 設	千 円				
そ の 他 の 公 共 施 設	千 円				
小 計	千 円				
公 共 施 設 被 害 市 町 村 数	団 体				
そ の 他	農 業 被 害	千 円	災 害 適 用 救 市 町 助 村 名 法	計 団 体	
	林 業 被 害	千 円			
	畜 産 被 害	千 円			
	水 産 被 害	千 円			
	商 工 被 害	千 円			
	そ の 他	千 円			
被 害 総 額	千 円		119番通報件数	件	
災 害 の 概 況					
応 急 対 策 の 状 況	消 防 機 関 等 の 活 動 状 況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出勤規模、活動状況等を記入すること。)			
	自衛隊の災害派遣	その他			

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

「第 1 号様式災害確定報告」様式

第1号様式（災害確定報告）

市町村名				区 分		被 害		
災 害 名 ・ 報 告 番 号	月 日 時確定			そ の 他	田	流失・埋没	h a	
						冠水	h a	
報 告 者 名					畑	流失・埋没	h a	
						冠水	h a	
区 分		被 害		学 校	箇 所			
区 分		被 害		病 院	箇 所			
区 分		被 害		道 路	箇 所			
区 分		被 害		橋 り よ う	箇 所			
人 的 被 害	死 者 人			河 川	箇 所			
		うち 災害関連死者	人	港 湾	箇 所			
	行 方 不 明 者 人			砂 防	箇 所			
	負 傷 者	重 傷 人			清 掃 施 設	箇 所		
軽 傷 人				崖 く ず れ	箇 所			
住 家 被 害	全 壊	棟		他	鉄 道 不 通	箇 所		
		世帯			被 害 船 舶 隻			
		人			水 道 戸			
	半 壊	棟			電 話 回 線			
		世帯			電 気 戸			
		人			ガ ス 戸			
	一 部 破 損	棟			ブ ロ ッ ク 塀 等	箇 所		
		世帯						
		人						
	床 上 浸 水	棟						
		世帯			り 災 世 帯 数	世 帯		
		人			り 災 者 数	人		
床 下 浸 水	棟		火 災 発 生	建 物 件				
	世帯			危 険 物 件				
	人			そ の 他 件				
非 住 家	公 共 の 建 物	棟						
	そ の 他	棟						

区分		被 害	都 道 府 県 災 害 対 策 本 部	名 称			
公 立 文 教 施 設	千 円			災 害 対 策 本 部	設 置	月	日 時
農 林 水 産 業 施 設	千 円				解 散	月	日 時
公 共 土 木 施 設	千 円		災 害 対 策 本 部 設 置 市 町 村 名				
そ の 他 の 公 共 施 設	千 円						
小 計	千 円						
公 共 施 設 被 害 市 町 村 数	団 体						
そ の 他	農 業 被 害	千 円	災 害 救 助 法 適 用 市 町 村 名	計 団 体			
	林 業 被 害	千 円					
	畜 産 被 害	千 円		計 団 体			
	水 産 被 害	千 円					
	商 工 被 害	千 円					
	そ の 他	千 円		消 防 職 員 出 動 延 人 数	人		
被 害 総 額	千 円		消 防 団 員 出 動 延 人 数	人			
備 考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の概況 消防機関の活動状況 その他(避難指示等の状況)						

## 火災・災害等即報要領による報告

### 即報基準（抜粋）

#### 火災等即報

##### （１）一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- ア 死者が３人以上生じたもの
- イ 死者及び負傷者の合計が１０人以上生じたもの
- ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

##### （２）個別基準

次の火災及び事故については、上記（１）の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

#### ア 火災

##### （ア）建物火災

- a 特定防火対象物で死者の発生した火災
- b 高層建築物の１１階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- c 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災
- d 特定違反對象物の火災
- e 建物焼損延べ面積３，０００平方メートル以上と推定される火災
- f 他の建築物への延焼が１０棟以上又は気象状況等から勘案して概ね１０棟以上になる見込みの火災
- g 損害億円以上と推定される火災

##### （イ）林野火災

- a 焼損面積１０ヘクタール以上と推定されるもの
- b 空中消火を要請又は実施したもの
- c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

##### （ウ）交通機関の火災

- a 航空機火災
- b タンカー火災
- c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
- d トンネル内車両火災
- e 列車火災

##### （エ）その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等

（例示）

- ・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

(ア) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

(イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

(ウ) 特定事業所内の火災（(ア)以外のもの。）

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

(ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

(イ) 負傷者が5名以上発生したもの

(ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

(エ) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

(オ) 海上、河川への危険物等流出事故

(カ) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

(ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの

(イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

(ウ) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの

(エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

(1) 死者5人以上の救急事故

(2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故

(3) 要救助者が5人以上の救助事故

(4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故

(5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故

- (6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
- (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- (8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）

(例示)

- ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・ バスの転落による救急・救助事故
- ・ ハイジャックによる救急・救助事故
- ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

(2)「第1号様式(火災)」様式

第1号様式 (火災)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
報告者氏名	
報告日時	年 月 日 時 分
都道府県市町村 (消防本部)	
報告者氏名	

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他
出火場所	
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 ( 月 日 時 分) (鎮圧日時) ( 月 日 時 分) 鎮火日時
火元の業態・用途	事業所名 (代表者氏名)
出火箇所	出火原因
死傷者	死者(性別・年齢) 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽症 人 死者の生じた理由
建物の概要	構造 建築面積 m <sup>2</sup> 階層 延べ面積 m <sup>2</sup>
焼損程度	全焼 棟 } 計 棟 焼損面積 半焼 棟 } 部分焼 棟 } 建物焼損床面積 m <sup>2</sup> ぼや 棟 } 建物焼損表面積 m <sup>2</sup> 林野焼損面積 ha
り災世帯数	世帯 気象状況
消防活動状況	消防本部(署) 台 人 消防団 台 人 その他(消防防災ヘリコプター等) 台・機 人
救急・救助活動状況	
災害対策本部等の設置状況	
その他参考事項	

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

(3)「第2号様式(特定の事故)」様式

第2号様式 (特定の事故)

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
  - 2 危険物等に係る事故
  - 3 原子力施設等に係る事故
  - 4 その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
報告者氏名	
報告日時	年 月 日 時 分
都道府県市町村 (消防本部)	
報告者氏名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他( )			
発生場所				
事業所名	特別防災区域	〔レリアウト第一種、第一種、第二種、その他〕		
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分	
	( 月 日 時 分 )	鎮火日時 (処理完了)	( 月 日 時 分 )	
消防覚知方法	気象状況			
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高压ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他( )		物質名	
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高压ガス施設 4 その他( )			
施設の概要	危険物施設の区分			
事故の概要				
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人		負傷者等 人( 人 )	
			重 症 人( 人 )	
			中 等 症 人( 人 )	
			軽 症 人( 人 )	
消 防 防 災 活 動 状 況 及 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	出 場 機 関		出場人員	出場資機材
	事業所			
	自衛防災組織		人	
	共同防災組織		人	
	そ の 他		人	
	消防本部(署)		台	
	消 防 団		台	
	消防防災ヘリコプター		機	
	海上保安庁		人	
警戒区域の設定 月 日 時 分		自 衛 隊	人	
使用停止命令 月 日 時 分		そ の 他	人	
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

(4)「第3号様式(救急・救助事故)」様式

第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
報告者氏名	
報告日時	年 月 日 時 分
都道府県市町村 (消防本部)	
報告者氏名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死 傷 者	死者(性別・年齢)	負傷者等	人 ( 人 )	
	計 人	{ 重症 人 ( 人 ) 中等症 人 ( 人 ) 軽 症 人 ( 人 )		
	不明 人			
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救 助 人 員		
消防・救急・救助 活 動 状 況				
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者欄の( )書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

# 緊急通行車両事前届出書及び事前届出済証様式

別記様式第1号

(表)

( ) 第 号 緊急通行車両事前届出書 年 月 日 大阪府公安委員会殿	
申請者住所 (電話) 氏名 印	
行政機関等の名称等	1 指定行政機関 2 指定地方行政機関 3 地方公共団体(執行機関を含む) 4 指定公共機関 5 指定地方公共機関 6 その他( ) 名称( )
業 務 の 内 容	1 警報の発令 2 消防等の応急措置 3 救難救助等 4 児童等の教育 5 施設等の応急復旧 6 保健衛生 7 社会秩序の維持 8 緊急通行の確保 9 災害の防御等 10 その他( )
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)	
大阪府以外での災害応急対策に関する活動計画の策定の有無及びその活動地域	有 滋賀県・京都府・兵庫県・奈良県・和歌山県 その他の都道府県( ) 無
車 両 の 使 用 者	住 所 ( ) 局 番
	氏 名
番号票に表示されている番号	
出 発 地	

注：この届出書を2通作成し、申請に係る車両の自動車検査証の写し1通を添付の上、当該車両の使用の本拠地を管轄する警察署（指定行政機関等の保存する車両以外の車両については、輸送協定書又は指定行政機関等の上申書の写しを添付の上、災害応急対策業務に係る指定行政機関等の所在地を管轄する警察署）に提出すること。

(裏)

( ) 第 号 年 月 日 緊急通行車両事前届出済証 大阪府公安委員会 印
注意事項 1 災害時には、事前届出を行った警察署にこの緊急通行車両事前届出済証を提示して所要の手続きを受けること。 2 特別な事情により事前届出を行った警察署で手続きができない場合には、他の警察署等で手続きを受けること。 3 届出内容に変更を生じ、又は届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、事前届出を行った警察署に届け出て再交付の手続きを受けること。 4 事前届出を受けた車両について、次のいずれかに該当するときは、速やかに事前届出を行った警察署に届出済証を返納すること。 (1) 緊急通行車両として使用される車両に該当しなくなったとき。 (2) 当該車両が廃車となったとき。 (3) その他緊急通行車両としての必要性がなくなったとき。



標 章

別記様式第 3 (第 6 条関係) (平 7 総府令 39・全改、平 8 総府令 1・旧様式第 2 繰下)



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録 (車両) 番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録 (車両) 番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。





避難者名簿様式

避難者名簿 整理番号 ( )

報告者：(所属) (氏名)

<input type="checkbox"/> 避難所名				<input type="checkbox"/> 開設・閉鎖日時			
				月 日 時 分 開設		月 日 時 分 閉鎖	
<input type="checkbox"/> 避難所派遣職員名				<input type="checkbox"/> 報告日時			
(所属)		(氏名)		月 日 時 分 現在			
避難者氏名	年齢	性別	住 所	避難日時	退所日時	備考 (注)	
1		男・女		月 日 時 分	月 日 時 分	乳幼・児・高・障・その他	
2		男・女		月 日 時 分	月 日 時 分	乳幼・児・高・障・その他	
3		男・女		月 日 時 分	月 日 時 分	乳幼・児・高・障・その他	
4		男・女		月 日 時 分	月 日 時 分	乳幼・児・高・障・その他	
5		男・女		月 日 時 分	月 日 時 分	乳幼・児・高・障・その他	
6		男・女		月 日 時 分	月 日 時 分	乳幼・児・高・障・その他	
7		男・女		月 日 時 分	月 日 時 分	乳幼・児・高・障・その他	
8		男・女		月 日 時 分	月 日 時 分	乳幼・児・高・障・その他	
9		男・女		月 日 時 分	月 日 時 分	乳幼・児・高・障・その他	
10		男・女		月 日 時 分	月 日 時 分	乳幼・児・高・障・その他	

(注) 乳幼：0 歳から小学校入学未満、児：小学生、高：65 歳以上、障：障害者、その他：その他の災害時要援護者

---

---

岸和田市地域防災計画  
資料集

令和 8 年 6 月 修正

編集発行

岸和田市防災会議

岸和田市危機管理部危機管理課

〒596-8510

岸和田市岸城町 7 番 1 号

電話 072-423-2121 (代表)

---

---